

.....  
科学上及び技術上の助言に関する補助機関  
第13回会合、2000年9月11～15日、於リヨン  
暫定議事第7項  
実施に関する補助機関  
第13回会合、2000年9月11～15日、於リヨン  
暫定議事第7項

京都議定書第6、12、17条に基づくメカニズム  
原則、方法、規則、指針に関する総合的案文  
両議長による注釈

目次

	<u>項目</u>	<u>ページ</u>
序言.....	1～11	5
<b>第一部：京都議定書第6条.....</b>		<b>7</b>
.〔決議案〔第A/CP.6号〕：京都議定書第6条実施のための指針〕.....		7
. 附属書：京都議定書第6条の実施に関する指針.....	1～126	10
A. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国 会議の役割.....	1～4	10
B. 〔（クリーン開発メカニズムの）理事会〕.....	5～10	11
C. 認定機関.....	11～14	13
D. 認定された独立した組織.....	15～16	14
E. 参加.....	17～24	15
F. 事業の範囲.....	25～27	18
G. 第6条の事業に対する適格性の確認.....	28～66	18
H. 登録.....	67～75	25
I. モニタリング.....	76～82	28
J. 第6条の事業に対する適格性の検証.....	83～91	30
K. 認証.....	92～97	31
L. 排出削減単位の発行.....	98～101	32
附属書に対する附則		
X. 補足性.....	102～107	34
A. 独立した組織認定の基準と手続.....	108～110	37
B. 〔事業提案書〕〔UNFCCC第6条参照マニュアル〕.....	111～122	41
C. 締約国による報告.....	123～125	48
D. 〔「収益の一部」の決定と配分〕.....	126	50

## 第二部：京都議定書第12条

. [決議案 [第B/CP.6号]：京都議定書第12条で規定されたクリーン開発メカニズムに関する方法と手続] .....	51
. 附属書：クリーン開発メカニズムに関する方法と手続 .....	56
A. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の役割 .....	1~6 56
B. 理事会 .....	7~25 58
C. 認定機関 .....	26~29 62
D. 指定された運営組織 .....	30~31 62
E. 参加 .....	32~48 63
F. 資金供与 .....	49~53 68
G. CDM事業に対する適格性の確認 .....	54~89 69
H. 登録 .....	90~95 77
I. モニタリング .....	96~102 79
J. CDM事業に対する適格性の検証 .....	103~104 81
K. 認証 .....	105~108 82
L. 認証排出削減量の発行 .....	109~114 82
附属書に対する附則	
X. 「の一部」/補足性 .....	115~118 84
A. 運営組織認定の基準と手続 .....	119~121 86
B. UNFCCCクリーン開発メカニズム参照マニュアル .....	122~127 90
C. 締約国による報告 .....	128~130 94
D. 「収益の一部」の決定と配分 .....	131 96
E. >適応化基金に関する決議第X/CP.6号< .....	1~6 97

## 第三部：京都議定書第17条

. [決議案 [第C/CP.6号]：排出量取引に関する原則、方法、規則、指針] .....	99
. 附属書：排出量取引に関する方法、規則、指針 .....	1~18 102
附属書に対する附則	
X. 補足性 .....	19~23 108
A. 国内制度 .....	111
B. 締約国による報告 .....	24~26 112
C. [「収益の一部」の決定と配分] .....	27 114

## 第四部：登録簿

. [決議案 [第D/CP.6号]：登録簿に関する規則と指針] .....	115
. 附属書：登録簿に関する規則と指針 .....	1~21 116
附属書に対する附則	
締約国の国内登録簿に含まれる公表可能な情報 .....	22~27 121

## 序 言

### A. 委任された権限

1. 締約国会議 (COP) は第 5 回会合で、決議第 14/CP.5 号に基づき両補助機関に対して COP 第 6 回会合において京都議定書第 6、12、17 条に基づくすべてのメカニズムについて決議を行えるように、COP 第 6 回会合に先だって開催される両機関の会合でクリーン開発メカニズム (CDM) に優先順位をにおいて、京都議定書の 6、12、17 条に従うメカニズムに関する原則、方法、規則及び指針について追加交渉のための基盤となる総合的案文を作成し、また適宜、議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議 (COP/MOP) 第 1 回会合に対する勧告も含めて、提出するよう要請した。

2. COP は同決議により、両補助機関の議長に対して、第 6 回締約国会議のための準備作業について専門的観点から支援するためのインターセッショナルミーティングとワークショップを、適宜透明性と参加者の地域的バランスの必要性及び締約国が専門家の作業を検討する必要性を考慮に入れ、召集することも要請した。

3. 両議長の要請に基づき、案内状だけによるインフォーマルコンサルテーション (2000 年 8 月 21~22 日、於ボン) 及びメカニズムに関するワークショップ (フランス国リヨンにおける両機関の第 13 回会合の前週に開催) が召集され、Mr. Chow Kok Kee (マレーシア) が議長をつとめる予定である。これら会合に関する口頭の報告は、Mr. Chow が両補助機関の第 13 回会合で行う予定である。

### B. 注釈の範囲

4. 両議長による本注釈には、両補助機関の第 13 回会合で検討される追加交渉のための基盤となる総合的案文が含まれる。この総合的案文は、2000 年 6 月 5 ~ 8 日にドイツ国ボンで開催されたメカニズムに関するワークショップの議長による非公式注釈を両補助機関の第 12 回会合で検討した結果、及び同会合で提示された締約国の追加の意見に基づいている。

5. 両補助機関はその第 12 回会合において各締約国に対して、追加の提案を希望する場合は、文書 FCCC/SB/2000/4 の案文に直接関係のある提案を簡潔な法律用語で 2000 年 8 月 1 日までに提出するよう要請した。これら提案は、両補助機関の第 13 回会合以前に発行されるその他 (miscellaneous) 文書の中に入れられる。期限以後に提出された提案は第 13 回会合で発表される。

### C. 取組方法

6. この総合的案文は、それぞれ第 6 条の事業、CDM、排出量取引及び登録簿に関する 4 部によって構成される。各部には以下が含まれる。

(a) 主として原則に関する部分（登録簿に関する決議の場合を除く）を含む決議案。  
本注釈では、決議の内容がどのように表現されるかを示すために COP 及び COP/MOP のフォーマットを使用している。このフォーマットがまだ暫定的なものであることを示す場合は、斜体文字を使用した。これら決議のフォーマットは統一化する必要があると思われ、従ってまだ調整の対象となり得る。

(b) 適宜、方法、手続、規則及び指針を含む附属書。

(c) 「の一部」 / 補足性の決定、認定の基準と手続、参照マニュアル、適応化基金の設置方法、及び報告書作成などの問題に対処する附則。

7 . 上記 6 項で述べたような個々の決議案は、締約国会議第 6 回会合で検討する場合、単一の共通決議案とすることができる。

8 . 統合或いは集約化が可能な場合、両議長は単一の案文を提案し、それができない場合は番号付きの選択肢として、或いは括弧内に入れて表示した。案文が記号 > と < に挟まれている場合は、両補助機関の第 12 回会合で一又は複数の締約国が当該部分について意見を留保したことを示している。

9 . この総合的案文を検討するに当たり、締約国におかれては、京都議定書第 6、12、17 条に基づくメカニズムについて「その他」文書に含まれるすべての締約国提案が考慮に入れられていることに留意願いたい。

#### **D. 両補助機関が取り得る対策**

10 . 両補助機関は、本文書に留意して、両議長に対してこの総合的案文を追加交渉の根拠として提出することにつき手引きを提供願いたい。

11 . 各締約国は、特に COP6 以前と以後に行われるべき追加作業の内容、及びそれに関連する所要資源を明らかにしていただきたい。

## 第一部：京都議定書第6条

### 【決議案〔第A/CP.6号〕：京都議定書第6条実施のための指針

締約国会議は、

京都議定書第6条を想起し、

その決議第1/CP.3号、特にその5(c)項を想起し、

また、主として京都議定書第6条の諸規定に関する指針について適宜この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議第1回会合に対する勧告も含めて、その第6回会合において京都議定書第6、12、17条に基づくすべてのメカニズムについて決議を行えるように、クリーン開発メカニズム(CDM)に優先順位をおいた、メカニズムに関して実施される作業計画を定めたその決議第7/CP.4号も想起し、

また、その決議第8/CP.4号も想起し、

更に、その決議第14/CP.5号も想起して、

1. 関係締約国に対して、附属書に含まれる<sup>1</sup> > 移行期経済の <<sup>2</sup> 締約国の第6条事業活動への参加を容易にするように要請する。

2. 議定書発効後の議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議第1回会合が下記の決議を採択するように勧告する。

### 決議 / [CMP.1]：京都議定書第6条実施のための指針

京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、

京都議定書第3条及び第6条に含まれる諸規定を考慮に入れ、

第6条に従って、附属書に含まれるいかなる締約国<sup>3</sup>も第3条に基づくその約束を満たす目的で第6条<sup>4</sup>の事業活動に参加できること、及びいかなる排出削減単位の取得も第3条に基づく約束を満たす〔また本決議附属書の附則Xに含まれる規定を反映させる〕ことを目的とする国内的な行動を補足するものであることを念頭に置き、

また、〔第3条10項及び11項〕〔京都議定書第3条10項に従って、一の締約国が他の締約国から第6条又は第17条の規定に基づき取得するいかなる排出削減単位又はいかなる割当量の一部も、取得する締約国の割当量に追加されること、及び京都議定書第3条11項に従って、一の締約国が他の締約国に対して第6条又は第17条の規定に基づき移転するいかなる排出削減単位又はいかなる割当量の一部も、移転する締約国の割当量から差し

<sup>1</sup> 「附属書に含まれる締約国」とは、今後改訂される可能性もある条約附属書に含まれる締約国、又は条約第4条2(g)項に基づき通知をした締約国を意味する。

<sup>2</sup> 記号>と<は、両補助機関の第12回会合で、これら記号に挟まれる案文について一又は複数の締約国が意見を留保していることを示す。

<sup>3</sup> 「締約国」とは、別途指定しない限り京都議定書の締約国を意味する。

<sup>4</sup> 「条」とは、別途指定しない限り京都議定書の条項を意味する。

引かれること)を念頭に置き、

第6条の目的を達成するための行動において、締約国は条約第3条、特に下記の事項を指針とすることを確認し、即ち、

> 衡平性：排出の公正な権利に関する衡平性。附属書 に含まれる締約国とそれに含まれない締約国との間に永続的に存在する不公平性を回避できるように、先進国は人口一人あたりの排出量が先進国と発展途上国との間で収束経路 (converging path) に到達する水準まで温室効果ガス排出量を圧縮するものとする。 <

> この議定書は附属書 及び附属書 B に含まれる締約国に対していかなる権利、所有権、又は資格も作り出す或いは付与するものではなく、また国際的な市場システム又は市場体制を作り出すものではないという認識。 <

〔包括性：第6条に基づく事業はすべての関連する温室効果ガスの発生源、吸収源、貯蔵庫、適応化対策を包括的に対象とし、すべての経済分野を包含する。〕

> 透明性 <

〔気候変動への有効性：第6条によるいかなる事業活動も、第6条1(b)項に従って、他の場合でも発生するであろうものに追加する発生源による排出削減、或いは吸収源による除去の強化をもたらすものでなければならない。〕

ファンジビリティ/ノンファンジビリティ：締約国は排出削減単位〔、認証排出削減量〕及び〔割当量単位〕〔割当量の一部〕を〔同等な環境的有效性を確保する目的でCOP/MOP が設定する規則と手続に従って〕取引すること〔ができる〕〔はできない〕。

決議第A/CP.6号を勸案して、

1. 第6条の実施について、本決議の附属書に含まれる指針を採択することを決議する。
2. 〔第12条8項に従って使われる「収益の一部」を第6条の事業に適用するものとし、「収益の一部」は  $[y \text{ の } x\%]$  とし、そのうち運営経費に割り当てられるのは  $[z\% \text{ 未満}]$ 、適応化基金に割り当てられるのは  $[100 - z\% \text{ 以上}]$  とすることを決議する。気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国が適応化の経費を満たすのを支援するための「収益の一部」は、条約及び議定書の他の規定に基づく適応化活動に対する附属書 に含まれる締約国による資金供与に追加されるものでなければならない。〕
3. 排出削減単位の配分は、関与する締約国及び法人が決めることを決議する。
4. 選択肢1：附属書に含まれる指針及びそれに基づき設定される他の指針を見直し、適宜改訂することを決議する。初回は〔2012年〕以前に行い、その後は定期的に行うものとする。改訂は、〔第一約束期間及び〕既に〔承認されている〕〔登録されている〕事業活動に影響を与えないものとする。

選択肢2：科学上及び技術上の助言に関する補助機関<sup>5</sup>は、締約国による関連する経

---

<sup>5</sup> 京都議定書第15条に含まれる規定による。

験を考慮に入れてこれら指針の改訂の可能性を検討できることを決議する。改訂は第1約束期間及び実行中の事業活動に影響を与えてはならない。

5 .〔条約事務局に対して〕本決議附属書に含まれる同事務局に割り当てられた職務を遂行するように要請する<sup>66</sup>。】

---

<sup>66</sup> 運営に関する本項に関連する資源の問題を明確にする必要がある。

## ・ 附属書：京都議定書第 6 条の実施に関する指針

### A. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の役割

選択肢 A：

(注釈：第 6 条の諸規定以外に、COP/MOP の役割に関する規定はない。)

選択肢 B：( 1 ~ 4 項 )

1 . 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議 ( COP/MOP ) は、下記により第 6 条<sup>1</sup>の実施についてその権限を行使し、手引きを設定するものとする。

(a) [ 理事会<sup>2</sup> ] 会合の暫定議題の作成と配布、及び締約国と認可されたオブザーバーが [ 理事会 ] で行う発表に関する規則と手続を承認する。

(b) 本附属書の諸規定に従って提出される [ 理事会 ] の勧告を検討し、適宜決議を行う。

(c) [ 理事会 ] の年次報告書を検討し、適宜 [ 理事会 ] に対してベースライン決定方法、モニタリング、検証、認証、認定、報告に関する指針、及び報告フォーマットなどの問題について手引きを与える。

2 . > COP/MOP は、[ 理事会 ] による決議に対する異議申し立てを検討する [ ことができる ] [ ものとする ]。COP/MOP は、[ x か国 ] の締約国の要請により或いは独自の判断により、SBSTA 及び SBI による技術上及び手続上の助言に基づいて、[ 理事会 ] の決議又はその他の行動を見直し、変更し、或いは無効とすることができる<sup>3</sup>。COP/MOP は [ x か国 ] の締約国の要請を受けてから [ x ] [ か月 ] [ 回の会合 ] 以内に最終決議を行うものとする。 <

3 . [ COP/MOP は、附属書 に含まれる締約国、第 6 条の事業活動の提案者或いはそれら事業活動によって影響を受ける公的な又は民間の組織からの異議申し立てを調停するものとする。 ]

4 . > 締約国間の紛争の調停は、条約第 14 条に従って行われるものとする。 <

### B. [ [ クリーン開発メカニズムの ] 理事会 ]

<sup>1</sup> 「条」とは、別途指定しない限り京都議定書の条項を意味する。

<sup>2</sup> [ 理事会 ] という用語が使われている場合は、常に [ [ CDM の ] 理事会 ] を意味する。

<sup>3</sup> 京都議定書第 15 条に基づく。



選択肢 A :

(注釈：第 6 条には理事会に関する規定はない。)

選択肢 B : ( 5 ~ 10 項 )

5 . [ 理事会 ] は、第 6 条の事業活動が条約、議定書及び COP/MOP によるすべての関連決議に準拠するように、監督者としての職務を果たすものとする。[ 理事会 ] は本決議、その附属書及び COP/MOP による関連決議で言及される職務と権限を行使する責任を負うものとする。[ 理事会 ] は [ COP/MOP とは別の常設機関として ] COP/MOP に対して全面的に説明責任を負うものとする。

6 . [ 理事会 ] は、特に

(a) [ 第 6 条の事業活動が可能な限りすべての関連する温室効果ガスの発生源、吸収源、貯蔵庫、適応化対策を包括的に対象とし、すべての経済分野を包含するようにする。]

(b) >> 第 6 条の事業活動を行える分野及び含まれる事業活動の種類を改訂及び修正し [ て、COP/MOP に対してその採択を勧告し ]、並びに < 以下の第 6 条の事業に対する適格性の確認に関する G 項の諸規定に従って新しいベースラインとモニタリング方法を決定し [ て、COP/MOP に対してその採択を勧告する。 ] <

(c) COP/MOP の決議に従って法人参加者<sup>4</sup>へ手引きを与える。

(d) > 特に移行期経済諸国を中心とする附属書 に含まれる締約国<sup>5</sup>が第 6 条の事業活動へ参加するのに必要な能力向上を支援するために COP/MOP が適宜設定するメカニズムを推進し <、COP/MOP が設定する枠内で第 6 条に基づく他の諸機関へ適宜職務を [ 委託し ] [ 割り当て ]、[ また特に移行期経済諸国を中心として附属書 に含まれるすべての締約国による幅広い参加を推進するのに必要な制度的能力の育成に関する多国間機関の役割を定める ]。

(e) 主として [ 理事会 ] 会合の暫定議題の作成と配布に関する [ 理事会 ] の効率的な運営のため、及び締約国<sup>6</sup>と認可されたオブザーバーが [ 理事会 ] で行う発表のための規則と手続について、COP/MOP に対して決議を行うように勧告する。

(f) [ 登録済み事業設計文書、公衆から受け取ったコメント、適格性検証報告書、理事会の決議及び発行済みのすべての ERUs<sup>7</sup>を含めて、事業活動に関する守秘義務のないすべての情報 ] [ 識別番号を含めて第 6 条の事業活動に関する守秘義務のない情報 ] を公表す

---

<sup>4</sup> 「法人参加者」とは、第 6 条 3 項で言う「法人」を意味する。

<sup>5</sup> 「附属書 に含まれる締約国」とは、今後改訂される可能性もある条約附属書 に含まれる締約国、又は条約第 4 条 2(g) 項に基づき通知をした締約国を意味する。

<sup>6</sup> 「締約国」とは、別途指定しない限り議定書の締約国を意味する。

<sup>7</sup> 「排出削減単位 ( ERU )」は、決議第 D/CP.6 号附属書に従って定義される。

る。

(g) COP/MOP の各会合で、その活動、登録された新規事業、発行された ERUs について報告し、適宜 COP/MOP で検討する勧告書を作成する。

(注釈：理事会の構成については CDM に基づく諸規定が適用されると想定して、ここにはそれに関するいかなる規定も含めない。)

(注釈：以下の各項目は〔理事会〕と下記 D 項で職務を説明する「独立した組織」との関係に関するものである、締約国は、CDM では「運営組織」という用語が使われていることに留意願いたい。)

7. > 「理事会」は独立した組織の認定機関となる。 <〔理事会〕はすべての独立した組織に関する公表可能なりストを維持するものとする。

8.〔理事会〕は、ある独立した組織がもはや COP/MOP の決議に含まれる認定基準又は必要条件を満たしていないと判断した場合、その認定を停止又は撤回することができる。

〔理事会〕はかかる決定を当該独立した組織と COP/MOP へ直ちに通知するものとする。

> 登録されている事業活動は、それに関する適格性確認報告書、適格性検証報告書又は認証書の中で見いだされた欠陥が認定の停止又は撤回の理由にならない限り、認定の停止又は撤回の影響を受けないものとする。 <〔理事会〕が行う認定撤回に関するいかなる決議も、当該独立した組織が聴聞の機会を持った後でのみ行われるものとする。理事会はこの種の事例に関する決議を公表するものとする。

9.〔理事会〕は認定基準を適宜見直し、COP/MOP に対して改訂及び修正を採択するように勧告することができる。

(次の項目は「収益の一部」に関するものである。)

10.〔理事会〕は ERUs の発行要請を受け取り次第、〔第 12 条 8 項で述べた〕「収益の一部」を評価するものとする。〔理事会〕は事業活動の結果として発行される ERUs の数量から、事業参加者<sup>8</sup>へ配分する前に、適切な〔収益の一部〕〔件数の ERUs〕を差し引くものとする。運営経費をまかなうために使われる収益の一部の金額は、〔理事会〕がその目的のために保有するものとする。気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国が適応化費用を満たすのを支援するのに使われる〔残る〕収益の一部の金額は、〔COP〕〔COP/MOP〕によって設置される適応化基金へ移管されるものとする。 <

---

<sup>8</sup> 「参加者」とは、第 6 条の事業活動〔について〕〔を実施するための〕契約を締結している締約国、締約国の居住者法人、又はそれら双方を意味する。

### C. 認定機関

選択肢 A :

(注釈：第6条には認定機関に関する規定がない。)

選択肢 B : (11 ~ 14 項)

11. 認定機関は附則 A に含まれる基準と手続及び〔理事会〕〔COP/MOP〕による関連決議に従って独立した組織を認定するものとする。

12. > 認定基準に関連して独立した組織の提出する情報が認定に関する決議を行うのに不十分な場合、認定機関は独立した組織と協力して適格性分析を行うことができる。これは

(a) 評価されるニーズに対応する技能の査定からなり、

(b) 関連する各技術分野の必要条件を対象とし、

(c) 当該独立した組織が第6条の事業活動の代表的な技術分野、環境的状况及び関連する影響を明確にできることを立証するためのものである。 <

13. 認定機関は、〔x〕年を越えない定期的間隔で、またどの段階であれ抜き打ち検査を通じて、独立した組織が引き続き認定基準に準拠しているか見直すものとする。それには適宜下記が含まれる。

(a) 独立した組織の関連する職務及び活動の検査、

(b) 下請けに出す作業を含めて適格性の確認、検証及び/又は認証作業の質の監視。

14. 独立した組織を見直すに当たり、認定機関は必要に応じて独立した組織及び/又は事業参加者に追加の情報を要求することができる。

### D. 認定された独立した組織

選択肢 A :

(注釈：第6条には独立した組織に関する規定がない。)

選択肢 B : (15 ~ 16 項)

15. 認定された独立した組織は、D 項、G ~ K 項及び本決議の附属書並びに COP/MOP〔及び理事会〕のその他関連決議で述べる職務を遂行する責任を負うものとする。

16. 認定された独立した組織は、

(a) 認定機関を通じて COP/MOP によって認定される。

(b) 〔理事会〕〔及び第6条の事業活動について指定された受入締約国の国内当局〕の監

督を受け、〔理事会〕を通じて COP/MOP に対して全面的な説明責任を負うものとする。

(c) 〔第 6 条の事業活動について指定された受入締約国の国内当局によって、そこで運営することを認可される〕〔それが適格性を確認、検証及び / 又は認証しようとする第 6 条の事業活動を受け入れる締約国の適用法を遵守する〕ものとする。

(d) COP/MOP 〔及び理事会〕の該当する決議で指定された方法及び手続に準拠するものとする。

(e) 認定基準に関連する状況に変化が生じた場合に、直ちに認定機関へ報告する。状況の変化が認定基準に違反するものではないと認定機関が判断した場合、認定機関は当該独立した組織の認定を追認するものとする。

(f) 自らが適格性を確認した事業活動における発生源による排出削減及び / 又は吸収源による除去の強化を検証及び / 又は認証してはならない。

(g) 自らが確認した又は発生源による排出削減及び / 又は吸収源による除去の強化を自らが検証及び / 又は認証したすべての事業活動のリストを維持し発表するものとする。これには、該当する場合にそれらの職務に使用した下請け業者の明細も含まれる。

(h) 附則 A に従って〔理事会〕へ年次活動報告書を提出する。附則 A で義務づけられる文書化と記録のシステムを当該年次報告書の根拠とするものとする。

## E. 参加

17. 第 6 条の事業活動への参加は自主的なものである。

選択肢 1 : ( 18 項 )

18. 附属書 に含まれる締約国は、下記の場合に第 3 条に基づく排出の抑制と削減に関するその数量化された約束を遵守する一助として〔補足性に関する規定を条件として、第 3 条に基づくその排出に関する約束を達成するための不足分を埋め合わせるために〕 ERUs を使用することができる。

(a) 当該締約国が議定書を批准している。

(b) 〔排出明細と割当量の計算に関する〕条約第 5 条と第 7 条 > 及び第 12 条 < に基づくその約束、第 6 条の事業活動について設定された規則と指針、及び議定書の関連諸規定に〔準拠している〕〔対する不履行を立証されていない〕。

(c) COP/MOP によって採択された履行体制に拘束されており、第 6 条の事業活動への参加から、その手続とメカニズム > 特に第 2 条 1 項及び 3 項、第 3 条 2 項及び 14 項、第 6、11、12、17 条に関する諸規定 < に従って、除外されていない。 < ; <

(d) > 決議第 D/CP.6 号に含まれる登録簿に関する諸規定〔を履行している〕〔に準拠している〕。 <

(e) 〔附属書 X に従って〕国内の〔行動〕〔政策と措置〕を通じて十分な排出削減を達成し

ている。]

選択肢 2 : ( 19 ~ 20 項 )

19 . 第一約束期間の開始に先立って、第 8 条に基づき設置される専門家検討チームは、第 3 条の諸規定に基づく移転と取得に関する下記の適格規準の、締約国による遵守状況を検討するものとする。

(a) 議定書の批准。

(b) > COP/MOP によって採択された履行体制に拘束されており、第 6 条の事業活動への参加から、その手続とメカニズム > 特に第 2 条 1 項及び 3 項、第 3 条 2 項及び 14 項、第 6、11、12、17 条に関する諸規定 < に従って、除外されていない。 <

(c) 決議第 /CP.6 号で設定される指針に従って、発生源による人為的排出と吸収源による除去を推定するための国内制度の実施。

(d) 決議第 D/CP.6 号で設定される指針に従って、第 3 条 10、11、12 項の諸規定に基づき移転又は取得される割当量の一部、認証排出削減量、排出削減単位を追跡する国内登録制度の設定。

(e) COP/MOP の決議によって設定される〔予定の〕基準に対する基準年温室効果ガス排出明細と温室効果ガス明細報告書の完全性と正確性。

(f) COP/MOP の決議によって設定される〔予定の〕基準に対する入手可能な最新の年間温室効果ガス排出明細と温室効果ガス明細報告書の期限までの提出、完全性及び正確性。

(g) 決議第 4/CP.5 号で指定された、又はその後の〔COP〕〔及び / 又は〕〔COP/MOP〕の決議によって改訂される指針に従って義務づけられる最新の定期的国別報告書の提出。

20 . 第一約束期間の開始後、遵守機関は専門家検討チームの提出する情報に基づいて、締約国による下記の適格規準の継続的な遵守状況を検討し、それに関する決議を行うものとする。

(a) COP/MOP が定める期日までに年間温室効果ガス明細と温室効果ガス明細報告書の提出。

(b) COP/MOP の決議によって設定される〔予定の〕基準に対する年間温室効果ガス明細と温室効果ガス明細報告書の完全性と正確性。

(c) 決議第 D/CP.6 号に含まれる指針に従って国内登録制度の維持。

(d) 決議第 4/CP.5 号で指定された、又はその後の〔COP〕〔及び / 又は〕〔COP/MOP〕の決議によって改訂される指針に従って定期的国別報告書の提出。

21 . > 第 4 条に基づき事業を運営している締約国は、同じ第 4 条の取決めにに基づき運営している他の締約国又は当該締約国が所属しそれ自体が議定書の締約国となっている地域的

な経済統合のための機関が、第5条及び第7条に基づくその義務を履行していない場合、第6条の事業活動から発生する ERUs を〔第3条によるその約束を履行する一助として〕〔取得〕〔移転〕〔使用〕することが〔できる〕〔できない〕。 <

22. 附属書 に含まれる締約国の居住者である法人は、下記の場合に当該締約国の承認を得て第6条の事業活動に参加することができる。

(a) 当該締約国が、〔第3条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束を履行する一助として ERUs を使用することができる〕〔第6条の動への参加から除外されていない〕。

(b) > 当該法人が、第6条について設定された規則と指針を履行している。 <

(c) > 当該法人が、〔理事会〕〔その国の政府〕によって設定された手引きを履行している。 <

23. 締約国は、当該締約国及びその居住者である或いはその管轄区域で操業する法人による第6条の事業活動への参加について、ここに設定する指針と首尾一貫した国内指針を立案することができる。締約国はその国内指針を公表するものとする。

24. 第6条の事業活動へ参加する締約国は、

(a) > 第6条の事業活動を承認する国内当局を指定するものとする。 <

(b) > 事業の〔構想文書〕〔提案〕の検討と承認に関する手続を含めた法律的及び制度的枠組みを立案し発表する。 <

(c) > 事業の〔構想文書〕〔提案〕に基づいて、第6条の各事業活動を承認する。 <

(d) > 指定された国内当局から事業の参加者へ、各事業の〔構想文書〕〔提案〕が承認されたことを立証する正式承認文書を交付する。 <

(e) ベースラインの設定に必要なデータへのアクセス及び/又はその生成について適宜事業の参加者と協力する。

(f) 第6条の活動への参加を承認した締約国〔の居住者である〕〔の〕法人に関する最新のリストを維持する。このリストは当事務局と公衆に対して公表されるものとする。

(g) 第6条の活動への参加を承認した法人に、適用される規則と手続を履行させるものとする。

(h) 附則 C に従って報告を行う。

## F．事業の範囲

(注釈：この F 項は、G、H、I、K 項と違って一つの選択肢と見なすことができる。)

25．第 6 条に基づく事業は、議定書の附属書 A にリストアップされた一又は複数のガスを対象とするものとする。

26．第 6 条に基づく事業は、議定書の附属書 A にリストアップされた発生源による温室効果ガスの排出削減、又は吸収源による除去の人為的強化において、他の場合にも発生するであろうものに追加する削減又は除去をもたらすものでなければならない。吸収源による除去の強化は、第 3 条 3 項に含まれる活動、及び第 3 条 4 項に基づくその他の追加的活動を対象とする。

27．パイロットフェーズの共同実施活動に基づく事業は、それがこれら指針で設定される基準に合致する場合、及び事業に関与する締約国がそれを第 6 条の事業活動と見なすことに同意した場合、第 6 条に基づく事業として遂行する適格性を持つものとする。

## G．適格性確認

選択肢 A：

(注釈：第 6 条には適格性確認に関する規定はない。)

選択肢 B：(28～29 項)

28．適格性確認は、ある認定された独立した組織が、ある事業活動を、その事業〔設計文書〕〔提案〕に基づく第 6 条の事業活動の必要条件と対比して第三者的に評価するプロセスである。

29．> 締約国は、事業提案の適格性確認について独自の手続と基準を立案することができる。<

選択肢 C：(30～66 項)

30．適格性確認は、ある認定された独立した組織が、ある事業活動を、その事業〔設計文書〕〔提案〕に基づく第 6 条の事業活動の必要条件と対比して第三者的に評価するプロセスである。

31．事業レベルでの気候変動緩和に関連する実質的、測定可能、かつ長期的な便益を確保するために CDM 事業活動に求められるすべての厳格さと条件を、第 6 条の事業に適用しなければならない。

32. 事業設計文書は、附則 B に含まれる UNFCCC 第 6 条参照マニュアルによる必要条件を履行するものでなければならない。事業活動の適格性確認はそれを第 6 条の事業活動として登録するための前提条件である。

33. 事業の参加者は契約上の取決めに基づき、適格性確認のために事業設計文書を、ある認定された独立した組織へ提出する。事業設計文書には、〔主として提案される事業固有の又は〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインとモニタリング計画を含めて、UNFCCC 第 6 条参照マニュアルに従って当該事業活動を第 6 条の事業活動として適格性の確認をするのに必要な〕〔本決議で指定される事業活動の登録に必要な〕すべての情報を含めるものとする。

34. 認定された独立した組織は、事業設計文書の中で提出される特許を持つ情報について〔UNFCCC 第 6 条参照マニュアルに含まれる諸規定に従って機密が保持される〕ようにするものとする。排出の追加性を判定するのに必要な情報は、守秘義務のあるものとは見なされないものとする。

35. 事業の参加者が事業活動の適格性確認を受けるために選定する認定された独立した組織は、下記の必要条件が満たされているか確認するために事業設計文書及び裏付け文書を検討するものとする。

(a) 事業設計文書が正式な承認文書の形で〔受入締約国〕〔関与する各締約国〕によって承認されている。

(注釈：この(a)項は後述の第 40 項と併せて読む必要がある。)

(b) 事業の参加者が第 6 条の事業活動に参加する適格性を持っている。

(c) 事業の種類が第 6 条に基づき適格性を持っている。

(d) 利害関係者による〔反対意見〕〔コメント〕を考慮に入れている。

(e) ベースラインが、本文書>及び UNFCCC 第 6 条参照マニュアル<で指定する方法及び手続に準拠している。

(f) 提案される事業活動が、その事業活動がなくても発生するであろうものに追加する発生源による排出削減又は吸収源による除去の強化をもたらし、気候変動の緩和に関連する実質的、測定可能、及び長期的な便益〔に貢献する〕〔をもたらすであろう〕。

(g) > 関連する < 事業達成度 > 指標 < のモニタリング、検証及び報告に関する規定が適切であり、本文書の諸規定 > 及び UNFCCC 第 6 条参照マニュアル < に準拠している。

(h) 第 6 条の事業活動に対する > 公的 < 資金供与が、地球環境ファシリティ (GEF) >〔及び〕〔又は〕 附属書 に含まれる締約国のその他資金供与の約束 <、政府開発援助



(ODA) > [及び][又は]他の協力体制からの資金供与<の流用にはならない。

(i) 事業活動が、>本文書及び UNFCCC 第 6 条参照マニュアルに含まれる<第 6 条の事業活動に関する他の〔いかなる〕必要条件とも適合している。

36. 認定された独立した組織は、〔公衆〕〔締約国及び認定された非政府組織〕〔受入締約国の居住者〕に対して、環境的追加性に関する問題について XX 日以内にコメントする機会を提供するものとする。

37. 【文書化された事業構想が〔適格性確認のための必要条件〕〔ベースライン設定方法、モニタリング方法、その他 UNFCCC 第 6 条参照マニュアルに含まれる基準〕に適合すると判断した場合、認定された独立した組織は当該事業を第 6 条の事業活動として登録するように〔事業の参加者へ推奨する〕〔理事会へ〕勧告する〕ものとする。】

38. > 認定された独立した組織が、事業設計文書には新しいベースライン設定方法又はモニタリング方法が含まれていると判断し、かつ事業の参加者がこれらの方法の適格性を確認されることを望んでいる場合、当該独立した組織は UNFCCC 第 6 条参照マニュアルに含まれる必要条件に照らしてこれら新しい方法を評価し、該当する場合は事業の参加者に対してこれら新しい方法を UNFCCC 第 6 条参照マニュアルに含めるように推奨するものとする。 <

39. 認定された独立した組織は、文書化された事業構想が適格性確認の必要条件を満たしていないと判断した場合、それを事業の参加者へ通知して不受理の理由を説明し、該当する場合は使用する方法の変更を推奨するものとする。適格性を確認されなかった事業活動は、事業設計文書に適切な改訂が加えられていれば、確認を再検討することができる。

40. 事業の参加者は、第 6 条に対する適格性を確認された事業活動を自国政府へ提出して承認を求めるものとする。参加する締約国の政府は、第 6 条について指定された国内の当局からの承認文書を通じて、適格性を確認された事業を正式に受理するように指示するものとする。

(注釈：上述の 35(a)項では、政府が適格性確認に先立って承認すると規定している。この 40 項を維持する場合、適格性確認後の政府の承認も必要と言うことになる。)

(以下の各項では第 6 条の事業活動の種類を説明する。)

41. > 第 6 条の事業活動は、

(a) 地域及び立地国のニーズと優先課題を考慮に入れて、最善の使用可能な、長期的な、環境的な選択肢に基づくものとする。

(b) 条約及び議定書の他の規定で義務づけられているものに加えて、最新の、環境上安全かつ適正な技術の移転をもたらすものとする。

(c) 再生可能エネルギー、どこであれ効率上の最先端にあるエネルギー効率化技術、及び運輸部門からの排出削減を優先するものとする。

(d) 原子力の利用を支援しないものとする。

(e) > 第3条3項及び4項に関する方法論上の作業の結果が出て、COP/MOP が CDM の事業活動としての適格性について結論を出すまで<、温室効果ガス吸収源による人為的又は非人為的の除去を強化する活動は含めないものとする。

(f) > 砂漠化防止のための炭素隔離を優先するものとする。<

(g) > 特に追加性、全体的な環境上の完全性、当該事業の GHG 水準の推定方法、或いは他の多国間環境取決めの対象となっている領域との関連でマイナスの影響を与える可能性などに関する懸念のため、COP/MOP の決議で除外されている種類の事業活動は含めないものとする。<<

42. > COP/MOP 第一回会合以前に開始された事業活動は、当該事業活動が〔[日付]以後に開始され〕〔パイロットフェーズの共同実施活動として報告され〕ており、かつ本文書及び UNFCCC 第6条参照マニュアルに含まれる第6条に関する基準と規定に合致している場合のみ、第6条の事業活動として確認及び登録する適格性を持つことができる。事業活動が確認され登録された後、〔YYYY年MM月DD日以降〕〔受入締約国が議定書を批准した日付又はYYYY年MM月DD日のいずれか遅い方から〕の発生源による排出削減及び/又は吸収源による除去の強化は、ERUsの〔遡及的〕認証及び発行の適格性を持つ。<

43. > 第6条の事業活動の実施は AIJ パイロットフェーズが終了した後、COP/MOP の第1回会合以前に、CDM 事業活動と同時に開始する必要がある。<

44. > 第6条の事業活動は、事業をベースとして事業ごとに行われるものとし、気候変動以外の理由で行われるもっと広義の事業に組み込むこともできる。同じ種類の複数の小規模な事業活動は、適格性の確認、検証及び認証に関する必要条件について個々の事業の独自性を失うことなく、一括して単一取引の対象とすることができる。<

45. 第6条の事業活動におけるベースラインは、当該事業活動について適格性確認がなされたベースライン設定方法を使って計算された、当該事業活動がない場合に GHG の排出又は吸収源による除去がどうなるかという将来のシナリオである。ベースラインは議定書

の附属書 A にリストアップされた発生源からの排出と吸収源による除去を対象とし、議定書の附属書 A にリストアップされたすべての温室効果ガスを含めるものとする。

(以下の各項は追加性の判定に関するものである。)

46. 第 6 条の事業活動は、下記が達成された場合に追加性を認められる。

(a) 排出の追加性：適格性を確認された事業活動がない場合に発生するであろうものにくらべて、排出量が下回り、或いは吸収源による除去量が上回る場合。ここで、適格性を確認されたベースラインとは、当該事業活動がないとした場合の GHG 排出量又は吸収源による除去量と定義される。

(b) > 資金的追加性：事業活動への資金供与が、GEF、附属書 に含まれる締約国による他の資金的約束、ODA、及びその他の協力体制から資金を流用する結果となつてはならない。 <

(c) > 投資の追加性：ERU の価値が高まれば、事業活動の資金的及び / 又は商業的な実行可能性が大幅に改善される。 <

(d) > 技術的追加性：事業活動に使われる技術は〔受入締約国の状況に照らして入手可能な〕〔国際的に実行可能な〕最善のものとする。 <

47. 第 6 条の事業活動の追加性を判定する最終的な責任は〔理事会〕が持つものとする。

〔理事会〕は独立した組織の決定を見直し或いは検査して、第 6 条がなくても事業活動が実施されたであろうと判断する程度に応じて却下する権限を持つものとする。

(以下の各項は、気候変動緩和に関連する実質的で、測定可能な、長期的便益の基準に対処する。)

48. 〔ベースラインが下記を適切に考慮に入れていれば、排出削減又は吸収源による除去の強化は実質的なものと見なされる〕〔ベースラインは下記を適切に考慮に入れる必要がある〕。

(a) 適格性を確認された事業の境界：事業が実施されて排出又は吸収源による除去が発生する空間的領域と定義される。

(b) 適格性を確認された事業活動による漏出：当該事業の境界の外部における排出量の増大又は吸収源による除去の減少と定義される。適格性を確認された事業の境界の外部における当該事業活動による排出削減又は吸収源による除去の増大は、当該事業活動に対してクレジットできない。漏出は国内レベル又は国内地域レベルでのみ考慮に入れるものとする。

(c) > 当該年度における実際の活動水準の変動。 <

49. > 隔離事業に関する規定を除いて<、ある年度における第6条の事業活動による排出削減量は、ベースライン排出量から当該年度における第6条の事業活動による実際の排出量と漏出量を差し引いたもの、又は吸収源による実際の除去量から吸収源によるベースライン除去量と漏出量〔及び/又は炭素貯蔵量〕を差し引いたもので事後的に計算される。

50. 排出削減は下記の場合に測定可能である。

(a) 事業活動が実施された後の実際の GHG 排出量又は吸収源による除去量を、本文書及び UNFCCC 第6条参照マニュアルの諸規定に従って測定し監視することができる。

(b) GHG 排出ベースライン又は吸収源強化のベースラインが、登録された方法を使って計算されている。

51. > 気候変動緩和に関する事業活動の便益は、第6条の各種事業活動の寿命を勘案し、条約第2条を念頭に置いて、排出削減が適切な期間にわたって持続すれば、長期的と見なすものとする。 <

(下記の項は第6条の事業活動のクレジット期間に関するものである。)

52. 事業活動のクレジット期間とは、(a) 事業活動の運営寿命、(b) (x) 年、(c) 事業活動の参加者が提案する期間のいずれかのうち最も短いものと定義される、確認されたベースラインの有効期間を意味する。事業活動のクレジット期間は適格性を確認されたベースラインの改訂によって延長することができる。〔クレジット期間終了時に改訂の対象となるベースラインの判定の諸要素は、当初から明確にしておく必要がある。〕

(以下の各項はベースラインの設定と改訂の方法に関するものである。)

53. 〔ベースラインの設定では、信頼性、透明性、完全性の原則を指針とする。〕

54. ベースラインは本文書>及びUNFCCC第6条参照マニュアル<の諸規定に従って設定されるものとする。第6条の事業活動で対象となるベースラインの種類には下記が含まれる。

(a) 事業固有のベースライン：当該事業活動がない場合に起こるであろうものを表す個々の基準ケースにおける排出量〔及び/又は吸収源による除去量〕を設定する>当該事業に固有の<ベースライン。但し、このベースラインを計算する方法は、適切であれば他

の事業へも適用することができる。

(b)〔複数事業の〕〔標準化された〕ベースライン：これは特定の地理的地域で特定の種類の事業活動を対象とし、UNFCCC 第6条参照マニュアルに含まれ〔理事会〕が承認する達成度基準を使用する。

55．事業活動の適格性確認と類似事業の反復を容易にするために、事業の参加者は事業設計文書の中で事業活動のベースラインと追加性を判定するための取組、想定、方法、パラメーター、データ源及び主要な要素の選択について透明度の高い方法で説明するものとする。

56．**既存の発生源**によって排出を削減する事業活動のベースラインは、その発生源の傾向を考慮に入れて、下記のうち最も低いものとする。

- (a) 事業活動を開始する以前に存在した実際の排出量、
- (b) 当該事業活動にとって最小費用の技術、
- (c) 受入国又は該当する地域における現在の産業慣行、
- (d) > 附属書〔 〕〔 〕の締約国に存在する発生源の平均値。 <

57．**新規の発生源**によって排出を削減する事業活動のベースラインは、その発生源の傾向を考慮に入れて、下記のうち最も低いものとする。

- (a) この新規発生源にとって最小費用の技術、
- (b) この新規発生源について受入国又は該当する地域における現在の産業慣行、
- (c) 附属書〔 〕〔 〕の締約国における新規発生源の平均値。

58．排出を削減する及び/又は吸収源による除去を強化するための土地利用、土地利用の変化、及び林業の事業における事業設計とベースラインの計算では、下記に対処する必要がある。

- (a) 事業の継続期間、
- (b) ベースラインの種類（即ち、事業ごとか複数事業ベースか）
- (c) 永続性と漏出の問題、
- (d) 環境的追加性。

59．土地利用、土地利用の変化及び林業の事業における事業設計とベースライン設定に対処する方法と取組は、〔理事会〕によって承認されるものとする。

60．>〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインは下記に従って設定されなければな

らない。

選択肢 1：附属書〔 〕〔 〕の締約国における、当該種類の事業の平均値。（訳注：原文“the average of Annex〔 〕〔 〕emissions for such types”を 56(d) /57(c)に合わせて、“The average for such project types in Annex〔 〕〔 〕Parties”とすべき）。

選択肢 2：適宜既存の又は新規の発生源に対する妥当な、平均を上回る現在の産業慣行〔及び傾向〕。

選択肢 3：> 同等な、適格性を確認された事業固有のベースラインより〔 x 〕%下の水準<。 <

61. >〔理事会〕は、所定の規模を下回る事業活動で、推定排出削減量が年間 AAA トン又はクレジット期間中に BBB トンを下回るものについては、〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインの設定を優先するものとする。 <

62. > 推定排出削減量が年間 CCC トン又はクレジット期間中に DDD トンを越えるいかなる事業活動も、事業固有のベースラインを使用するものとする。 <

63. > 事業活動のベースラインの設定では、主として産業部門毎の改革活動、現地の燃料の入手性、電力部門の拡張計画、当該事業分野の経済情勢など関連する国内政策や国内状況を考慮に入れるものとする。 <

64. ベースラインは、事業活動が国内の〔条約の最終目標の達成に貢献しない政策〕〔他の場合よりモントリオール議定書の対象でない温室効果ガス的人為的排出水準を大きくする活動を奨励する政策及び慣行〕から恩恵を受けないようにしなければならない。

（注釈：締約国では、ベースラインの判定に既存の国内法制及び規則を反映させるべきか、またどのように反映させるかについて検討願いたい。）

65. 選択肢 1：> 適格性が確認されたベースライン設定方法は、排出削減を検証する認定された独立した組織が勧告した場合を除いて、クレジット期間中に改訂の対象としてはならない。 <

選択肢 2：ベースラインは、一旦登録されれば事業のクレジット期間中有効とする。事業の運営寿命がクレジット期間を越える場合は、各クレジット期間の終了時に事業の参

加者の要請により新しいベースラインの適格性を確認するものとする。

66. >〔理事会〕は、UNFCCC 第 6 条参照マニュアルに含まれる事業固有の又は〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースライン設定方法を、いつの時点でも改訂することができる。この改訂は改訂の時点以後に適格性を確認されるベースラインだけに関するものであり、従ってクレジット期間中、既存の登録された事業活動に影響を与えるものではない。 <

## H . 登録

(注釈：一部の締約国は、登録の機能と適格性確認の機能を合体させるように提案している。)

選択肢 A :

(注釈：第 6 条には登録に関する規定がない。)

選択肢 B : ( 67 ~ 68 項 )

67. 登録は、〔理事会〕が適格性の確認された事業提案を第 6 条の事業活動として正式に〔承認する〕〔認知する〕ことである。

68. > 締約国は事業活動の登録について独自の手続と基準を立案できる。 <

選択肢 C : ( 69 ~ 70 項 )

69. 登録は、〔理事会〕が適格性の確認された事業提案を第 6 条の事業活動として正式に〔承認する〕〔認知する〕ことである。

70. 事業活動の登録は、当該事業活動に関する検証、認証、及び ERUs の発行の前提条件である。

選択肢 A : ( 71 ~ 72 項 )

71. > 事業の参加者は〔理事会〕に対して、適格性の確認された事業設計文書及び認定された独立した組織の推薦状を含めて、登録のための申請書を提出するものとする。 <

72. > 〔理事会〕は、

(a) 事業の参加者による要請に基づき、登録の申請書を公表し、当該事業活動に一意の識別番号を付して、第 6 条の事業として適格性の確認された事業活動を登録するものとする。但し、下記の規定に従って反対意見が提起された場合を除く。

( ) 反対意見は、〔理事会〕が登録申請書と確認された事業設計文書を公表してか

ら YY 日以内に提出することができる。

- ( )〔理事会〕は反対意見提出期限から ZZ 日以内に当該事業活動の登録について結論を出すものとする。
- ( )〔理事会〕は事業の参加者に対してその決定を通知し、登録申請を却下する場合はその理由も通知するものとする。
- ( )反対意見は締約国〔、UNFCCC によって認定されたオブザーバー〕〔及び法人〕だけが提出できる。

(注釈：これは事業設計文書及び確認手続の中で検討されている利害関係者の反対意見に追加するものである。)

(b) 事業の参加者が認定された独立した組織の推薦状をつけて、新しいベースライン設定又はモニタリング方法を提出する場合は、

- ( ) 申請書を認定された独立した組織の推薦状とともに公表し、YY 日間の公衆によるコメントを認めるものとする。
- ( ) 受け取った情報及び適切と判断する第三者の調査に基づいて、公衆によるコメントの締切日から XX 日以内に、提案された新しい方法を承認、変更して承認、又は却下するものとする。
- ( ) 事業の参加者に対してその決定を通知し、登録申請を却下又は変更する場合はその理由も通知するものとする。
- ( ) 当該事業活動を登録し、決議第 D/CP.6 号で規定する事業活動の識別番号を付するものとする。

(c) その決定を反映させて UNFCCC 第 6 条参照マニュアルを改訂する。 <

選択肢 B : (73 ~ 74 項)

73. 独立した組織は〔理事会〕に対して第 6 条の事業に関する登録の決定通知書を、事業設計文書及び受け取ったコメントとともに提出し、また公表可能にするものとする。

74. 登録の決定は、事業活動に関与している一つの締約国又は〔理事会〕を構成する少なくとも〔x か国〕の締約国が理事会による登録決定の見直しを要求しない限り、申請書を受け取ってから〔60〕日後に最終決定と見なすものとする。見直しの要求は下記の規定に従って行われるものとする。

(a) 見直しの要求は、ベースライン設定方法又は複数事業のベースラインを当該事業に適用すること、モニタリング計画に関連する問題、或いは環境的追加性に関するその他の問題に限定するものとする。

(b) 本項に基づく見直しの要求を受け取り次第、〔理事会〕は本項に従って見直しを行い、提案された登録を承認すべきか否かを決定するものとする。



(c)〔理事会〕はこの見直しを迅速に、いずれにしても見直しの要求を受け取った後〔二回目〕の会合までに、完了するものとする。

(d)〔理事会〕は事業の参加者に対してその決定を通知し、この決定とその理由を公表できるようにするものとする。

75. > 承認されなかった事業活動は、事業設計文書に適切な改訂を加えた後、適格性確認とその後の登録のために再検討することができる。 <

## ・ モニタリング

選択肢 A :

(注釈：第6条にはモニタリングの指針に関する規定がない。)

選択肢 B : (76 項)

76. > 締約国はモニタリングについて独自の手続と基準を立案することができる。 <

選択肢 C : (77 ~ 82 項)

77. 事業の参加者は、事業〔設計文書〕〔提案〕に含まれる承認されたモニタリング計画を実施するものとする。事業の参加者は、収集されたすべてのデータを、〔該当する場合は〕検証を目的として、〔関与する締約国〕〔独立した組織〕へ報告するものとする。当該事業活動の実施と達成度に関連する監視と測定は、発生源による排出削減及び / 又は吸収源による除去の強化を測定し計算するために十分なものでなければならない。モニタリングの方法は標準化するものとする。

78. 事業の参加者が承認されたモニタリング計画を実施するに当たり、第三者がこれを支援することができる。この第三者は事業参加者の責任において作業を行い、〔事業の適格性の確認、検証又は認証に関与する独立した組織とは別の組織とする〕。

79. モニタリングには下記が含まれる。

(a) 第6条の事業活動に関連する温室効果ガスの排出及び / 又は吸収源による除去。

(b) ベースラインの排出量及び / 又は吸収源による除去量の決定に関するパラメーター。  
> これには〔国内又は国内地域レベルにおける〕漏出効果を捕捉するための事業活動境界の外部におけるモニタリング・パラメーターを含めることができる。 <

(c) > その他第6条の事業活動に関連する影響（環境的、経済的、社会的、文化的な影響）。 <

80. モニタリング計画の改訂は、事業の参加者による正当化が義務づけられ、 > 〔理事会〕

による何らかの手引きを条件として、〔関与する締約国〕〔独立した組織〕によって確認されるものとする。モニタリング方法の変更に関する提案は、>〔理事会〕による手引きを条件として、独立した組織によって承認されるものとする。

（以下の各項目はモニタリング方法の質的基準に関するものである。）

81. 第6条の事業活動に関するモニタリングは正確な、首尾一貫した、比較可能な、完全な、透明性の高い、根拠の確実なもので、グッドプラクティスに基づくものとする。これに関連して、

正確度とは、達成度指標の正しい数値を監視し又は決定できる精密さの相対的尺度である。推定値と監視される達成度指標は、判断の可能な範囲内で常に真の数値を上回ったり下回ったりせず、また不確実性が可能な限り回避されているという意味で、正確なものでなければならない。

完全性とは、モニタリング計画がそのすべての要素及びその達成度指標の点で長期間にわたって内部的に首尾一貫していることを意味する。モニタリングは、長期間にわたって同じ達成度指標が使われ、これら指標を監視するのに同じ想定と同じ方法が適用される場合に首尾一貫していると言える。完全性を理由として、正確度及び/又は完全性を向上させるようにモニタリング方法を変更することを怠ってはならない。

比較可能性とは、排出量及び吸収源による除去量の推定値がベースラインと事業活動の間及び各事業の間で比較できることを意味する。>この目的のために、事業の参加者はUNFCCC第6条参照マニュアルにリストアップされている方法とフォーマットを使用する必要がある。<

完全性とは、事業活動のベースラインと実際の排出量及び/又は吸収源による除去量に関するモニタリングが、議定書の附属書AにリストアップされているすべてのGHG、部門、発生源分類をカバーしていることを意味する。また、完全性は事業境界の内外におけるすべての達成度指標を対象とすることも意味する。>更にモニタリング作業は、当該活動の持続可能な開発に対する貢献度を評価する適正な基盤とならなければならない。<

透明性とは、首尾一貫した反復可能なモニタリング活動並びに報告された情報の評価を容易にするために、想定、算定式、方法、データ源が明確に説明され文書化されていることを意味する。達成された結果について信憑性の高い検証とその後の認証を行い、またERUsを発行するためには、モニタリング・データとその方法の透明性が不可欠である。

有効性とは、達成度指標が達成された結果の実際の尺度となることを意味する。従って、モニタリングは、事業の達成度に関する測定可能な実際の構図を描き出す指標に基づくものとする。

グッドプラクティスとは、少なくとも最も費用効果の高い実用化されたモニタリング方法

と同等の達成度を意味する。これらモニタリング方法は UNFCCC 第 6 条参照マニュアルにリストアップされ、技術とベストプラクティスの変化を考慮に入れて〔継続的に〕〔定期的に〕更新されるものとする。

82．承認されたモニタリング計画の実施、及び該当する場合にその確認された改訂は、〔検証、認証及び ERUs の発行〕〔第 6 条の事業活動に起因する ERUs へのシリアル番号の付与〕の条件となるものとする。

## J．検証

選択肢 A：(83～87 項)

83．第 6 条の事業活動に関与する各締約国は、当該活動に関する情報を報告するものとする。

84．報告フォーマット（注釈：追って作成する）

85．第 6 条の事業に関する締約国の報告には、事業ごとに下記を含めるものとする。

(a) 関与する締約国の間で合意されたベースライン。

(b) 当該年度の発生源による温室効果ガス排出の削減量又は吸収源による除去の強化の計算方法。

(c) 当該年度中の排出削減単位の移転と取得。これには各単位についてシリアル番号及びそれが取得により書き込まれた又は移転により削除された登録簿を含めるものとする。

(d) 当該年度に回収された排出削減単位（シリアル番号による）。

86．第 6 条の事業に参加している締約国は、発生源による排出削減又は吸収源による除去の強化を検証するための独自の国内メカニズムを立案することができる。

87．検討作業（注釈：追って作成する）

選択肢 B：(88～89 項)

88．検証は、承認された事業活動の結果として検証期間中に発生しモニターされた発生源による排出削減及び / 又は吸収源による除去の強化に関する定期的な独立した検討と事後判定である。

89．> 事業活動の排出削減又は吸収源による除去の強化は、受入締約国が立案するメカニ

ズムに従って検証することができる。 <

選択肢 C : ( 90 ~ 91 項 )

90 . 検証は、承認された事業活動の結果として検証期間中に発生しモニターされた発生源による排出削減及び / 又は吸収源による除去の強化に関する定期的な独立した検討と事後的判定である。

91 . 検証を行う〔事業の参加者によって選定された〕〔理事会によって任命された〕独立した組織は、

(a) 提出された事業文書が承認された事業設計文書の必要条件に従っているかどうかを判定するものとする。

(b) 主として達成度記録の検討、事業の参加者及び利害関係者との面談、測定値の収集、設定された慣行の観察、モニタリング機器の精度の試験などからなる現場検査を適宜行うものとする。

(c) 該当する場合は、他の出所からの追加データを使用するものとする。

(d) 登録された事業設計文書に含まれるものと首尾一貫した計算手順を使い、適宜上記(a)で使われた或いは上記(b)及び / 又は(c)で得られたデータと情報に基づいて、発生源による排出削減及び / 又は吸収源による除去の強化を検討し判定するものとする。

(e) 実際の事業活動とその運営が、登録された事業設計文書に準拠しているかどうかについて懸念がある場合は、それを明確にする。独立した組織は、懸念があればそれを事業の参加者へ通知するものとする。事業の参加者はそれら懸念に対処して、追加の情報を提出することができる。

(f) 事業の参加者に対してモニタリング方法の適切な変更を勧告する。

(g) 検証報告書を、事業の参加者、関与する締約国〔、事業活動の適格性の確認を担当する独立した組織〕及び〔理事会〕へ提出する。〔理事会〕はこの報告書を公表するものとする。

## K . 認証

(注釈：一部の締約国は認証の機能を検証の機能と合体させるように提案している。)

選択肢 A :

(注釈：第6条には認証に関する規定がない。)

選択肢 B : ( 92 ~ 93 項 )

92．認証は、検証に基づき一定期間に事業活動がその排出削減及び／又は吸収源による除去〔並びにその他の達成度指標〕を達成したという独立した組織の書面による保証である。

93．> 締約国は認証について独自の手続と基準を立案することができる。<

選択肢 C : ( 94 ~ 97 項 )

94．認証は、検証に基づき一定期間に事業活動がその排出削減及び／又は吸収源による除去並びにその他の達成度指標を達成したという独立した組織の書面による保証である。

95．> 事業の参加者は独立した組織に対して、主として適格性を確認された事業設計文書及び一定期間に対する検証報告書を添付して、当該期間に対する認証申請書を提出するものとする。<

96．独立した組織は、検証に基づき一定期間に当該事業活動が排出削減及び／又は吸収源による除去を達成したことを書面によって認証するものとする。独立した組織は事業の参加者〔及び理事会〕に対して認証手続きが終了次第書面によってその決定を通知し、決議第 D/CP.6 号に従ってその決定を公表するものとする。

97．承認された事業活動に起因する、確認されたベースラインを下回る水準への排出削減は、下記の場合のみ発生した後で認証されるものとする。

(a) > 事業活動に起因する一定期間の排出削減の認証を〔事業の複数の参加者が申請〕〔事業の一つの参加者が申請〕している場合。<

(b) > 排出削減 > 及びその他の達成度指標 < が検証されており、検証報告書が提出されている場合。<

(c) > 関与するすべての締約国及び法人が検証期間中に第 6 条の活動に参加する適格性を持っていた場合。<

#### **L . 排出削減単位の発行**

(注釈：一部の締約国は、この段階で明らかになる独立した組織の不正行為、背任行為或いは不適格の問題に対処する必要があるかも知れないと示唆している。)

98．〔ERUs と割当量とは異なる概念である。ERUs と割当量の間にはファンジビリティがない。〕

選択肢 A : ( 99 項 )

99．事業活動の現場が立地する締約国は、〔AAUs〕〔PAAs〕<sup>9</sup>を ERUs へ転換し、それを決議第 D/CP.6 号に含まれる登録簿に関する規定に従って当該事業活動へ参加している締約国及び／又は法人へ移転することにより ERUs を発行するものとする。＞この発行は、当該締約国の手続と基準に従って検証され認証された当該事業活動の排出削減又は吸収源による除去の強化に基づくものとする。ERUs は事業参加者の取決めに従ってこれら参加者の間で分配されるものとする。

選択肢 B : ( 100 ~ 101 項 )

100．事業の参加者は〔理事会〕に対して、独立した組織による認証通知を添付して ERUs 発行の申請を提出するものとする。

101．〔理事会〕は、〔第 6 条の事業活動に関与している締約国〔、UNFCCC によって認定されたオブザーバー〕及び法人〕によって異議申し立てが提起されていないことを条件として、

(a) 登録された事業活動に起因する一定期間の排出削減及び／又は吸収源による除去について、決議第 D/CP.6 号に従って AAUs を ERUs へ転換するものとする。

(b) ＞管理費用への充当並びに気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国が適応化のコストを満たすのを支援するための収益の一部を差し引いた＜ ERUs を、〔事業の参加者〕〔関与する締約国〕の指定する、〔事業の参加者〕〔事業活動に参加している締約国〕の登録簿勘定へ配分するものとする。

---

<sup>9</sup> 〔「割当量単位 (AAU)」〕〔「割当量の一部 (PAA)」〕は、決議第 D/CP.6 号に従って定義される。

## 附則 X (第 6 条に関する決議第 A/CP.6 号附属書に対する)

### 補足性

#### 取得に対する制限

102. 選択肢 1 : 「補足性」という用語は使わない。

選択肢 2 : 附属書 に含まれる締約国は、第 3 条に基づくその義務を主として領土外的手段によって履行してはならない。第 2 条に基づく政策と措置及び第 3 条 2 項に基づく立証可能な進展という枠組みの中で、議定書の報告、詳細見直し、不履行の手續の対象となり、排出の抑制と削減の数量化された約束を達成する主要な手段が国内での努力であることを立証できなかった締約国には第 6、12、17 条に基づくメカニズムへアクセスする権利を停止できる権限を付与する数量的又は質的な規則と指針を立案するものとする。

選択肢 3 ( ) : 附属書 に含まれる締約国の純取得量は、第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを合わせて下記のいずれか高い方を越えてはならない。即ち、

$$(a) \quad 5\% \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2}$$

(ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。)

(b) 1994 年から 2002 年までのいずれかの年度における実際の年間排出量の 5 倍と割当量の差の 50%。

但し、附属書 に含まれる締約国が 1993 年以降に行われた国内での対策を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第 8 条に基づく専門家の見直しを経て立証されれば、その範囲内で純取得量の上限を引き上げることができる。

選択肢 3 ( ) : 第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを使用する場合の全体的な「上限」は、25~30%を越えてはならない。

選択肢 4 : 附属書 に含まれる締約国の第 6 条へのアクセスは、第 3 条に基づき〔約束の達成のために指定された国内努力を履行すること〕〔排出の抑制と削減の数量化された約束を達成する主要な手段が国内の政策と措置であること〕を条件とする。〔第 6、12、17 条に基づくメカニズムを通じて抑制及び削減される排出量の上限を定めるものとする。同一基準による不履行処理規程を定める必要がある〕。

選択肢 5 : 第一約束期間の排出目標を満たすための第 6、12、17 条に基づくメカニズムの使用には、制限を設ける必要がある。但し、ホットエアを防止するための客観的な基準が設定されれば、第二及び第三約束期間には制限を撤廃するのが妥当であろう。

## 移転に対する制限

103．選択肢 1：(注釈：議定書には移転の制限に関する根拠がない。)

104．選択肢 2：附属書 に含まれる締約国は、第 3 条に基づくその義務を主として領土外的手段によって履行してはならない。第 2 条に基づく政策と措置及び第 3 条 2 項に基づく立証可能な進展という枠組みの中で、議定書の報告、詳細見直し、不履行の手續の対象となり、排出の抑制と削減の数量化された約束を達成する主要な手段が国内での努力であることを立証できなかった締約国には第 6、12、17 条に基づくメカニズムへアクセスする権利を停止できる権限を付与する数量的又は質的な規則と指針を立案するものとする。

選択肢 3 ( )：附属書 に含まれる締約国の純移転量は、第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを合わせて下記を越えてはならない。即ち、

$$5 \% \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2}$$

(ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。)

但し、附属書 に含まれる締約国が 1993 年以降に行われた国内での対策を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第 8 条に基づく専門家の見直しを経て立証されれば、その範囲内で純移転量の上限を引き上げることができる。

選択肢 3 ( )：第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを使用する場合の全体的な「上限」は、25～30%を越えてはならない。

選択肢 4：附属書 に含まれる締約国の第 6 条へのアクセスは、第 3 条に基づき〔約束の達成のために指定された国内努力を履行すること〕〔排出の抑制と削減の数量化された約束を達成する主要な手段が国内の政策と措置であること〕を条件とする。第 6、12、17 条に基づくメカニズムを通じて抑制及び削減される排出量の上限を定めるものとする。同一基準による不履行処理規程を定める必要がある。

選択肢 5：第一約束期間の排出目標を満たすための第 6、12、17 条に基づくメカニズムの使用には、制限を設ける必要がある。但し、ホットエアを防止するための客観的な基準が設定されれば、第二及び第三約束期間には制限を撤廃するのが妥当であろう。



〔第4条に関連する問題点〕

105.〔第6条に基づく ERUs の移転又は取得に対するいかなる制限も、第4条に基づく排出水準の割当に適用されるものとする。〕

106.〔第6条に基づく ERUs の移転又は取得に対するいかなる制限も、第4条に基づき運営するそれぞれの締約国に適用されるものとする。〕

107.〔第4条に基づく割当のし直しは、上記102項で述べた制限を考慮して行われるものとする。〕

**附則 A (第 6 条に関する決議第 A/CP.6 号附属書に対する)**  
**独立した組織認定の基準と手続**

選択肢 A :

(注釈：第 6 条には独立した組織に関する規定がない。)

選択肢 B : (108 ~ 110 項)

(注釈：この選択肢以外の基準を更に検討する必要があるかも知れない。)

108 . 認定基準は主として下記の問題に対処するものとする。

- (a) 認証手続、
- (b) 認証手続の適用を立証するシステム、
- (c) 適格性の確認、検証、認証に関連するすべての文書の管理システム、
- (d) 専門的行動規範、異議申し立て手続、訴訟手続、
- (e) 独立した組織の専門知識と適格性、
- (f) 独立した組織の独立性、
- (g) 独立した組織の保険付保。

109 . 独立した組織の候補者は、下記の組織上の必要条件を満たすものとする。

(a) [法人](国内法人でも国際法人でもよい)であり、その身分を立証する文書を認定機関へ提出できる。

(b) 責任能力を持つ上級管理者のもとで、適格性の確認、検証、認証に関連する作業の種類、範囲、量について必要とされる能力を持つ人員を十分に雇用している。

(c) その活動に必要とされる資金的安定性と資源を確保している。

(d) その活動に起因する法的及び資金的責任をカバーするに十分な用意がある。

(e) 主として組織内における責任分担の手続及び訴訟に対処する手続など、その機能を遂行するための社内手続を文書化しており、それら手続を公表できる。

(f) 本決議及び関連する [COP][COP/MOP] の決議で規定される機能を遂行するのに必要な専門知識を持っており、特に下記に関する知識と理解が十分である。

- ( ) 第 6 条、COP 及び COP/MOP の関連決議、及び [理事会] が発表する関連手引きの運用に関する規則、方法、手続及び指針。
- ( ) 第 6 条事業活動としての適格性の確認、検証、認証に関連する環境問題。
- ( ) ベースラインの設定、排出のモニタリング、その他の環境影響に関する専門知識を含む環境問題に関連する第 6 条事業活動の技術的側面。
- ( ) 関連する環境検査の必要条件と方法論。
- ( ) ...

(g) 適格性の確認、検証、認証に関する経営の検討と判断を含めて、組織の機能の達成度と実施について全体的な責任を負う経営者がいる。独立した組織の候補者は認定機関へ下記を提出するものとする。

- ( ) 上級管理者、重役、上級役員、その他人員の氏名、資格、経験、権限。
- ( ) 権限、責任、職務の割当について上級管理者からの流れを示す組織図。
- ( ) 経営の見直しに関する方針と手続。
- ( ) 文書管理を含む管理手続。
- ( ) 適格性の確認、検証、認証の機能に関する能力を確保し、その達成度を監視するための、独立した組織人員の訓練と育成に関する方針と手続。
- ( ) 訴訟、異議申し立て、紛争に対処するための手続。

110. 独立した組織の候補者は、下記の作業上の必要条件を満たすものとする。

(a) 下記を含めて信憑性が高く、偏らず、非差別的で、透明性の高い方法で作業する。

- ( ) 作業の公平性を確保する規定を含めて、公平性を保護するための文書化された仕組み。この仕組みは、第6条の事業活動の立案に大きな関心を持つすべての利害関係者が有意義に参加できるものでなければならない。
- ( ) さらに大きな組織の一部となっており、当該組織の別の部分が第6条の事業活動の発掘、立案又は資金供与に関与している又は関与する可能性がある場合、独立した組織の候補者は、

認定機関に対して当該組織が実施している或いは実施する可能性のあるすべての第6条事業活動について報告し、当該組織のどの部分がどの第6条事業活動に関与しているかを示すものとする。

認定機関に対して当該組織の他の部分との関連性を明確に示し、利害の対立がないことを立証するものとする。

認定機関に対して、独立した組織としてのその機能と他の機能との間に現在も将来も利害の対立がないことを立証し、また公平性を犯す危険性を最小限にするためにどのように事業を管理しているかを立証するものとする。この立証は、独立した組織の内部に起因するものであれ、関連組織の活動に起因するものであれ、考えられるあらゆる利害対立の発生源を対象とするものとする。

認定機関に対して、独立した組織もその上級管理者とスタッフも、その判断に影響を与える或いはその活動に関連する判断の独立性と完全性に対する信頼感を損なうような取引関連、資金関連、その他の訴訟と無関係であり、またこの点について適用されるいかなる規則も遵守していることを立証するものとする。

認定機関に対して、その活動の運営について組織体又は他の当事者による訴訟、異議申し立て、紛争を解決する方針と手続を持っていることを立証するものとする。

(b) 第6条の事業への参加者から入手する情報の機密性を保護し、この点についてCOP/MOPが設定する手続に準拠するための適切な取組をしている。COP/MOPの決議に含まれる手続又は法律によって義務づけられるものを除いて、第6条の事業への参加者から入手し、特許又は機密と記されている、他の場合であれば公表されない情報を、情報提供者の書面による同意なしに開示しないものとする。排出の追加性を判定するために使われる排出データ或いはその他のデータは機密とは見なされないものとする。

(c) 適格性の確認、検証又は認証の作業を外部の組織又は人物へ下請けに出す場合、独立した組織は、

- ( ) これら下請け作業について全面的に責任を負い、確認/認証の付与又は撤回に対するその責任を維持するものとする。
- ( ) 下請け作業について適正に文書化された協定を作成するものとする。
- ( ) 下請けの組織又は人物に対して、特に守秘義務と利害の対立について十分な能力を持たせ、本決議の該当する諸規定を遵守させるようにするものとする。
- ( ) 下請け業者を使用することを〔理事会〕へ報告するものとする。

> 附則 B (第 6 条に関する決議第 A/CP.6 号附属書に対する)  
〔事業の提案〕〔UNFCCC 第 6 条参照マニュアル〕

(注釈：下記の各項目は第 6 条の事業活動、特にベースラインの決定について必要とされる情報に関するものである。)

選択肢 A : (111 ~ 115 項)

111. 第 6 条の事業活動のベースラインは、事業ごとのものでも複数事業のものでもよい。

(a) 事業ごとのベースラインは、他の場合であれば何が起こるかを表す特定の基準事例における排出量及び / 又は除去量を設定する。事業に起因する排出量及び / 又は除去量をこの事業ごとのベースラインと比較して、当該事業に起因する純削減量又は純除去量を計算する。

(b) 複数事業のベースラインは、他の場合であれば何が起こるかを表す特定の地理的地域の特定の部門又は発生源分類における (排出量及び / 又は除去量に基づく) 達成基準を設定する。同じ部門又は発生源分類で同じ地理的地域における事業に起因する排出量及び / 又は除去量をこの複数事業のベースラインと比較して、当該事業に起因する純削減量又は純除去量を計算する。

112. 事業活動のベースラインは、議定書が対象とするすべてのガスを包含し、個々の事業について決議第 2/CP.3 号によって定義された地球温暖化ポテンシャル (GWPs) 又は適宜その後第 5 条に従って改訂されるものを使って CO<sub>2</sub> 換算数量で表すものとする。

113. 第 6 条の事業活動に関与する締約国は、事業の状況に合わせて事業ごとのベースラインと複数事業のベースラインのどちらか適切な方を選ぶことができる。

114. 事業ごとのベースラインは下記の要素からなるものとする。

- (a) 歴史的データセット及び / 又は将来の趨勢の予測、
- (b) 基準事例として使われる特定の地理的地域 (例えば、国内地域、国、域内諸国、世界)
- (c) 事業の寿命 (即ち、ERUs を生成できる期間)
- (d) ベースラインは静的なものか動的なものか (即ち、ベースラインが趨勢を反映できるように組み立てられているかどうか、或いは時期を見て調整されるかどうか)
- (e) 必要に応じて、ベースラインの更新と改訂の間隔、
- (f) ベースラインは起こり得る事業境界の問題にどのように対処するか、
- (g) ベースラインに影響を与える可能性のあるすべての想定を明確にし、完全に透明

にするのに十分な情報。

115. 複数事業のベースラインには下記の要素を含めるものとする。

- (a) 集合のレベル(例えば、部門ごとか、小部門ごとか、技術ごとか)
- (b) 歴史的データセット及び/又は将来の趨勢の予測、
- (c) ベースラインの対象となる特定の地理的地域(例えば、国内地域、国、域内諸国、世界)
- (d) ベースラインは静的なものか動的なものか(即ち、ベースラインが趨勢を反映できるように組み立てられているかどうか、或いは時期を見て調整されるかどうか)
- (e) 必要に応じて、ベースラインの更新と改訂の間隔、
- (f) ベースラインは起こり得る事業境界の問題にどのように対処するか、
- (g) ベースラインに影響を与える可能性のあるすべての想定を明確にし、完全に透明にするのに十分な情報。

選択肢 B : ( 116 項 )

116. 事業の提案には、事業ごとの又は〔複数事業の〕〔標準化された〕ベースラインの設定方法を含めるものとする。即ち、

- (a) 事業の目標と状況、
- (b) 事業の説明、
  - ( ) 事業の目的、
  - ( ) 事業の境界、
  - ( ) 事業の技術的説明、
  - ( ) 事業の立地場所とその地域に関する情報、
  - ( ) ベースラインの将来の推移に影響を与える主要な指針要因。
- (c) ベースライン設定方式案、
  - ( ) ベースライン計算方法の説明、
  - ( ) ベースライン設定方式案の適切性の正当化、
  - ( ) クレジット期間案の正当化、
  - ( ) 事業の推定寿命、
  - ( ) 承認された〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインの特定事業への適用を完全に透明にするのに必要な他のあらゆる情報、
  - ( ) ベースラインの推定で使われた主要なパラメーターと想定値の説明、
  - ( ) 排出に関する歴史的データ、変数、使用したパラメーターなどベースライン排出量を計算するのに使用したデータ源、
  - ( ) 当該活動の歴史的排出量、

- ( ) 事業の寿命期間中におけるベースラインの年間排出量と排出削減量の予測、
- ( ) 感度分析、
- (xi) 数量的な不確実性、
  - データ、
  - 想定値、
  - 主要な要素、
  - その他
- (xii) ベースライン設定方式案の強みと弱点。
- (d) ベースライン設定方式案に関する結論、
- (e) モニタリング計画、
  - ( ) 事業境界の内と外における事業達成度指標、
  - ( ) 事業達成度指標とデータの質の評価に必要なデータ、
  - ( ) データの収集とモニタリングで使われる方法、
  - ( ) 提案されたモニタリング方法の精度、比較可能性、完全性、有効性の評価、
  - ( ) モニタリング方法、記録、報告に関する品質保証と品質管理の規定、
  - ( ) 削減された〔又は除去された〕排出量を計算するためのモニタリング・データの使用方法に関する説明。
- (f) 参考事項。

選択肢 C : ( 117 ~ 122 項 )

117 . UNFCCC 第 6 条参照マニュアルは、本文書に含まれる規定と指針を反映させ、また COP/MOP〔及び理事会〕による決議を考慮して〔理事会〕が継続的に更新するものとする。このマニュアルは下記を考慮に入れるものとする。

- (a) 事業の提出物と独立した組織の勧告に対応する新規或いは改訂ベースライン及びモニタリング方法の承認。
- (b) > 適宜専門知識を持つ組織を利用する〔理事会〕による研究開発。 <
- (c) 他の出所からのインプット。

118 .〔理事会〕は下記を含む UNFCCC 第 6 条参照マニュアルを発表するものとする。

- (a) 事業ごとのベースラインの計算方法を裏付けるのに必要な情報、
- (b) 下記を含めて、それぞれの承認された〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインに関する情報、
  - ( ) 事業が〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインを使用する適格性を満たすための基準（例えば、技術、所属分野、地理的地域）
  - ( ) クレジット期間、

- ( ) 承認されたベースライン計算方法、
- ( ) ベースライン設定方法が事業の境界線について起こり得る問題に対処する方法。これには可能であれば標準漏出補正係数とその適用ルールを含める。
- (c) 事業計画文書のフォーマット（本附則の附属書参照）
- (d) 承認されたベースライン設定方法を適用するのに必要な他の情報、
- (e) > 各種事業に関するモニタリングの指針、及び各モニタリング方法に関する良好事例の基準 <
- (f) > 事業の種類ごとの統一報告フォーマット。必要に応じてデータと報告方法に関する個々の必要条件を加える。 <
- (g) > 感度分析の使い方に関する手引き、 <
- (h) 事業の種類ごとにベースライン決定のための良好な慣行の例、
- (i) [ ... ]

(注釈：以下の 119～122 項は上記選択肢 C で義務づけられる事業設計文書に関するものである。)

119．適格性の確認を受ける事業活動は、〔関与する各締約国〕〔受入締約国〕によって承認され、独立した組織へ提出される事業設計文書の中で詳細に説明されるものとする。

120．事業設計文書の中でベースラインに関する部分には、選定したベースラインを完全に理解した上で事業確認子をつけるものとする。

121．事業設計文書の内容と仕組みには下記を含めるものとする。

(a) 〔関与する各締約国〕〔受入締約国〕の指定された連絡先からの、提案された事業が正式に承認されたことを示す書状、

(b) 事業の目的と状況に関する簡単な要約、

(c) 事業の説明、

( ) 事業の目的、

( ) 政策的及び制度的枠組み、

    関連部門に関する受入国の政策基準、

    受入国の法的枠組み、

    事業の組立と実施に関与する社会的行為者、

( ) 事業の技術的説明、及び技術選択の実行可能性を含めた技術移転の説明、

( ) 事業の立地場所とその地域に関する情報、

( ) 事業の境界、

( ) ベースライン並びに第 6 条事業活動の将来の推移に影響を与える主要なパ



- ラメーター、
- ( ) 社会経済的観点、
  - 事業が受入締約国の社会経済的状況に与える影響、
  - 事業がその境界線の外へ与える影響、
  - 事業の実施と運転が与える追加の（間接的な）影響。
- (d) ベースライン設定方式案、
  - ( ) 選定されたベースライン計算方法の説明。（〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインの場合は UNFCCC 第 6 条参照マニュアルの該当する部分を示す）
  - ( ) ベースライン設定方式案が適切であるという正当化、
  - ( ) クレジット期間案の正当化、
  - ( ) 事業の推定寿命、
  - ( ) 承認された〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインの特定事業への適用を完全に透明にするのに必要な他のあらゆる情報、
  - ( ) ベースラインの推定で使われた主要なパラメーターと想定値の説明、
  - ( ) 排出に関する歴史的データ、変数、使用したパラメーターなどベースライン排出量を計算するのに使用したデータ源、
  - ( ) 当該活動の歴史的排出量、
  - ( ) 事業の寿命期間中におけるベースラインの年間排出量と排出削減量の予測、
  - ( ) 感度分析、
  - (xi) 不確実性（数量的な）：、
    - データ、
    - 想定値、
    - 主要な要素、
    - その他
  - (xii) ベースライン設定方式案の強みと弱点。
- (e) ベースライン設定方式案に関する結論、
- (f) > 経済的及び資金的情報、
  - ( ) 資金源と、資金供与が追加的なものであるという証拠、
  - ( ) 財務分析と経済分析（内部収益率、準備積立金、資金の流れ）
  - ( ) 事業の実施と寿命期間中の維持に関するコストの推定。 <
- (g) 必要な場合に、資金確保への支援の要請、
- (h) その他の情報、
  - ( ) 現地の利害関係者によるコメント、及びそれら利害関係者の関与に関する説明、

( ) 該当する場合は、他の環境協定への貢献（例えば、生物多様性や砂漠化に関するものなど）

(i) モニタリング計画、

( ) 事業境界の内と外における事業達成度指標、

( ) 事業達成度指標とデータの質の評価に必要なデータ、

( ) データの収集とモニタリングで使われる方法、

( ) 提案されたモニタリング方法の精度、比較可能性、完全性、有効性の評価、

( ) モニタリング方法、記録、報告に関する品質保証と品質管理の規定、

( ) 削減された〔又は除去された〕排出量を計算するためのモニタリング・データの使用方法に関する説明。

(j) 参考事項。

(注釈：〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインを使用する事業に特有の要素を明らかにするためには、さらに検討する必要があるかも知れない。)

122. 事業設計文書の情報を完全なものとするための指針には、下記の規定を含めるものとする。

(a) ベースラインの排出量、実際の排出量、ベースラインの吸収源による除去量、実際の除去量、漏出及び排出削減量は、決議第2/CP.3号によって定義された地球温暖化ポテンシャル（GWPs）の数値又はその後第5条に従って改訂されるものを使って計算されるCO<sub>2</sub>換算排出量1トンの単位で表すものとする。

(b) ベースラインの排出水準の推定値は、使用される方法に従って個別の活動に仕分けられるものとする。事業設計文書は、ベースラインの推定で使われた集合化の水準に従って事業のベースライン推定値に含まれる個々の削減活動について、分解された活動データと排出係数を提示するものとする。

(c) 事業の参加者は、国内政策（特に、エネルギー補助金、森林伐採の奨励策など歪曲的な政策）がどの程度ベースラインの決定に影響を与えているかを論議する必要がある。ベースラインの決定に使われるデータは、使用可能な最高の品質のものでなければならない。 <

## 附則 C (第 6 条に関する決議第 A/CP.6 号附属書に対する)

### 締約国による報告

(注釈：この附則はすべてのメカニズムに関するものであり、従って反復的なものである。これは第 7 条に基づいて採択される指針に組み込むこともできる。)

選択肢 A：

(注釈：この附則は不必要である。)

選択肢 B：(123～125 項)

123. 第 7 条〔及び第 5 条 2 項〕に基づく指針に従って、附属書 に含まれる各締約国は発生源による人為的排出量及び吸収源による除去量の年間目録に下記の情報を組み込むものとする。

(a) 当該年度の〔開始時〕〔終了時〕のその登録簿における ERUs、CERs<sup>10</sup>、及び〔AAUs〕〔PAAs〕の保有状況（シリアル番号で示す）

(b) 当該年度の登録簿における当初の ERUs の移転及び CERs と〔AAUs〕〔PAAs〕の発行（シリアル番号と取引番号によって示す）

(c) 当該年度の登録簿における ERUs〔、CERs〕及び〔AAUs〕〔PAAs〕の移転と取得（シリアル番号と取引番号によって示す）

(d) 当該年度における登録簿からの ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の償却（シリアル番号と取引番号によって示す）

(e) 以後の約束期間のために「貯蓄」される ERUs、CERs、及び〔AAUs〕〔PAAs〕（シリアル番号で示す）

(f) 第 6、12、17 条に基づくメカニズムへの参加を認可又は承認されている、当該締約国の管轄地域内の居住者である法人、民間の及び公的な組織の名称と連絡先について最新の情報をダウンロードできるインターネットの URL。

124. 第 7 条の指針に従って、附属書 に含まれる各締約国は下記に関する情報をその国別報告書に組み込むものとする。

(a) 第 6 条と第 12 条に基づく事業活動、

(b) その CDM 事業活動が、附属書 に含まれない締約国が持続可能な開発を達成し、条約の最終的目標に貢献するのをどの程度支援しているか、

(c) 取得した CERs が第 3 条に基づく排出の抑制と削減の数量化された約束の履行に

---

<sup>10</sup> 「認証排出削減量」(CER) は決議第 D/CP.6 号に従って定義される。

対して予想される貢献度及び国内対策の予想される貢献度に関する推定。

125. 附属書 に含まれない締約国は、受け入れている CDM 事業活動について、条約第 12 条に基づく報告の約束の枠内で報告するものとする。この報告には、附属書 に含まれる締約国が第 3 条に基づく約束を達成するのを、どのように支援したかを含めるものとする。

附則 D (第 6 条に関する決議第 A/CP.6 号附属書に対する)

「収益の一部」の決定と配分

選択肢 A :

(注釈：議定書は第 6 条で収益の一部について規定していない。)

選択肢 B :

126. 「収益の一部」は下記の諸規定又は COP/MOP によって採択されるそれらの後継規定に従って定義されるものとする。即ち、

(a) 「収益の一部」は下記のように定義される。

選択肢 1 : ある事業活動に対して発行される ERUs の〔件数〕〔金額〕の一定比率。

選択肢 2 : ある事業活動に参加している附属書 に含まれる参加締約国へ発行される ERUs の一定比率。

選択肢 3 : 当該第 6 条事業〔活動〕の価値の〔一定比率〕〔\_\_%〕。

選択肢 4 : 附属書 に含まれる締約国が附属書 に含まれない締約国での事業活動を通ずる温室効果ガス排出削減で発生したコストと、当該事業活動へ資金を提供している附属書 に含まれる締約国で当該温室効果ガス排出削減活動を行った場合に発生するであろうコストとの差。

(b) 「収益の一部」の水準は\_\_%とする。

(c) 選択肢 1 : 運営経費を埋め合わせるために使われる「収益の一部」は、その金額の\_\_%を上回らないものとする。収益の一部の残る金額は、気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国が適応化のコストを満たすのを支援するために使われ、COP/MOP が設置する適応基金に移転されるものとする。

選択肢 2 : 「収益の一部」の金額の 10% は運営経費に、20% は適応基金に、30% は当該事業活動の受入締約国がその持続可能な開発の目標を達成するのを支援するために、それぞれ使われるものとする。

(注釈：この選択肢 2 の規定は第 6 条の事業活動には当てはまらない可能性がある。)

## 第二部：京都議定書第12条

### 【決議案〔第B/CP.6号〕：京都議定書第12条で規定された クリーン開発メカニズムに関する方法と手続

締約国会議は、

京都議定書第12条を想起し、

その決議第1/CP.3号、特にその(e)項を想起し、

また、主として京都議定書第12条で定義されるクリーン開発メカニズムの方法と手続について、事業活動の第三者による検査と検証を通じて透明性、効率性及び説明責任を確保し、また京都議定書第12条10項の意図も含める目的で、適宜「この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」第1回会合に対する勧告も含めて、その第6回会合において京都議定書第6、12、17条に基づくすべてのメカニズムについて決議を行えるように、クリーン開発メカニズムを中心とするこれらメカニズムについて実施される作業計画を定めたその決議第7/CP.4号も想起し、

また、その決議第8/CP.4号も想起し、

更に、その決議第14/CP.5号も想起して、

1．関係締約国に対して、条約の附属書に含まれない締約国がクリーン開発メカニズムへの参加を容易にするための能力向上を支援する対策を実施し始めるように要請する。

2．クリーン開発メカニズムを〔暫定的に〕設立することを決議する。締約国会議は、「京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」の第1回会合まで、クリーン開発メカニズムに関する後者の責任を引き受けるものとする。〔暫定的〕理事会は〔年月日〕までに最初の会議を開き、主として下記を行うものとする。

(a) 〔〔暫定的〕UNFCCCクリーン開発メカニズム参照マニュアルを〔年月日〕までに発表する〕。

(b) 〔その運営の手続案を締約国会議第〔x〕回会合へ提出する〕。

3．科学上及び技術上の助言に関する補助機関に対して、その第〔x〕回会合以前に、再生可能エネルギーとエネルギー効率化技術に関する最終的なポジティブ・リストを作成するように要請する。

4．〔締約国〕〔地域的グループ〕に対して、本決議の附属書に含まれる方法に従って〔暫定的〕理事会のメンバーを〔年月日〕までに指名するように求める。

5．〔条約事務局〕に対して、本決議の附属書に含まれる、それに割り当てられた〔暫定的〕職務を実行するように要請する<sup>1</sup>。

6．議定書発効後の「この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」第1

---

<sup>1</sup> 運営に関する本項に関連する資源の問題を明確にする必要がある。

回会合が下記の決議を採択するように勧告する。

**決議 / [CMP.1]: 京都議定書第12条で規定された  
クリーン開発メカニズムに関する方法と手続**

京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、  
京都議定書第3条及び第12条に含まれる諸規定を考慮に入れ、  
第12条<sup>2</sup>2項及び3項に従って、クリーン開発メカニズム(CDM)は附属書に含まれない締約国<sup>3</sup>が持続可能な開発を達成し、条約の最終的目標に対して貢献するのを支援し、また附属書に含まれる締約国が第3条に基づく排出の抑制及び削減の数量化された約束の一部を達成する〔また、本決議附属書に対する附則Xに含まれる諸規定を考慮に入れる〕のを支援するものであることを特に念頭に置き、  
また、〔第3条12項〕〔京都議定書第3条12項に従って、一の締約国が他の締約国から第12条の規定に基づき取得するいかなる認証排出削減量も、取得する締約国の割当量に追加されること〕を念頭に置き、  
更に、CDMに基づいて認証された事業活動からの「収益の一部」が〔主として〕〔運営経費を埋め合わせるため、及び〕気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国が適応化のコストを満たすのを支援するために使われることを念頭に置き、  
CDMの目的を達成するための行動において、締約国は条約第3条、特に下記を考慮することを確認し、即ち、

> 衡平性：条約における衡平性の原則は、公正な開発の権利及び活動の地域的分布の公平性を根拠として、CDMのすべての側面に適用しなければならない。発展途上国の開発の権利は、いかなる方法でも有害な影響を受けてはならない。CDMは、発展途上国と先進国との間に存在する不衡平性を存続させるいかなる可能性又は潜在性も持たないようにしなければならない。 <

> 衡平性：排出の公正な権利に関する衡平性。先進国は人口一人あたりの排出量が先進国と発展途上国との間で収束経路(converging path)に到達する水準までその温室効果ガス排出量を圧縮するものとする。CDMは先進国と発展途上国との間の過去及び現在の不衡平性を凍結或いは存続させるいかなる可能性又は潜在性も固定化してはならない。CDMの実施は、公正な開発の権利、附属書に含まれる締約国と含まれない締約国によるCDM事業の超過軽減コストの共同負担、及び地域別にバランスのとれた活動を根拠とする必要がある。CDMに基づく事業は、長期的に受入締約国の排出削減コストを引き上げるものであってはならない。 <

<sup>2</sup> 「条」とは、別途指定しない限り京都議定書の条項を意味する。

<sup>3</sup> 「締約国」とは、別途指定しない限り京都議定書の締約国を意味する。

> CDM 事業活動を通ずる排出の抑制と削減は、いかなる権利、所有権又は資格も作り出す或いは付与するものではない。 <

〔包括性：第 12 条に基づく事業はすべての関連する温室効果ガスの人為的な発生源、吸収源、貯蔵庫、適応化対策を包括的に対象とし、すべての経済分野を包含する。〕

持続可能な開発：CDM 事業活動は、受入締約国の設定する優先順位に従って受入締約国の持続可能な開発に貢献するものとし、長期的な「生態的負債」を生み出してはならない。しかし、これら活動は他の多国間協定又はアジェンダ 21 及び持続可能な開発委員会で合意されている原則に反するものであってはならない。CDM は環境的観点から極貧者生活の質の改善、及び受入締約国の民間部門における〔事業活動の計画と実施に関連する〕機会の創出に向けて方向付けを行う必要がある。

〔気候変動への有効性：いかなる CDM 事業活動も、第 12 条 5(b)項に従って、気候変動の緩和に関連する実質的で測定可能な長期的便益をもたらすものとする〕

〔追加性：排出の削減 [及び吸収源による除去の強化] は、第 12 条 5(c)項に従って、当該事業活動がなくても起こるであろうものに追加するものでなければならない。CDM 事業活動への > 公的 < 資金供与は、地球環境ファシリティ > [及び] [又は] その他附属書に含まれる締約国の資金的約束 <、政府開発援助、 > [及び] [又は] その他協力体制からの資金供与 < [に追加するもの] [の流用にならないもの] でなければならない。 > 〕

透明性：CDM に基づく事業活動と制度は、機密情報を保護すると同時に、締約国に発生するコスト、リスク、債務に関するものを含めて、あらゆる面で透明でなければならない。

非差別、競争の歪曲防止：発展途上のすべての締約国は、自主的に CDM 事業活動へ参加することができる。一方的な措置によって附属書 に含まれない締約国がいずれかの CDM 事業活動への参加を阻止されるようなことがあってはならない。

後発発展途上国に特有のニーズ：CDM に基づく活動は、後発発展途上国に特有のニーズ、特にその特殊な技術的ニーズ及び能力向上のニーズを十分に考慮に入れる必要がある。

小島嶼発展途上国に特有の脆弱性と特性：CDM に基づく活動は、小規模島嶼発展途上国に特有の脆弱性と特性、特に適応化活動のための能力向上及び CDM 事業活動の実施を考慮に入れる必要がある。

気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上国に特有の状況：CDM に基づく活動は、脆弱な発展途上国に特有の状況、特に適応化活動のための能力向上及び CDM 事業活動の実施を考慮に入れる必要がある。

附属書 に含まれない締約国への〔最先端の、費用効果の高い〕技術及び財源の移転：事業活動は、附属書 に含まれない締約国が必要とする〔先端的な〕環境上安全かつ適正な技術へアクセスできるようにしなければならない。CDM 事業活動における技術移転は、



条約に基づく発展途上の締約国への技術移転に関する〔附属書 〕〔附属書 〕に含まれる締約国の約束に追加するものでなければならない。発展途上の締約国に特有のニーズについては、技術的ニーズを明らかにし、技術習得能力の向上を支援する際に対処しなければならない。

譲渡の可能性：一旦発行された CERs は他の締約国又は法人へ譲渡〔できる〕〔できない〕。

ファンジビリティ/ノンファンジビリティ：締約国は排出削減単位〔、認証排出削減量〕及び〔割当量単位〕〔割当量の一部〕を〔同等な環境的有効性を確保する目的で COP/MOP が設定する規則と手続に従って〕取引すること〔ができる〕〔はできない〕。  
決議第 B/CP.6 号を勸案して、

1. 本決議の附属書に含まれる CDM に関する方法と手続を採択することを決議する。
2. 第 12 条 8 項に従って使われる「収益の一部」は〔y の x%〕とし、そのうち運営経費に割り当てられるのは〔z%未満〕、附属書の附則 E で定義される適応基金に割り当てられるのは〔100 - z%以上〕とすることを決議する。 > 気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国が適応化の経費を満たすのを支援するための「収益の一部」は、条約及び議定書の他の規定に基づく適応化活動に対する附属書 に含まれる締約国による資金供与に追加されるものでなければならない。 <
3. 選択肢 1：更に、附属書に含まれる方法と手続及びそれに基づき設定される指針を見直し、適宜改訂することを決議する。これは〔CDM の運営開始から〕5 年後〔COP/MOP による採択から 3 年以内〕とし、その後は定期的に行い、CDM 事業活動の実施とその地理的分布、適応事業への資金援助の配分、及び適応基金に関連する問題などを含めるものとする。改訂は、〔第一約束期間及び〕既に登録されている事業活動に影響を与えないものとする。

選択肢 2：更に、締約国による経験を考慮に入れてこれら〔方法と手続〕〔指針〕を将来改訂する可能性を検討できることを決議する。改訂は、第一約束期間及び既に登録されている事業活動に影響を与えないものとする。

4.〔条約事務局に対して〕本決議附属書に含まれる同事務局に割り当てられた職務を遂行するように要請する<sup>4</sup>。】

---

<sup>4</sup> 運営に関する本項に関連する資源の問題を明確にする必要がある。

## ・ 附属書：クリーン開発メカニズムに関する方法と手続

### A . 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の役割

1 . 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議（COP/MOP）は、下記に関するものを含めて、主として第 12 条<sup>1</sup> 4 項で述べる理事会の監督的役割の内容と範囲を決定するものとする。

(a) COP/MOP の決議を作成し実施するための規則、指針、又は手続を設定する理事会の権能。

(b) それぞれ第 12 条 5 項と 7 項で述べた指定された運営組織及び / 又は独立検査人の決定又は結論に対する「異議申し立て」に関する決議。

(c) ある事業が主張する CERs<sup>2</sup> を実際に生み出しているか、いないならその後どうなるかに関する当初の又は最終的な判定について考えられる何らかの役割（あるなら、どんな役割か）。

(d) COP/MOP が第 12 条に基づく活動の進捗状況について報告を受けられるように、指定された運営組織及び / 又は独立検査人の活動を総合的に監視することに関する限界。

(e) これら役割の一部又は全部の組合せ並びにその他の役割に従事すること。

2 . COP/MOP は、下記を含めて主として理事会が COP/MOP に従属することの影響を判断するものとする。

(a) 理事会の決議に対する「異議申し立て」を COP/MOP へ持ち上げることができるかどうか。そのような「異議申し立て」が認められるか否かについて、COP/MOP は理事会の決議又はその他の行為について独自の判断で見直し、変更、或いは破棄することを妨げられないことを明確にしなければならない。

(b) COP/MOP が、COP/MOP の判断で或いは「異議申し立て」を理由として、理事会の決議を見直す或いは検討する場合に、実施に関する補助機関（SBI）及び科学上及び技術上の助言に関する補助機関（SBSTA）のそれぞれの役割を設定する必要がある。

(c) 「異議申し立て」が認められる場合、どの機関がどんな種類の問題についてそれを行うか。

(d) 「異議申し立て」が認められる場合、それを提起する期限、及び COP/MOP が「異議申し立て」を検討するための手続。

(e) それら「異議申し立て」が認められる場合、或いは COP/MOP が独自に理事会の決議を見直す又は検討する場合、COP/MOP による問題の処理が終わるまで当該決議が停止

---

<sup>1</sup> 「条」とは、別途指定しない限り京都議定書の条項を意味する。

<sup>2</sup> 「認証排出削減量」(CER) は、決議第 D/CP.6 号に従って定義される。

されるための条件。

3．COP/MOP は下記により CDM に対するその権限を行使し、またそれに対する指導を与えるものとする。

(a) 理事会会合の暫定議題の作成と配布、及び締約国<sup>3</sup>と認定されたオブザーバーが理事会で行う発表に関する規則と手続を承認する。

(b) 本附属書の規定に従って提出される理事会の勧告を検討し、適宜それについて将来の決議を行う。

(c) 理事会の年次報告書を検討し、該当する場合はベースラインの決定方法、及びモニタリング、検証、認証、認定、報告に関する指針、及び報告フォーマットなどの問題について理事会へ指導を与える。

(d) > CDM 事業の公正な分配を〔確保する〕〔推進する〕ために、その地域別及び小地域別の分配状況を見直し、それに基づき理事会へ適切な指導を与える。 <

4．> COP/MOP は理事会による決議に対する異議申し立てを検討〔できる〕〔するものとする〕。COP/MOP は、〔x か国〕の締約国の要請に基づき、或いは独自の判断で、SBSTA 及び SBI の技術上及び手続上の助言に基づき理事会の決議又はその他の行為を見直し、変更し、或いは破棄することができる。COP/MOP は〔x か国〕の締約国が要請してから〔x 〕〔か月〕〔回の会合〕以内に最終決定を行うものとする。 <

5．〔COP/MOP は附属書 の締約国又は受入締約国、CDM 事業の提案者、又はそれら事業によって影響を受ける公的な又は民間の組織<sup>4</sup>による異議申し立てを受け入れるものとする。〕

6．> 締約国間の紛争の調停は、条約第 14 条に従って行われるものとする。 <

## **B . 理事会**

7．理事会は、CDM 事業活動が条約、議定書、及び COP/MOP の関連するすべての決議と整合性を持つように、CDM の〔日常的運営〕を監督するものとする。理事会は、本決議、その附属書、及び COP/MOP の関連する決議で述べられている職務及び委任事項を実行する責任を負うものとする。理事会は〔COP/MOP とは別の常設機関として〕COP/MOP に対して全面的に説明責任を負うものとする。

---

<sup>3</sup> 「締約国」とは、別途指定しない限り議定書の締約国を意味する。

<sup>4</sup> 「民間の及び / 又は公的な組織」とは、第 12 条 9 項で述べた組織である。

## 8. 理事会は、特に

(a) [ CDM 事業活動が可能な限りすべての関連する温室効果ガスの発生源、吸収源、貯蔵庫、適応対策を包括的に対象とし、すべての経済分野を包含するようにする。]

(b) >> CDM 事業活動を行える分野及び含まれる事業活動の種類を改訂及び修正し [て、COP/MOP に対してその採択勧告を提出し]、並びに < 以下の適格性確認に関する G 項の諸規定に従って新しいベースラインとモニタリング方法を決定し [て、COP/MOP に対してその採択勧告を提出する。] <

(c) CDM 事業の分配が公正になるような対策を提案する

(d) COP/MOP の決議に従って民間の及び / 又は公的な組織へ指導を与える。

(e) > 附属書 に含まれない締約国の CDM 事業への参加に必要な能力の向上を支援するために COP/MOP が適宜設定するメカニズムを推進する。 < [ COP/MOP が設定する枠内で第 12 条に基づく他の諸機関へ適宜職務を [割り当て] [委託し] [また、特に附属書 に含まれないすべての締約国による幅広い参加を推進するのに必要な制度的能力の開発に関する多国間機関の役割を定め] [、COP/MOP に対してその採択を勧告す] る。

(f) > 理事会会合の暫定議題の作成と配布に関する理事会の効率的な運営のため、及び締約国と認定されたオブザーバーが理事会で行う発表のための規則と手続などについて、COP/MOP に対して決議を行うように勧告する。 <

(g) 事業の情報センターとなること、及び資金を必要としている CDM 事業提案に関する要約情報を公表することを含めて、必要に応じて CDM 事業の [多国間] 資金調達を支援する。

(h) [「CDM 公正分配基金」を管理する。]

(i) [登録された事業設計文書、受け取った公衆によるコメント、検証報告書、理事会の決議、及び発行されたすべての CERs を含めて、事業活動について守秘義務のないすべての情報] [識別番号を含めて CDM 事業の登録に関する守秘義務のない関連情報] を公表する。

(j) COP/MOP の各会合で、理事会の活動、登録された新規事業、及び発行された CERs について報告し、適宜 COP/MOP への勧告を作成して検討を求める。

## 9. 理事会は下記に基づき [x 名] の理事によって構成されるものとする。

選択肢 1 : 附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国から同数の代表者。

選択肢 2 : 附属書 B に含まれる締約国から選ばれる 8 名と附属書 B に含まれない締約国から選ばれる 8 名。

選択肢 3 : 国連が定めた五つの地域からそれぞれ 3 名の代表者。

選択肢 4 : (COP の「ビューロー」など) 締約国の慣行によって設定された固有のバランスを反映した、公正で地理的に公平な構成で、かつ機能的に小規模なもの。

選択肢 5 : アジアの代表者 2 名、米州の代表者 2 名、欧州の代表者 2 名、アフリカの代表者 2 名、小規模島嶼国の代表者〔 1 〕〔 2 〕名で、合計 9 名の理事。

選択肢 6 : UNFCCC 手続規則 22 号に基づいて選定される 11 名に、附属書 に含まれる締約国によって選定される 2 名及び附属書 に含まれない締約国によって選定される 3 名を加えて合計 16 名とする。

10 . 理事会の理事は〔 COP/MOP 〕〔それぞれ附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国〕によって選出され、また〔締約国によって推薦され〕〔国連が定めた五つの地域のそれぞれで指名され〕るものとする。〔空席も同じ方法で埋めるものとする〕〔空席は、空席となった理事を指名した地域グループによって指名される後継者を COP/MOP が選出して埋めるものとする〕。理事は 2 年〔まで〕の期間について示され、最大限 2 期連続の就任が可能とする。任期を互い違いとするために、それぞれ附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国からの〔 y 名の〕理事は、最初の任期を 1 年とする。

11 . 理事は適切な技術的専門知識を持ち、また個人の資格で行動するものとする。

12 . 選択肢 1 : COP/MOP は理事会の議長と副議長を理事の中から選出するものとし、そのうち一人は附属書 に含まれない締約国の理事とする。

選択肢 2 : COP/MOP は理事会の議長と副議長を地域的に公正な順番で選出するものとする。

選択肢 3 : 理事会は独自にその議長と副議長を選出するものとし、そのうち一人は附属書 B に含まれる締約国から、もう一人は附属書 B に含まれない締約国から選ばれるものとする。議長と副議長は、それぞれ附属書 B に含まれる締約国の理事と附属書 B に含まれない締約国の理事との間で毎年交代するものとする。

13 . 理事会は年間 3 回以上、必要に応じて会合するものとする。

14 . > 理事会の決議は可能な限り全会一致によるものとする。全会一致のためのあらゆる努力が払われても合意に到達できなかった場合、〔実体的な事項に関する〕決議は〔会合に出席して投票を行う〕〔附属書 B に含まれる締約国から選出された理事の過半数及び附属書 B に含まれない締約国から選出された理事の過半数を満たす〕理事の 3 分の 2 の多数決によって行われるものとする。手続上の問題に関する決議は、出席して投票する理事の多数決とすることができる。ある事項を手続上の問題として取り扱うかどうかに関する決議

は実体的な問題と見なすものとする。 <

15.〔理事会は、国連の定める五つの地域のそれぞれから少なくとも1名の理事が出席していなければ決議を行わないものとする。理事会は、自らが責任を持ついかなる決議も他へ委任することは認められない。〕

16. > 理事会の会合には、その規則と手続によって別途定められる場合を除き、すべての締約国及びすべての認定されたオブザーバーが、オブザーバーとして自由に出席できるものとする。 <

17. 理事会によるすべての決議の全文は事務局によって保管され、 > 各締約国〔及び適宜その他の組織へ〕〔及び COP/MOP が受け取る必要があると判断する部類の個人及び組織へ〕伝達されるものとする。決議は国連の六つの公用語に翻訳される。 <

18. 選択肢1：理事会は、適宜 COP/MOP の指導に基づき、その活動に必要な運営上の支援を手配することができる。〔 UNFCCC の〕事務局は、〔条約第8条に述べられたその職務の範囲内で〕〔理事会の要請に基づき、COP/MOP の指導のもとに〕〔必要に応じて理事会を支援する〕〔理事会に対して運営上及び事務上の支援を提供する〕〔ものとする〕〔ことができる〕。この支援には、第12条6項に関するものを含めた CDM 活動に関する情報の編集、とりまとめ、普及、及びその他理事会が要請する事務的職務の遂行を含めることができる。

選択肢2：理事会は技術的及び管理的スタッフで構成される理事会専用の事務局の支援を受けるものとする。理事会は条約事務局の中に設置され、条約事務局はこの役割を受け入れられるように拡大されるものとする。

19. 理事会は、技術的及び方法論上の問題を取り扱うために、適宜 > 外部の <〔専門家〕〔専門的知識〕に依存することができる。

(注釈：以下の各項は理事会と、下記の D 項で職務を説明する運営組織との間の関係に関するものである。)

20. > 事務局は運営組織の認定機関になるものとする <。理事会は指定されたすべての運営組織の一般入手可能なりストを維持するものとする。

21. 理事会は、ある運営組織がもはや認定の基準又は適用される COP/MOP の決議を満た

していないと判断した場合、当該組織の指定を停止又は撤回することができる。理事会はかかる決定を当該運営組織と COP/MOP へ直ちに通知するものとする。 >登録されている事業活動は、それに関する適格性確認報告書、適格性検証報告書又は認証書の中で見いだされた欠陥が指定の停止又は撤回の理由とならない限り、指定の停止又は撤回の影響を受けないものとする。 <。理事会が行う指定撤回に関するいかなる決議も、当該運営組織が聴聞の機会を持った後でのみ行われるものとする。理事会はこの種の事例に関する決議を公表するものとする。

22．理事会は認定基準を適宜見直し、COP/MOP に対して改訂及び修正を採択するように勧告することができる。

(以下の各項は収益の一部に関するものである。)

23．理事会は、CERs の発行要請を受け取り次第、第 12 条 8 項で述べた「収益の一部」を評価するものとする。理事会は事業活動の結果として発行される CERs の数量から、 >事業参加者<sup>5</sup>へ配分する前に、 <適切な〔収益の一部〕〔CERs の数〕を差し引くものとする。運営経費をまかなうために使われる収益の一部の金額は、理事会がその目的のために保有するものとする。気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国が適応費用を満たすのを支援するのに使われる〔残る〕収益の一部の金額は、〔〔COP〕〔COP/MOP〕によって設置される適応基金へ移管される〕(附則 E 参照)〔既存の制度を通じて提供される〕ものとする。

24．理事会は、登録簿に関する決議第 D/CP.6 号の諸規定に従って CERs の生成、移転、償却を登録して計上し、中央登録簿を維持して、各締約国及び当該締約国に居住する法人の登録簿上の勘定を毎年すべての締約国へ報告するものとする。

25．理事会は、附則 B に従ってベースライン、モニタリング、その他関連する事業要素の立案を容易にする目的で参照マニュアルを維持するものとする。この参照マニュアルには、第 xx 条に従って承認されたすべてのベースライン設定方法と複数事業のベースライン、及び理事会が適切と判断する他の指導を含めるものとする。

### C．認定機関

26．認定機関は附則 A に含まれる基準と手続及び〔理事会〕〔COP/MOP〕による関連決議に従って運営組織を認定するものとする。認定機関によるこの認定は、第 12 条 5 項に

---

<sup>5</sup> 「参加者」とは、CDM 事業活動〔について〕〔を実施するための〕契約を締結している締約国、締約国〔に居住する〕〔の〕民間の又は公的な組織、又はそれら双方を意味する。

規定されている COP/MOP による独立した組織の指定に対応するものである。

27. > 認定基準に関連して運営組織の提出する情報が認定に関する決議の実施に不十分な場合、認定機関は運営組織と協力して能力分析を行うことができる。これは

- (a) 評価されるニーズに対応する技能の査定からなり、
- (b) 関連する各技術分野の要求事項を対象とし、
- (c) 当該運営組織が CDM 活動の代表的な技術分野、環境側面及び関連する影響を明確にできることを立証するためのものである。 <

28. 認定機関は、〔 x 〕 年を越えない定期的間隔で、またどの段階であれ抜き打ち検査を通じて、運営組織が引き続き認定基準に準拠しているか見直すものとする。それには適宜下記が含まれる。

- (a) 運営組織の関連する職務及び活動の検査、
- (b) 下請けに出す作業を含めた適格性確認、検証又は認証作業の質の監視。

29. 指定された運営組織を見直すに当たり、認定機関は必要に応じて運営組織及び / 又は事業参加者に追加の情報を要求することができる。

#### **D . 指定された運営組織**

30. 指定された運営組織は、D 項、G ~ K 項及び本決議の附属書並びに COP/MOP〔及び理事会〕のその他関連決議で述べる職務を遂行する責任を負うものとする。

31. 指定された運営組織は、

- (a) 認定機関を通じて COP/MOP によって認定される。
- (b) 〔理事会〕〔及び CDM の受入締約国について指定された国内当局〕の監督を受け、理事会を通じて COP/MOP に対して全面的な説明責任を負うものとする。
- (c) 〔CDM の受入締約国について指定された国内当局によって、そこで運営することを承認される〕〔それが適格性確認、検証及び / 又は認証しようとする CDM 事業を受け入れる締約国の適用法を遵守する〕ものとする。
- (d) COP/MOP〔及び理事会〕の該当する決議で指定された方法及び手続に準拠するものとする。
- (e) 認定基準に関連する状況に変化が生じた場合に、直ちに認定機関へ報告する。状況の変化が認定基準に違反するものではないと認定機関が判断した場合、認定機関は当該運営組織の認定を追認するものとする。
- (f) 自らが適格性確認を行った CDM 事業活動を検証及び / 又は \_\_\_ してはならない。



(訳注：下線部は欠落・・・K 項に鑑み認証か？)

(g)発生源による排出削減〔及び/又は吸収源による除去の強化〕を自らが適格性確認、検証及び/又は認証したすべての CDM 事業活動のリストを維持し公表するものとする。これには、該当する場合にそれらの職務に使用した下請け業者の目録も含まれる。

(h) 附則 A に従って理事会へ年次活動報告書を提出する。附則 A で義務づけられる文書化と記録のシステムを当該年次報告書の根拠とするものとする。

## E . 参加

32 . CDM 事業活動への参加は自主的なものである。

33 . 附属書 に含まれない締約国は、下記の場合に CDM 事業活動〔から便益を受ける〕〔へ参加する〕ことができる。

(a) 議定書を批准している。

(b) > COP/MOP によって採択された履行体制に拘束されており、その手続とメカニズムに従って、CDM への参加から除外されていない。 <

(c) > 決議第 D/CP.6 号に含まれる登録簿に関する諸規定〔を履行している〕〔に準拠している〕。 <

(d) > 条約第 12 条に基づくその約束、CDM について設定された規則と指針、及び議定書の関連諸規定に準拠している。 <

34 . 附属書 に含まれない締約国は、特に決議第 1/CP.3 号 5(e)項に関連して、CDM に基づく事業を個に又は共同で提案、開発、資金供与、実施することができる。かかる事業が生成する CERs は、受入締約国の国内政策に従って、附属書 に含まれる締約国又は附属書 に含まれる締約国〔の居住者である〕〔の〕法人が第 3 条に基づくその約束を履行するために移転を受けることができる。

選択肢 A : ( 35 項 )

35 . 附属書 に含まれる締約国<sup>6</sup>は、第 3 条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束を履行する一助として〔補足性の規定を条件として、第 3 条に基づくその排出の約束の達成に対する不足分を補うため〕下記の場合に CERs を使うことができる。

(a) 議定書を批准している。

(b) 〔排出目録と割当量の計算に関する〕条約第 5 条と第 7 条 > 及び第 12 条 < に基づく

---

<sup>6</sup> 「附属書 に含まれる締約国」とは、今後改訂される可能性もある条約附属書 に含まれる締約国、又は条約第 4 条 2(g)項に基づき通知をした締約国を意味する。

その約束、CDM について設定された規則と指針、及び議定書の関連諸規定に〔準拠している〕〔対する不履行を立証されていない〕。

(c) >COP/MOP によって採択された履行体制に拘束されており、CDM への参加から、その手続とメカニズム>特に第 2 条 1 項及び 3 項、第 3 条 2 項及び 14 項、第 6、11、12、17 条に関する諸規定<に従って、除外されていない。<

(d) > 決議第 D/CP.6 号に含まれる登録簿に関する諸規定〔を履行している〕〔に準拠している〕。<

(e) 〔〔附属書 X に従って〕国内の〔行動〕〔政策と措置〕を通じて十分な排出削減を達成している。〕

選択肢 B : ( 36 ~ 37 項 )

36 . 第一約束期間の開始に先立って、第 8 条に基づき設置される専門家検討チームは、第 3 条の諸規定に基づく移転と取得に関する下記の適格規準の、締約国による遵守状況を検討するものとする。

(a) 議定書の批准。

(b) > COP/MOP によって採択された履行体制に拘束されており、CDM への参加から、その手続とメカニズム〔、特に第 2 条 1 項及び 3 項、第 3 条 2 項及び 14 項、第 6、11、12、17 条に関する諸規定〕に従って、除外されていない。<

(c) 決議第 /CP.6 号で設定される指針に従って、発生源による人為的排出と吸収源による除去を推定するための国内制度の実施。

(d) 決議第 D/CP.6 号で設定される指針に従って、第 3 条 10、11、12 項の諸規定に基づき移転又は取得される割当量の一部、認証排出削減量、排出削減単位を追跡する国内登録制度の設定。

(e) COP/MOP の決議によって設定される〔予定の〕基準に対する基準年温室効果ガス排出目録と温室効果ガス目録報告書の完全性と正確性。

(f) COP/MOP の決議によって設定される〔予定の〕基準に対する入手可能な最新の年間温室効果ガス排出目録と温室効果ガス目録報告書の期限までの提出、完全性及び正確性。

(g) 決議第 4/CP.5 号で指定された、又はその後の〔COP〕〔及び / 又は〕〔COP/MOP〕の決議によって改訂される指針に従って義務づけられる最新の定期的国別報告書の提出。

37 . 第一約束期間の開始後、遵守機関は専門家検討チームの提出する情報に基づいて、締約国による下記の適格規準の継続的な遵守状況を検討し、それに関する決議を行うものとする。

(a) COP/MOP が定める期日までの年間温室効果ガス目録と温室効果ガス目録報告書の提出。

(b) COP/MOP の決議によって設定される〔予定の〕基準に対する年間温室効果ガス目録と温室効果ガス目録報告書の完全性と正確性。

(c) 決議第 D/CP.6 号に含まれる指針に従って国内登録制度の維持。

(d) 決議第 4/CP.5 号で指定された、又はその後の〔COP〕〔及び/又は〕〔COP/MOP〕の決議によって改訂される指針に従って定期的国別報告書の提出。

38. > 附属書 に含まれる締約国の排出量はその割当量に満たない場合、当該締約国は取得した CERs を次の約束期間に使うことができる。> CERs の取得は当該約束期間の割当量又は第 17 条に基づき移転可能な割当量のいかなる一部を変更するものではない。< <

39. > 第 4 条に基づき事業を運営している締約国は、同じ第 4 条の取決めに基づき運営している他の締約国又は当該締約国が所属しそれ自体が議定書の締約国となっている地域的な経済統合のための機関が、第 5 条及び第 7 条に基づくその義務を履行していない場合、CDM 事業活動から発生する CERs を〔第 3 条によるその約束を履行する一助として〕〔取得〕〔使用〕することが〔できる〕〔できない〕。<

40. 附属書 に含まれる或いは含まれない締約国〔の居住者である〕〔の〕民間の又は公的な組織は、下記の場合に当該締約国の承認を得て CDM 事業活動に参加することができる。

(a) 当該締約国が、〔該当する場合に、第 3 条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束を履行する一助として CERs を使用することができる〕〔CDM への参加から除外されていない〕。

(b) 当該組織が、CDM について設定された規則と指針を履行している。

(c) 当該組織が、理事会〔及びその国の政府〕によって設定された指導を履行している。

41. 締約国は、当該締約国及び〔その居住者である〕〔その〕組織またはその管轄区域で操業する組織による CDM 事業活動への参加について、CDM について設定する規則及び指針と整合した国内の規則又は指針を立案することができる。締約国はその国内の規則と指針を公表するものとする。

42. CDM は、附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国の CDM 事業活動への参加をとともなうものである。附属書 に含まれる締約国は、附属書 に含まれない締約国における持続可能な開発を支援する事業に資金供与を行うものとする。締約国は、理事会が設定する指導を条件として、その民間の及び/又は公的な組織の CDM 事業活動への関与について責任を負うものとする。

43. > CDM 事業活動へ参加する締約国は、参加する事業活動について及びその民間の及び / 又は公的な組織の関与について、あらゆる段階及びあらゆる局面で責任を負うものとする。事業活動への民間の及び / 又は公的な組織の参加は、議定書及び条約に基づく附属書 に含まれる締約国の約束に影響を与えるものではない。> 附属書 に含まれない締約国が CDM 事業活動の承認の時点で明確に認めていなかったすべてのコスト、リスク或いは責任は、参加する附属書 に含まれる締約国の責任と見なされるものとする。附属書 に含まれる締約国或いは〔その居住者である〕〔その〕組織が関与していない事業では、受入締約国が事業の全責任を負うものとする。 <

44. CDM に参加する附属書 に含まれない締約国は、

(a) その領土内に立地する CDM 事業活動を承認する CDM 担当の国内当局を指定するものとする。

(b) 事業設計文書の検討と承認のための手続を含めた法的及び制度的枠組みを立案し発表する。

(c) 事業設計文書に基づいてそれぞれの CDM 事業活動を承認し、受入締約国の持続可能な開発の達成に資することを確認する。

(d) 指定された国内当局から事業の参加者へ、受入締約国による各事業活動の承認を立証する正式承認文書を交付する。これには当該事業活動が受入締約国の持続可能な開発の達成に資するという確認も含まれる。

(e) ベースラインの設定に必要なデータへのアクセス及び / 又はその生成について適宜事業の参加者と協力する。

(f) CDM への参加を承認した締約国〔の居住者である〕〔の〕民間の又は公的な組織に関する最新のリストを維持する。このリストは当事務局と公衆に対して公表されるものとする。

(g) CDM への参加を承認した民間及び公的な組織に、適用される規則と手続を履行させるものとする。

(h) 附則 C に従って報告を行う。

45. CDM に参加する附属書 に含まれる締約国は、

(a) CDM 事業活動を承認する CDM 担当の国内当局を指定するものとする。

(b) 事業設計文書の検討と承認のための手続を含めた > 法的及び < 制度的枠組みを立案し公表する。

(c) 指定された CDM に関する国内当局から事業の参加者へ、各事業活動の承認を立証するための正式承認文書を交付する。

(d) CDM への参加を承認した当該締約国〔の居住者である〕〔の〕民間の又は公的な組織に関する最新のリストを維持する。このリストは事務局と公衆に対して公表されるものとする。

(e) CDM への参加を承認した民間及び公的な組織に、適用される規則と手続を履行させるものとする。

(f) 附則 C に従って報告を行う。

46. > 第 12 条の諸規定及び / 又は適格性の必要条件を含めて、CDM について設定される原則、方法、規則及び指針に対する締約国又は組織による不履行の問題は、〔第 8 条に基づく検討プロセスによって〕〔他の手段によって〕提起することができる。〔可能な場合、〕これら不履行の問題及び締約国間で発生するすべての紛争は〔CDM の枠組みの中で理事会が〕〔第 18 条に基づく手続に従って〕解決するものとする。これらの問題は、迅速に解決するものとする。 <

47. > かかる不履行或いは締約国間の紛争の問題が発生した場合、CERs は引き続き発行〔、移転〕及び取得することができる。但し、不履行の問題が当該締約国に有利に解決されるまで或いは紛争が解決されるまで、これら CERs は締約国が第 3 条に基づくその約束を満たすために使用できないものとする。 <

48. > 締約国による CDM の範囲を超えた不履行の問題は、第 18 条に基づく手続に従って対処されるものとする。 <

## F. 資金供与

49. CDM 事業活動に対する > 公的 < 資金は、附属書 に含まれる締約国による、地球環境ファシリティ (GEF) > 〔及び〕〔又は〕その他資金供与の約束 <、政府開発援助 (ODA) > 〔及び〕〔又は〕他の協力体制からの資金供与 < 〔に追加されるものとする〕〔の流用であってはならない〕。

50. 選択肢 1 : CDM 事業活動への資金は、附属書 に含まれる〔及び / 又は含まれない〕締約国及び〔その民間の又は公的な組織〕〔その居住者である民間の又は公的な組織〕が供与する〔ものとする〕〔ことができる〕。CDM 事業活動の資金は、それら締約国が個別に又は共同で、或いは国際的金融機関及び多国間基金を含む他の資金源から供与することができる。

選択肢 2 : CDM 事業活動への資金は、参加する附属書 に含まれる締約国から参加

する附属書 に含まれない締約国に対して供与され、参加する附属書 に含まれる締約国への唯一の見返りは、議定書第3条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束の一部を満たすために事業活動から取得できる CERs とする。附属書 に含まれる締約国は、この資金供与に民間の及び/又は公的な組織を関与させることができる。CDM 事業の資金は、附属書 に含まれる参加者が附属書 に含まれる参加者と含まれない参加者との間の二カ国間の取決めを通じて供与されるものとする。

選択肢3：CDM 事業活動への資金は、附属書 に含まれる締約国及び〔その民間の又は公的な組織〕〔その居住者である民間の又は公的な組織〕が供与することができる。また、少なくとも一つの附属書 に含まれる締約国又は〔その居住者である〕〔その〕民間の又は公的な組織が含まれている限り、附属書 に含まれない締約国及び〔その民間の又は公的な組織〕〔その居住者である民間の又は公的な組織〕による共同資金供与でもよい。また CDM 事業活動へは、国際的金融機関及び多国間基金が資金供与してもよい。

51. 事業活動に対しては、COP/MOP が設置し理事会が管理する多国間基金を通じて資金供与を行う〔ことができる〕〔ものとする〕。この基金は民間及び公的いずれの投資基金となることもできる。この資金供与による事業活動で生成される CERs は、基金への出資比率に応じて附属書 に含まれる締約国へ配分されるものとする。情報センターの設置により、事業の選定と資源の割当などの実施促進及び調整を図るものとする。この市場は、理事会が認定する地域的組織を通じて運用することができる。

52. 選択肢1：理事会は適格な CDM 事業とその資金供与に関する情報を附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国へ提供し、純粹に市場的手段だけでは取り残される場合が多い締約国へ CDM の投資が行われるように、事業の適格性に関する方法と手続を含めた対策を推進するものとする。必要に応じて、〔理事会は CDM 事業活動の資金調達を支援するものとする〕〔附属書 に含まれない締約国は事業提案書を作成して、理事会に対して資金的及び技術的な支援を申請することができる〕。これら事業は適格性が確認された後資金供与の対象となる。

選択肢2：理事会は、CDM 事業活動の地域的分配の不均衡に対処する必要がある場合に事業活動へ資金的支援を提供するための「CDM 公正分配基金」を運用するものとする。この基金は、COP/MOP が定める方式に従って附属書 に含まれる締約国が拠出する資金による。この基金から資金供与を受けた CDM 事業活動から生成される CERs は拠出比率に応じて附属書 に含まれる締約国へ配分されるものとする。附属書 に含まれない締約国は、個別に又は共同で、「CDM 公正分配基金」に対して CDM 事業を提案すること

ができる。理事会は、既存の及び計画されている CDM 事業の地理的分配、持続可能な開発の達成への支援に対する各地域又は国の相対的なニーズ、提案される事業の温室効果ガス排出の抑制と削減に対する貢献度を考慮に入れて、COP/MOP が設定する基準に従って、事業に対して贈与を含む資金を割り当てるものとする。割り当てられる資金は、必ずしも CDM 事業の全コストを賄う必要はない。

53. > 使用可能な資金の〔x〕%は後発発展途上の締約国へ配分されるものとする。<

### **G . CDM 事業に対する適格性の確認**

54. 適格性確認は、指定された運営組織がある事業を> その構想文書に関して附則 B で定義される UNFCCC の CDM 参照マニュアルに含まれる< CDM の必要条件と対比して独立に評価するプロセスである。事業の適格性確認は、当該事業活動を CDM 事業活動として登録するための前提条件である。

55. 事業の参加者は契約上の取決めに基づき、適格性確認のために、事業設計文書を指定された運営組織へ提出するものとする。事業設計文書には、〔主として提案される事業固有の又は〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインとモニタリング計画を含めて、UNFCCC の CDM 参照マニュアルに従って当該事業を CDM 事業活動として確認するのに必要な〕〔本決議で指定される CDM 事業活動の登録に必要な〕すべての情報を含めるものとする。

56. 指定された運営組織は、事業設計文書の中で提出される守秘義務のある或いは特許権を持つ情報について〔UNFCCC の CDM 参照マニュアルに含まれる諸規定に従って機密が保持される〕ようにするものとする。排出の追加性を判定するために使われる情報は、守秘義務のあるものとは見なされないものとする。

57. 事業の参加者が事業活動の〔適格性確認〕〔登録〕のために選定する指定された運営組織は、下記の必要条件が満たされているかを確認するために事業設計文書及び裏付け文書を検討するものとする。

(a) > 事業設計文書が、〔受入国自身の優先順位とニーズに基づくその経済的、環境的、社会的状況と、持続可能な開発に関する既存の指導を考慮に入れて有害な環境的、社会的、経済的影響を最小限に抑える必要性とを勘案して、当該事業が持続可能な開発の達成をいかに支援するものであるかについて述べた〕正式な承認文書の形で〔受入締約国〕〔関与する各締約国〕によって承認されている。<

(注釈：この(a)項は後述の第 62 項と併せて読む必要がある。)

- (b) > 事業の参加者が CDM 事業活動に参加する適格性を持つ。 <
- (c) > 事業の種類が CDM に対する適格性を持つ。 <
- (d) 利害関係者による〔反対意見〕〔コメント〕を考慮に入れている。
- (e) ベースラインが、本文書 > 及び UNFCCC の CDM 参照マニュアル < で指定する方法と手続に準拠している。
- (f) 当該事業活動が、それがなくても発生するであろうものに追加的な発生源による排出削減〔及び吸収源による除去の強化〕をもたらす、気候変動の緩和に関連する実質的、測定可能、及び長期的な便益〔に貢献する〕〔をもたらすであろう〕。
- (g) > 関連する < 事業達成度 > 指標 < のモニタリング、検証及び報告に関する規定が適切であり、本文書の諸規定 > 及び UNFCCC の CDM 参照マニュアル < に準拠している。
- (h) CDM 事業活動に対する > 公的 < 資金供与が、GEF > 〔及び〕〔又は〕 附属書 に含まれる締約国のその他資金供与の約束 <、ODA 〔及び〕〔又は〕 > 他の協力体制からの資金供与 < 〔に追加されるものである〕〔の流用にはならない〕。
- (i) 事業が、 > 本文書及び UNFCCC の CDM 参照マニュアルに含まれる < CDM 事業活動に関する他の〔いかなる〕必要条件とも首尾一貫している。

58．指定された運営組織は、〔公衆〕〔締約国及び認定された非政府組織〕〔受入締約国の居住者〕に対して、環境的追加性に関する問題について XX 日以内にコメントする機会を提供するものとする。

59．〔指定された運営組織は、文書化された事業設計が〔適格性確認のための必要条件〕〔ベースライン設定方法、モニタリング方法、その他 UNFCCC の CDM 参照マニュアルに含まれる基準〕に適合すると判断した場合、当該事業を CDM 事業活動として登録するように〔事業の参加者へ推奨する〕〔理事会へ勧告する〕ものとする。〕

60． > 指定された運営組織が、事業設計文書には新しいベースライン設定方法又はモニタリング方法が含まれていると判断し、かつ事業の参加者がこれらの方法が適格であると確認されることを望んでいる場合、当該運営組織は UNFCCC の CDM 参照マニュアルに含まれる必要条件に照らしてこれら新しい方法を評価し、該当する場合は事業の参加者に対してこれら新しい方法を UNFCCC の CDM 参照マニュアルに含めるように推奨するものとする。 <

61．指定された運営組織は、文書化された事業設計が適格性確認の必要条件を満たしていないと判断した場合、それを事業の参加者へ通知して不受理の理由を説明し、該当する場合は使用する方法の変更を推奨するものとする。適格性を確認されなかった事業活動は、



事業設計文書に適切な改訂が加えられていれば、確認を再検討することができる。

62. 事業の参加者は、CDM に対する適格性を確認された事業活動を自国政府へ提出して承認を求めるものとする。参加する締約国の政府は、CDM について指定された国内当局からの承認文書を通じて確認された事業を正式に受理するように指示するものとする。

(注釈：上述の 57(a)項では、政府が適格性確認に先立って承認すると規定している。この 62 項を維持する場合、適格性確認後の政府の承認も必要と言うことになる。)

(以下の各項では CDM 事業活動の種類を説明する。)

63. > CDM 事業活動は、

(a) 受入締約国によって、その持続可能な開発を支援すると見なされるものとする。

(b) 立地場所及び立地国のニーズと優先課題を考慮に入れて、使用可能な最善の、長期的な、環境上適正な選択肢に基づくものとする。

(c) 条約及び議定書の他の規定で義務づけられているものに加えて、最新の、環境上安全かつ適正な技術の移転をもたらすものとする。

(d) 2008 年以前に、SBSTA がその第〔x〕回会合より前に採択する予定の再生可能エネルギーとエネルギー効率化の技術のポジティブ・リストに含められるものとする。

(e) 再生可能エネルギー、どこであれ効率化の最先端にあるエネルギー効率化技術、及び運輸部門の排出削減を優先するものとする。

(f) 原子力の利用を支援しないものとする。

(g) > 第 3 条 3 項及び 4 項に関する方法論上の作業の結果が出て、COP/MOP が CDM の事業活動としての適格性について結論を出すまで、< 温室効果ガス吸収源による人為的又はそれ以外の除去を強化する活動は含めないものとする。

(h) > 砂漠化防止のための炭素隔離を優先するものとする。<

(i) > 追加性、全体的な環境上の完全性、当該事業の GHG 排出水準の推定方法、或いは他の多国間環境取決めの対象となっている分野との関連でマイナスの影響を与える可能性などに関する懸念のため、COP/MOP の決議で除外されている種類の事業活動は含めないものとする。<<

64. > CDM 事業活動には、受入締約国の判断により、また持続可能な開発の達成を支援するため、第 3 条 3 項と 4 項の実施に関する決議第 X/CP.6 号に沿って植林と再植林の活動及び農業、土地利用の変化、林業における追加の活動を、下記に基づいて含めるものとする。

(a) 事業活動に起因する温室効果ガス排出量及び炭素貯蔵量の変化を測定し報告する方法が確立されている又は開発されている。

(b) 事業のベースラインを事業ごと又は複数事業で決めることができる。

(c) 土地利用、土地利用の変更、林業に関する事業では、ベースラインの決定で国レベル又は国内地域レベルでの部門別排出の趨勢に対処している。

(d) 事業活動の説明に、当該事業活動に起因する温室効果ガス排出量及び炭素貯蔵量の変化が事業のない場合のベースラインに追加されるものであるという判断が含まれている。

(e) 事業活動に起因する国レベル及び/又は国内地域レベルの漏出の問題が、事業設計の中で対処されている。

(f) 事業活動が、受入締約国によって持続可能な開発を支援すると見なされている。 <

65. > COP/MOP 第一回会合以前に開始された事業活動は、当該事業活動が〔[日付]以後に開始され〕〔共同実施活動パイロットフェーズとして報告され〕ており、かつ本文書>及び UNFCCC の CDM 参照マニュアル<に含まれる CDM に関する基準と規定に合致している場合のみ、CDM 事業活動として確認及び登録する適格性を持つことができる。事業活動が確認され登録された後、〔2000 年 1 月 1 日以降〕〔受入締約国が議定書を批准した日付又は 2000 年のいずれか遅い方から〕の発生源による排出削減〔及び/又は吸収源による除去の強化〕は、CERs の遡及的認証及び発行の適格性を持つ。 <

66. > CDM 事業活動は、事業をベースとして事業ごとに行われるものとし、気候変動以外の理由で行われるより広義の事業に組み込むこともできる。同じ種類の複数の小規模な事業活動は、適格性の確認、検証及び認証に関する必要条件について個々の事業の独自性を失うことなく、一括して単一の取引の対象とすることができる。 <

67. CDM 事業活動におけるベースラインは、適格性を確認されたベースライン設定方法を使って計算された、当該事業活動がない場合の GHG の排出〔又は吸収源による除去〕がどうなるかという将来のシナリオである。ベースラインは議定書の附属書 A に記載された発生源からの排出〔及び吸収源による除去〕を対象とし、議定書の附属書 A に記載されたすべての温室効果ガスを含めるものとする。

(以下の各項は追加性の判定に関するものである。)

68. CDM 事業活動は、下記が達成された場合に追加性を認められる。

(a) 排出の追加性：適格性を確認された事業活動がない場合に発生するであろうものにくらべて、排出量が下回る〔或いは吸収源による除去が上回る〕場合。ここで、適格性を確認されたベースラインは、当該事業活動がないとした場合の GHG 排出量〔又は吸収源による除去量〕と定義される。

(b) > 資金的追加性：〔CDM 事業活動への> 公的な< 資金供与が GEF>〔及び〕〔又は〕

附属書 に含まれる締約国による他の資金的約束<、ODA〔及び〕〔又は〕>他の協力体制<〔に追加されるものである〕〔からの流用にならない〕。<

(c) > 投資の追加性：CERs の価値により、事業の資金的及び / 又は商業的な実行可能性が大幅に改善される。<

(d) > 技術的追加性：事業に使われる技術は〔受入締約国の状況に照らして入手可能な〕〔国際的に実行可能な〕最善のものとする。<

69. CDM 事業活動の追加性を判定する最終的な責任は理事会が持つものとする。理事会は指定された運営組織の決定の見直しあるいは監査を行い、CDM がなくても事業活動が実施されたであろうと判断する程度に応じて却下する権限を持つものとする。

(以下の各項は、気候変動緩和に関連する実質的で、測定可能な、長期的便益の基準に対処する。)

70.〔ベースラインが下記を適切に考慮に入れていれば、排出削減〔又は吸収源による除去の強化〕は実質的なものと見なされる〕〔ベースラインは下記を適切に考慮に入れる必要がある〕。

(a) 事業が実施されて排出〔又は吸収源による除去〕が発生する空間的領域と定義される、適格性を確認された事業の境界線。

(b) 適格性を確認された事業の境界線の外部における排出量の増大〔又は吸収源による除去の減少〕と定義される、当該事業による漏出。適格性を確認された事業の境界線の外部における当該事業活動による排出削減〔又は吸収源による除去の増大〕は、当該事業活動に対してクレジットできない。漏出は国内レベル又は国内地域レベルでのみ考慮に入れるものとする。

(c) > 当該年度における実際の活動水準の変動。<

71. > 隔離事業に関する規定を除いて<、ある年度における CDM 事業活動による排出削減量は、ベースライン排出量から当該年度における CDM 事業活動による実際の排出量と漏出量を差し引いたもの、〔又は吸収源による実際の除去量から吸収源によるベースライン除去量と漏出量〔及び / 又は炭素貯蔵量〕を差し引いたもの〕の事後的に計算したものである。

72. 排出削減は下記の場合に測定可能である。

(a) 事業が実施された後の実際の GHG 排出量〔又は吸収源による除去量〕を、本文書及び UNFCCC の CDM 参照マニュアルの諸規定に従って測定し監視することができる。

(b) GHG 排出〔又は吸収源強化の〕ベースラインが、〔登録された〕〔承認された〕方法

を使って計算されている。

73. > 気候変動緩和に関する事業活動の便益は、各種 CDM 事業活動の寿命を勘案し、条約第 2 条を念頭に置いて、排出削減が適切な期間にわたって持続すれば、長期的と見なすものとする。 <

(以下の項は CDM 事業活動のクレジット期間に関するものである。)

74. 事業のクレジット期間とは、(a)事業の運転寿命、(b)〔x〕年、(c)事業の参加者が提案する期間のうち最も短いものと定義される、適格性を確認されたベースラインの有効期間を意味する。事業のクレジット期間は確認されたベースラインの改訂によって延長することができる。クレジット期間終了時に改訂の対象となるベースライン判定の諸要素は、当初から明確にしておく必要がある。

(以下の各項はベースラインの設定と改訂の方法に関するものである。)

75.〔ベースラインの設定では、信頼性、透明性、完全性の原則を指針とする。〕

76. ベースラインは本文書 > 及び UNFCCC の CDM 参照マニュアル < の諸規定に従って設定されるものとする。CDM で対象となるベースラインの種類には下記が含まれる。

(a) 事業固有のベースライン：当該事業活動がない場合に起こるであろうものを表す個々の基準事例における排出量〔及び/又は吸収源による除去量〕を設定する > 当該事業に固有の < ベースライン。但し、このベースラインを計算する方法は、適切であれば他の事業へも適用することができる。

(b)〔複数事業の〕〔標準化された〕ベースライン：これは特定の地理的地域で特定の種類の事業を対象とし、UNFCCC の CDM 参照マニュアルに含まれ理事会が承認する達成度基準を使用する。

77. 事業の適格性確認と類似事業の反復を容易にするために、事業の参加者は事業設計文書の中で事業のベースラインと追加性を判定するための取組、想定、方法、パラメーター、データ源及び主要な要素の選択について透明性の高い方法で説明するものとする。

78. **既存の発生源**によって排出を削減する事業活動のベースラインは、その発生源の傾向を考慮に入れて、下記のうち最も低いものとする。

- (a) 事業を開始する以前に存在した実際の排出量、
- (b) 当該活動にとって最小費用の技術、
- (c) 受入国又は該当する地域における現在の産業慣行、

(d) > 附属書〔 〕〔 〕の締約国に存在する発生源の平均値。 <

79. **新規の発生源**によって排出を削減する事業活動のベースラインは、その発生源の傾向を考慮に入れて、下記のうち最も低いものとする。

- (a) この新規発生源にとって最小費用の技術、
- (b) この新規発生源について受入国又は該当する地域における現在の産業慣行、
- (c) 附属書〔 〕〔 〕の締約国における新規発生源の平均値。

80. 〔排出を削減する及び/又は吸収源による除去を強化するための土地利用、土地利用の変更、及び林業の事業における事業設計とベースラインの計算では、下記に対処する必要がある。〕

- (a) 事業の継続期間、
- (b) ベースラインの種類（即ち、事業ごとか複数事業ベースか）
- (c) 永続性と漏出の問題、
- (d) 環境的追加性。

81. 〔土地利用、土地利用の変更、林業の事業における事業設計とベースライン設定に対処する方法と取組は、理事会によって承認されるものとする。〕

82. > 〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインは下記に従って設定されなければならない。

選択肢 1：附属書〔 〕〔 〕の締約国における、当該種類の事業の平均値。

選択肢 2：適宜既存の又は新規の発生源に対する妥当な、平均を上回る現在の産業慣行〔及び傾向〕。

選択肢 3：> 同等な、適格性を確認された事業固有のベースラインより〔 x 〕%下の水準<。 <

83. > 理事会は、所定の規模を下回る事業で、推定排出削減量が年間 AAA トン又はクレジット期間中に BBB トンを下回るものについては、〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインの設定を優先するものとする。 <

84. > 推定排出削減量が年間 CCC トン又はクレジット期間中に DDD トンを越えるいかなる事業も、事業固有のベースラインを使用するものとする。 <

85. > 事業のベースラインの設定では、当該部門における改革、現地での燃料の入手性、電力部門の拡張計画、当該事業分野の経済情勢など関連する国際政策や国内状況を考慮に入れるものとする。 <

86. ベースラインは、事業が国内の〔条約の最終目標の達成に貢献しない政策〕〔他の場合よりモントリオール議定書の対象以外の温室効果ガス的人為的排出水準を大きくする活動を奨励する政策及び慣行〕から恩恵を受けないようにしなければならない。

(注釈：締約国では、ベースラインの判定に既存の国内法制及び規則を反映させるべきか、またどのように反映させるかについて検討願いたい。)

87. 後発発展途上の締約国の場合、〔「開発について疑わしきは有利に解釈する」という方式〕〔最小費用の選択肢〕を、たとえ最小費用の選択肢に担保能力がなくても、CERs に価値を与え、CDM 事業に担保能力をつけるために、それをベースラインと見なすものとする。

88. 選択肢 1 : > 適格性が確認された事業のベースライン設定方法は、排出削減を検証する指定された運営組織が要請した場合を除いて、クレジット期間中に改訂の対象としてはならない。 <

選択肢 2 : ベースラインは、一旦登録されれば事業のクレジット期間中有効とする。事業の運転寿命がクレジット期間を越える場合は、各クレジット期間の終了時に事業の参加者の要請により新しいベースラインを確認するものとする。

89. 理事会は、UNFCCC の CDM 参照マニュアルに含まれる事業固有の又は〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースライン設定方法を、いつの時点でも改訂することができる。この改訂は改訂時点以後に適格性を確認されるベースラインだけに関するものであり、従ってクレジット期間中、既存の登録された事業に影響を与えるものではない。

## **H . 登録**

(注釈：一部の締約国は、登録の機能と適格性確認の機能を合体させるように提案している。)

90. > 登録は正式な〔関与する各締約国による承認であり、その後で正式な〕適格性の確認された事業は CDM 事業活動として理事会による〔承認〕〔認知〕される。登録は当該事業活動の検証、認証、及び CERs の発行の前提条件となる。 <

選択肢 A : ( 91 ~ 92 項 )

91 . [ 事業の参加者 ] [ 指定された運営組織 ] は理事会に対して、適格性の確認された事業設計文書及び指定された運営組織の推薦状を含めて、登録のための申請書を提出するものとする。

92 . 理事会は、

( a ) > 事業の参加者による要請に基づき <、登録の申請書を公表し、[ 決議第 D/CP.6 号 ] で定義された一意の識別番号を事業活動に付与して、CDM として適格性の確認された事業を登録するものとする。但し、下記の規定に従って反対意見が提起された場合を除く。

( ) > 反対意見は、[ 理事会 ] が登録申請書と確認された事業設計文書を公表してから YY 日以内に提出することができる。 <

( ) > [ 理事会 ] は反対意見提出期限から ZZ 日以内に当該事業の登録について結論を出すものとする。 <

( ) > [ 理事会 ] は事業の参加者に対してその決定を通知し、登録申請を却下又は変更する場合はその理由も通知するものとする。 <

( ) > 反対意見は締約国、[ UNFCCC によって認定されたオブザーバー ] [ 及び法人 ] だけが提出できる。 <

( 注釈 : これは事業設計文書及び確認手続の中で検討されている利害関係者の反対意見に追加するものである。 )

( b ) > 事業の参加者が指定された運営組織の推薦状をつけて、新しいベースライン設定又はモニタリングの方法を提出する場合は、 <

( ) > 申請書を指定された運営組織の推薦状とともに公表し、公衆による YY 日間のコメントを認めるものとする。 <

( ) > 受け取った情報及び適切と判断する第三者の調査に基づいて、公衆によるコメントの締切日から XX 日以内に、提案された新しい方法を承認、変更して承認、又は却下するものとする。 <

( ) > 事業の参加者に対してその決定を通知し、登録申請を却下又は変更する場合はその理由も通知するものとする。 <

( ) > 当該事業を登録し、[ 決議第 D/CP.6 号 ] で規定する事業の識別番号を付与するものとする。 <

( d ) > その決定を反映させて UNFCCC の CDM 参照マニュアルを改訂する。 <

選択肢 B : ( 93 ~ 94 項 )

93 . 指定された運営組織は理事会に対して CDM 事業に関する登録の決定通知書を、事業

設計文書及び受け取ったコメントとともに提出し、また公表可能にするものとする。

94．登録の決定は、事業活動に関与している一つの締約国又は理事会を構成する少なくとも〔xか国〕の締約国が理事会による登録決定の見直しを要求しない限り、申請書を受け取ってから〔60〕日後に最終決定と見なすものとする。見直しの要求は下記の規定に従って行われるものとする。

(a) 見直しの要求は、ベースライン設定方法又は複数事業のベースラインを当該事業に適用すること、モニタリング計画に関連する問題、或いは環境的追加性に関するその他の問題に限定するものとする。

(b) 本項に基づく見直しの要求を受け取り次第、理事会は本項に従って見直しを行い、提案された登録を承認すべきか否かを決定するものとする。

(c) 理事会はこの見直しを迅速に、いずれにしても見直しの要求を受け取った後〔二回目〕の会合までに、完了するものとする。

(d) 理事会は事業の参加者に対してその決定を通知し、この決定とその理由を公表できるようにするものとする。

95．>承認されなかった事業活動は、事業設計文書に適切な改訂を加えた後、適格性確認とその後の登録のために再検討することができる。<

## I . モニタリング

96．事業の参加者は、>理事会によって登録された<適格性の確認された事業設計文書に含まれる>登録された<モニタリング計画を実施するものとする。事業の参加者は、収集されたすべてのデータを、検証を目的として指定された運営組織へ報告するものとする。当該事業の実施と達成度に関連する体系的な監視と測定は、発生源による排出削減〔及び/又は吸収源による除去の強化〕を測定し計算できるに十分なものでなければならない。モニタリングの方法は標準化するものとする。

97．事業の参加者が登録されたモニタリング計画を実施するに当たり、第三者がこれを支援することができる。この第三者は事業参加者の責任において作業を行い、事業の適格性確認、検証又は認証に関与する指定された運営組織とは別の組織とする。

98．モニタリングには下記が含まれる。

(a) CDM 事業活動に関連する温室効果ガスの排出〔及び/又は吸収源による除去〕。

(b) ベースラインの排出量〔及び/又は吸収源による除去量〕の決定に関するパラメーター。>これには〔国内又は国内地域レベルにおける〕漏出効果を捕捉するための事業境



界線の外部におけるモニタリング・パラメーターを含めることができる。 <

(c) > その他当該事業に関連する影響（環境的、経済的、社会的、文化的な影響）。 <

99. モニタリング計画の改訂は、事業の参加者による正当化が義務づけられ、> 理事会による何らかの指導を条件として<、指定された運営組織によって確認されるものとする。モニタリング方法の変更に関する提案は、> 理事会による指導を条件として<、指定された運営組織によって承認されるものとする。

(以下の各項はモニタリング方法の質的基準に関するものである。)

100. CDM に関するモニタリングは正確な、整合した、比較可能な、完全な、透明性の高い、適格なもので、良好な慣行に基づくものとする。これに関連して、

正確度とは、達成度指標の正しい数値を監視し又は決定できる精密さの相対的尺度である。推定値と監視される達成度指標は、判断の可能な範囲内で真の数値を上回ったり下回ったりするようなものではなく、また不確実性が可能な限り回避されているという意味で、正確なものでなければならない。

首尾一貫性とは、モニタリング計画がそのすべての要素及びその達成度指標の点で長期間にわたって内部的に首尾一貫していることを意味する。モニタリングは、長期間にわたって同じ達成度指標が使われ、これら指標の監視に同じ前提条件と同じ方法が適用される場合に首尾一貫していると言える。首尾一貫性を理由として、正確度及び/又は完全性を向上させるようにモニタリング方法を変更することを怠ってはならない。

比較可能性とは、排出量〔及び吸収源による除去量〕の推定値がベースラインと事業の間、及び各事業の間で比較できることを意味する。 > この目的のために、事業の参加者は UNFCCC の CDM 参照マニュアルにリストアップされている方法とフォーマットを使用する必要がある。 <

完全性とは、事業のベースラインと実際の排出量〔及び/又は吸収源による除去量〕に関するモニタリングが、議定書の附属書 A にリストアップされているすべての GHG、部門、発生源分類をカバーしていることを意味する。また、完全性は事業の境界線の内外におけるすべての達成度指標を対象とすることも意味する。 > 更にモニタリング作業は、当該活動の持続可能な開発に対する貢献度を評価する適正な基盤とならなければならない。 <

透明性とは、整合した反復可能なモニタリング活動並びに報告された情報の評価を容易にするために、前提条件、算定式、方法、データ源が明確に説明され文書化されていることを意味する。達成された結果について信用度の高い検証とその結果の認証を行い、また CERs を発行するためには、モニタリング・データとその方法の透明性が不可欠である。

適格性とは、達成度指標が、達成された結果の実際の尺度となることを意味する。従って、モニタリングは、事業の達成度に関する測定可能な実像を描き出す指標に基づくものとする。

る。

良好な慣行とは、最も費用効果の高い商業化されたモニタリング方法と少なくとも同等の達成度を意味する。これらモニタリング方法は UNFCCC の CDM 参照マニュアルにリストアップされ、技術とベストプラクティスの変化を考慮に入れて〔継続的に〕〔定期的に〕更新されるものとする。

101．モニタリングの基準は、発展途上国の資源的及び技術的制約要因を考慮に入れつつも、条約の目標が達成されるに十分な厳格さを持ったでなければならない。 > 参加する附属書 に含まれる締約国は事業のモニタリングのために、参加する附属書 に含まれない締約国に対して必要な資金的及び技術的支援を提供するものとする。 <

102．登録されたモニタリング計画の実施、及び該当する場合にその適格性を確認された改訂は、検証、認証及び CERs の発行の条件となるものとする。

#### **J . CDM 事業に対する検証**

103．検証は、登録された事業活動の結果として登録期間中に発生しモニターされた発生源による排出削減〔及び／又は吸収源による除去の強化〕に関する指定された運営組織による定期的かつ独立した検討と事後の判定である。

104．検証を行う〔事業の参加者によって選定された〕〔理事会によって任命された〕指定された運営組織は、

(a) 提出された事業文書が承認された事業設計文書の必要条件に従っているかどうかを判定するものとする。

(b) 達成度記録の検討、事業の参加者及び利害関係者との面談、測定の収集、設定された慣行の観察、モニタリング機器の精度の試験などからなる現場検査を適宜行うものとする。

(c) 適切な場合、他の出所からの追加データを使用するものとする。

(d) モニタリング結果を検討し、登録された事業設計文書に含まれるものと整合した計算手順を使い、適宜上記(a)で使われた或いは上記(b)及び／又は(c)で得られたデータと情報に基づいて、発生源による排出削減〔及び／又は吸収源による除去の強化〕を判定するものとする。

(e) 実際の事業とその操業が、登録された事業設計文書に準拠しているかどうかについて懸念がある場合は、それを明確にする。指定された運営組織は、懸念があればそれを事業の参加者へ通知するものとする。事業の参加者はそれら懸念に対処して、追加の情報を提出することができる。

(f) 事業の参加者に対してモニタリング方法の適切な変更を勧告する。

(g) 検証報告書を、事業の参加者、関与する締約国〔、事業の適格性確認を担当する指定された運営組織〕及び理事会へ提出する。〔理事会〕はこの報告書を公表するものとする。

## **K . 認証**

(注釈：一部の締約国は認証の機能を検証の機能と合体させるように提案している。)

105 . 認証は、検証されたとおり一定期間に事業がその排出削減〔及び/又は吸収源による除去〕並びにその他の達成度指標を達成したという、> 当該事業を検証した < 指定された運営組織の書面による保証である。

106 . > 事業の参加者は指定された運営組織に対して、主として登録された事業設計文書及び一定期間に対する検証報告書を添付して、当該期間に対する認証申請書を提出するものとする。 <

107 . 指定された運営組織は、検証されたとおり一定期間に当該事業活動が排出削減〔及び/又は吸収源による除去〕を達成したことを書面によって認証するものとする。運営組織は事業の参加者〔及び理事会〕に対して認証手続きが終了次第書面によってその決定を通知し、決議第 D/CP.6 号に従ってその決定を公表するものとする。

108 . 登録された事業活動に起因する、登録されたベースラインを下回る水準への排出の削減は、下記の場合のみ発生した後で認証されるものとする。

(a) > 事業に起因する一定期間の排出削減の認証を〔事業の(複数の)参加者が申請〕〔事業の(一つの)参加者が申請〕している場合、 <

(b) > 排出削減 > 及びその他の達成度指標 < が検証され、検証報告書が提出されている場合。 <

(c) 関与するすべての締約国〔及び民間の又は公的な組織〕が検証期間中に CDM に参加する適格性を持っていた場合。

## **L . 認証排出削減量の発行**

(注釈：一部の締約国は、この段階で明らかになる運営組織の不正行為、背任行為或いは不適格の問題に対処する必要があるかも知れないと示唆している。)

109 .〔CERs は移転できない。〕

110 .〔CERs と割当量との間には代替性がない。CERs と割当量とは異なる概念である。CERs と割当量とは互いに混ぜ合わせることも同化させることもできない。〕

選択肢 A : ( 111 ~ 113 項 )

111 . > 事業の参加者は理事会に対して、指定された運営組織による認証通知を添付して CERs 発行の申請を提出するものとする。 <

112 . 理事会は、〔 CDM 事業活動に関与している締約国 [、 UNFCCC によって認定されたオブザーバー] [及び民間の及び / 又は公的な組織] によって異議申し立てが提起されていないことを条件として )

(a) 登録された事業に起因する一定期間の排出削減〔及び / 又は吸収源による除去〕について、 CERs を発行するものとする。

(b) CERs に一意のシリアル番号を付与するものとする。

(c) > 〔附則 D に従って決定され配分される〕運営経費を埋め合わせるため、また気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国が適応コストの充足を支援するための < 収益の一部を差し引いた CERs を、〔事業の参加者〕〔関与する締約国〕の指定する、〔事業の参加者〕〔附属書 に含まれる [及び含まれない] 締約国〕の登録簿勘定へ配分するものとする。

113 .〔 CERs は遵守のためだけに使うことができ、他の締約国へ販売又は移転〔バンキング〕することもできない。〕

選択肢 B : ( 114 項 )

114 . 理事会の権限に基づいて作業するこの制度の管理者は、事業に基づく CERs の数量の認証を確認する最終報告書を受け取り次第、

(a) それぞれの CER に一意のシリアル番号を付与する。

(b) 事業参加者の該当する登録簿の勘定へ CERs を移転する ( 認証報告書に記載されている参加者間の配分取決めに基づ )。

(c) 「収益の一部」を保有する登録簿へ CERs を移転する。

附則 X (クリーン開発メカニズムに関する決議第 B/CP.6 号附属書に対する)  
「の一部」/補足性

115. 選択肢 1 : 「の一部」という用語を定義しない。

選択肢 2 : 附属書 に含まれる締約国は、第 3 条に基づく義務を主として領土外の手段によって履行してはならない<sup>3</sup>。第 2 条に基づく政策と措置及び第 3 条 2 項に基づく立証可能な進展という枠組みの中で、議定書における報告、詳細レビュー、不履行の手續きの対象となり、排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を達成する主要な手段が国内での努力であることを立証できなかった締約国に対する CDM へアクセスする権利を停止できる権限を付与する定量的または定性的な規則と指針を立案する。

選択肢 3 ( ) : 附属書 に含まれる締約国は、第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを合わせた純取得量について、下記のいずれか高い方を越えてはならない。即ち、

$$(a) \quad 5\% \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2}$$

(ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。)

(b) 1994 年から 2002 年までのいずれかの年度における実際の年間排出量の 5 倍と割当量の差の 50%。

但し、附属書 に含まれる締約国が 1993 年以降に行われた国内での対策を通じて約束期間における上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第 8 条に基づく専門家のレビューを経て立証されれば、その範囲内で純取得量の上限を引き上げることができる。

選択肢 3 ( ) : 第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを使用する場合の全体的な「上限」は、25~30%を越えてはならない。

選択肢 3 ( ) : 附属書 に含まれる締約国が第 3 条に基づく履行のために使える CERs の全体量は、総割当量の 25%までに限定されるものとする。

選択肢 4 : CDM 事業活動は、先進締約国が排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の一部を満たすために、当該締約国による国内活動を補足するものでなければなら

ない。先進締約国の CDM 事業活動への参加は、第 3 条に基づく約束の履行において、指定された国内努力を満たすこと〔40 %は国内の対策によって達成すること〕を条件とする。第 6、12、17 条に基づくメカニズムを通じて抑制及び削減される排出量の上限を定めるものとする。附属書 に含まれる締約国による CERs の取得の上限は、35 %に固定されるものとする。同一基準による不履行処理規程を定める必要がある。

選択肢 5：附属書 に含まれる締約国が抑制と削減の約束を満たすために使用する CERs に、短期的制限を課すことができるが、長期的には CERs は自由に利用できる。

〔第 4 条に関連する問題点〕

116.〔第 12 条に基づく CERs の移転又は取得に関するいかなる制限も、第 4 条に基づく排出水準の割当に適用されるものとする。〕

117.〔第 12 条に基づく CERs の移転又は取得に関するいかなる制限も、第 4 条に基づき運営するそれぞれの締約国に適用されるものとする。〕

118.〔第 4 条に基づく割当のし直しは、上記 115 項で述べた制限を考慮して行われるものとする。〕

**附則 A (クリーン開発メカニズムに関する決議第 B/CP.6 号附属書に対する)  
運営組織認定の基準と手続**

(注釈：この附則に含まれる以外の基準を更に検討する必要があるかも知れない。)

119. 認定基準は主として下記の問題に対処するものとする。

- (a) 認証手続、
- (b) 認証手続の適用を立証するための手順、
- (c) 適格性の確認、検証、認証に関連するすべての文書の管理システム、
- (d) 職業的行動規範、異議申し立て、訴訟手続、
- (e) 指定された運営組織の専門知識と適格性、
- (f) 指定された運営組織の独立性と利害対立のないこと、
- (g) > 指定された運営組織の保険付保。 <

120. 運営組織は、下記の組織上の必要条件を満たすものとする。

(a) 法人（国内法人でも国際法人でもよい）であり、その身分を立証する文書を認定機関へ提出できる。

(b) 責任能力を持つ上級管理者のもとで、適格性の確認、検証、認証に関連する作業の種類、範囲、量について必要とされる能力を持つ人員を十分に雇用している。

(c) その活動に必要とされる資金的安定性と資源を確保している。

(d) その活動に起因する法的及び資金的責任をカバーするに十分な用意をしている。

(e) 主として組織内における責任分担の手続及び訴訟に対処する手続など、その機能を遂行するための社内手続を文書化しており、それら手続を公表できる。

(f) 本決議及び関連する COP 及び COP/MOP の決議で規定される機能を遂行するのに必要な専門知識を持っており、特に下記に関する知識と理解が十分である。

( ) CDM、COP 及び COP/MOP の関連決議、及び理事会が発表する関連手引きの運用に関する規則、方法、手続及び指針。

( ) CDM 事業に対する適格性の確認、検証、認証に関連する環境問題。

( ) ベースラインの設定、排出のモニタリング、その他の環境的影響に関する専門知識を含む環境問題に関連する CDM 事業の技術的状況。

( ) 関連する環境検査の必要条件と方法論。

( ) > 持続可能な開発。 <

( ) ...

(g) 適格性の確認、検証、認証に関する経営者の検討と判断を含めて、組織の機能の達成度と実施について全体的な責任を負う経営者がいる。運営組織の候補者は認定機関へ下記を提出するものとする。

- ( ) 上級管理者、重役、上級役員、その他人員の氏名、資格、経験、権限。
- ( ) 権限、責任、職務の割当について上級管理者からのラインを示す組織図。
- ( ) 経営の見直しに関する方針と手続。
- ( ) 文書管理を含む運営手続。
- ( ) 適格性の確認、検証、認証の機能に関する能力を確保し、その達成度を監視するための、運営組織人員の訓練と育成に関する方針と手続。
- ( ) 訴訟、異議申し立て、紛争に対処するための手続。

121. 運営組織の候補者は、下記の作業上の必要条件を満たすものとする。

- (a) 下記を含めて信憑性が高く、偏らず、非差別的で、透明性の高い方法で作業する。
- ( ) 作業の不偏性を確保する規定を含めて、不偏性を保護するための文書化された仕組み、この仕組みは、CDM 事業の立案に大きな関心を持つすべての利害関係者が有意義に参加できるものでなければならない。
  - ( ) もっと大きな組織の一部となっており、当該組織の別の部分が CDM 事業の発掘、立案又は資金供与に関与している又は関与する可能性がある場合、運営組織の候補者は、

認定機関に対して当該組織が実施している或いは実施する可能性のあるすべての CDM 活動について報告し、当該組織のどの部分がどの CDM 活動に関与しているかを示すものとする。

認定機関に対して当該組織の他の部分との関連性を明確に示し、利害の対立がないことを立証するものとする。

認定機関に対して、運営組織としてのその機能と他の機能との間に現在も将来も利害の対立がないことを立証し、また不偏性を犯す危険性を最小限にするためにどのように事業を管理しているかを立証するものとする。この立証は、運営組織の内部に起因するものであれ、関連組織の活動に起因するものであれ、考えられるあらゆる利害対立の発生源を対象とするものとする。

認定機関に対して、運営組織もその上級管理者とスタッフも、その判断に影響を与える或いはその活動に関連する判断の不偏性と完全性に対する信頼感を損なうような取引関連、資金関連、その他の訴訟と無関係であり、またこの点について適用されるいかなる規則も遵守していることを立証するものとする。

> 認定機関に対して、その活動の運営について組織体又は他の当事者による訴訟、異議申し立て、紛争を解決する方針と手続を持っていることを立証するものとする。 <



(b) CDM 事業への参加者から入手する情報の機密性を保護し、この点について COP/MOP が設定する手続に準拠するための適切な取組をしている。COP/MOP の決議に含まれる手続又は法律によって義務づけられるものを除いて、CDM 事業への参加者から入手し、特許又は機密と記されている、他の場合であれば公表されない情報を、情報提供者の書面による同意なしに開示しないものとする。排出の追加性を判定するために使われる排出データ或いはその他のデータは機密とは見なされないものとする。

(c) 適格性の確認、検証又は認証の作業を外部の組織又は人物へ下請けに出す場合、運営組織は、

- ( ) これら下請け作業について全面的に責任を負い、確認 / 認証の付与又は撤回に対するその責任を維持するものとする。
- ( ) 下請け作業について適正に文書化された取決めを作成するものとする。
- ( ) 下請けの組織又は人物に対して、特に守秘義務と利害の対立について十分な能力を持たせ、本決議の該当する諸規定を遵守させるようにするものとする。
- ( ) 下請け業者を使用することを理事会へ報告するものとする。

附則 B (クリーン開発メカニズムに関する決議第 B/CP.6 号附属書に対する)

UNFCCC クリーン開発メカニズム参照マニュアル

122. UNFCCC の CDM 参照マニュアルは、本文書に含まれる規定と指針を反映させ、また COP/MOP [及び理事会] による決議を考慮して理事会が継続的に更新するものとする。このマニュアルは下記を考慮に入れるものとする。

(a) 事業の提出物と運営組織の勧告に対応する新規あるいは改訂ベースライン及びモニタリング方法の承認。

(b) > 適宜専門知識を持つ組織を利用する理事会による研究開発。 <

(c) 他の出所からのインプット。

123. 理事会は下記を含む UNFCCC の CDM 参照マニュアルを発行するものとする。

(a) 事業固有のベースラインの計算方法を裏付けるのに必要な情報、

(b) 下記を含めて、それぞれの承認された [標準化された] [複数事業の] ベースラインに関する情報、

( ) 事業が [標準化された] [複数事業の] ベースラインを使用する適格性を満たすための規準 (例えば、技術、所属分野、地理的地域)

( ) クレジット期間、

( ) 承認されたベースライン計算方法、

( ) ベースライン設定方法が事業の境界線について起こり得る問題に対処する方法。これには可能であれば標準的なリーケージ補正係数とその適用ルールを含める。

(c) 事業設計文書のフォーマット (本附属の附属書参照)

(d) 承認されたベースライン設定方法を適用するのに必要な他の情報、

(e) > 各種事業に関するモニタリングの指針、及び各モニタリング方法に関するグッドプラクティス、 <

(f) > 事業の種類ごとの統一報告フォーマット。必要に応じてデータと報告方法に関する個々の必要条件を加える、 <

(g) > 事業が附属書 に含まれない締約国の持続可能な開発の達成を支援するかどうかの判断規準、 <

(h) > 感度分析の使い方に関する手引き、 <

(i) 事業の種類ごとの、ベースライン決定のためのベストプラクティスの例。

附則 B (UNFCCC の CDM 参照マニュアル) の附属書

事業設計文書

124．適格性の確認を受ける事業活動は、〔関与する各締約国〕〔ホスト締約国〕によって承認され、指定された運営組織へ提出される事業設計文書の中で詳細に説明されるものとする。

125．事業設計文書の中のベースラインに関する部分によって、事業の適格性確認者は選択されたベースラインについて完全に理解できるものとする。

126．事業設計文書の内容と仕組みには下記を含めるものとする。

(a) 〔関与する各締約国〕〔ホスト締約国〕の指定された CDM 担当国内当局からの、持続可能な開発との関連を含めて提案された事業を正式に受け入れる旨の書状。

(b) 事業の目的と枠組みに関する簡単な要約。

(c) 事業の説明、

( ) 事業の目的、

( ) 政策的及び制度的枠組み、

関連部門に関する受入国の政策的基準、

ホスト国の法的枠組み、

事業の設計と実施に関与する社会的行為者、

( ) 事業の技術的説明、及び技術選択の実行可能性を含めた技術移転の説明、

( ) 事業の立地場所とその地域に関する情報、

( ) 事業の境界、

( ) ベースライン並びに CDM 事業活動の将来の推移に影響を与える主要なパラメーター、

( ) 社会経済的観点、

事業がホスト締約国の社会経済的状况に与える影響、

事業がその境界線の外へ与える影響、

事業の実施と運転が与える追加の（間接的な）影響。

(d) 持続可能な開発への貢献度、

(e) 提案されるベースライン設定方法、

( ) 選定されたベースライン計算方法の説明。（〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインの場合は UNFCCC の CDM 参照マニュアルの該当する項を示す）

( ) 提案されるベースライン設定方法が適切であるという正当化、

( ) 提案されるクレジット期間の正当化、

( ) 事業の予想寿命期間、

( ) 承認された〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインの特定事業への適用を完全に透明にするのに必要な他のあらゆる情報、

- ( ) ベースラインの推定で使われた主要なパラメーターと想定値の説明、
- ( ) 排出に関する歴史的データ、変数、使用したパラメーターなどベースライン排出量を計算するのに使用したデータソース、
- ( ) 当該活動の過去の排出量実績、
- ( ) 事業の寿命期間中におけるベースラインの年間排出量と排出削減量の予測、
- ( ) 感度分析、

(xi) 不確実性（数量的な）:

- データ、
- 想定値、
- 主要な要素、
- その他、

(xii) 提案されたベースライン設定方法の強みと弱点、

(xiii) 事業に関連するその他の環境的影響。

(f) 提案するベースライン設定方法に関する結論、

(g) > 経済及び及び資金に関する情報 :

- ( ) 資金供与の出所と、資金供与が追加的なものであるという証拠、
- ( ) 財務分析と経済分析（内部収益率、準備積立金、資金の流れ）
- ( ) 事業の実施と寿命期間中の維持に関するコストの推定、 <

(h) 必要な場合に、資金確保への支援の要請、

(i) その他の方法 :

- ( ) 現地の利害関係者によるコメント、及びそれら利害関係者の関与に関する説明。
- ( ) 該当する場合は、他の環境関連取決めへの貢献（例えば、生物多様性や砂漠化に関するものなど）

(j) モニタリング計画 :

- ( ) 事業境界線の内と外における事業実績指標、
- ( ) 事業実績指標とデータの質の評価に必要なデータ、
- ( ) データの収集とモニタリングで使われる方法、
- ( ) 提案されるモニタリング方法の精度、比較可能性、完全性、有効性の評価、
- ( ) モニタリング方法、記録、報告に関する品質保証と品質管理の規定、
- ( ) 排出削減量〔又は除去量〕を計算するためのモニタリング・データの使用方法に関する説明、

(k) 参考事項。

（注釈：〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインを使う事業に特有の要素を明らかにするには、さらなる検討が必要である。）

127. 事業設計文書の情報を完全なものとするための指針には、下記の規定を含めるものとする。

(a) ベースラインの排出量、実際の排出量、〔吸収源によるベースラインからの除去量及び吸収源による実際の除去量、〕リーケージ及び排出削減量は、決議第 2/CP.3 号によって定められ、その後第 5 条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャル (GWP) の数値を使って計算される CO<sub>2</sub> 換算排出量 1 トンの単位で表すものとする。

(b) ベースライン推定値の排出水準は、使用される方法に従って個別の活動に仕分けられるものとする。事業設計文書は、ベースラインの推定で使われた集合化の水準に従って事業のベースライン推定値に含まれる個々の削減活動について、分解された活動データと排出係数を提示するものとする。

(c) 事業の参加者は、国内政策 (特に、エネルギー補助金、森林伐採の奨励策など歪曲的な政策) がどの程度ベースラインの決定に影響を与えているかを論議する必要がある。ベースラインの決定に使われるデータは、可能な限り最高品質のものとするべきである。

## 附則 C (クリーン開発メカニズムに関する決議第 B/CP.6 号附属書に対する)

### 締約国による報告

(注釈：この附則はすべてのメカニズムに関するものであり、従って各メカニズムの決議で反復される。これは第 7 条に基づいて採択される指針に組み込むこともできる。)

128. 第 7 条〔及び第 5 条 2 項〕に基づく指針に従って、附属書 に含まれる各締約国は発生源による人為的排出量及び吸収源による除去量の年間明細に下記の情報を組み込むものとする。

(a) 当該年度の〔開始時〕〔終了時〕のその登録簿における ERUs<sup>7</sup>、CERs、及び〔AAUs〕〔PAAs〕<sup>8</sup>の保有状況（シリアル番号で示す）

(b) 当該年度の登録簿における当初の ERUs の移転及び CERs と〔AAUs〕〔PAAs〕の発行（シリアル番号と取引番号によって示す）

(c) 当該年度の登録簿における ERUs〔、CERs〕及び〔AAUs〕〔PAAs〕の移転と取得（シリアル番号と取引番号によって示す）

(d) 当該年度における登録簿からの ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の回収（シリアル番号と取引番号によって示す）

(e) その後の約束期間のために「貯蓄」される ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕（シリアル番号で示す）

(f) 第 6、12、17 条に基づくメカニズムへの参加を認可又は承認されている、当該締約国の管轄区域内の居住者である法人、民間の及び公的な組織の名称と連絡先について最新の情報をダウンロードできるインターネットの URL。

129. 第 7 条の指針に従って、附属書 に含まれる各締約国は下記に関する情報をその国別報告書に組み込むものとする。

(a) 第 6 条と第 12 条に基づく事業活動、

(b) その CDM 事業活動が、附属書 に含まれない締約国が持続可能な開発を達成し、条約の最終的目標に貢献するのをどの程度支援しているか、

(c) 取得した CERs が第 3 条に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の履行に対して予想される貢献度及び国内対策の予想される貢献度に関する推定。

130. 附属書 に含まれない締約国は、受け入れている CDM 事業活動について条約第 12 条に基づく報告の約束の枠内で報告するものとする。この報告には附属書 に含まれる締約国が第 3 条に基づく約束を達成するのを、どのように支援したかを含めるものとする。

7 「排出削減単位」(ERU) は決議第 D/CP.6 号に従って定義される。

8 「割当量単位 (AAU)」〔「割当量の一部 (PAA)」〕は決議第 D/CP.6 号に従って定義される。

附則 D (クリーン開発メカニズムに関する決議第 B/CP.6 号附属書に対する)

「収益の一部」の決定と配分

131. 「収益の一部」は下記の諸規定又は COP/MOP によって採択されるそれらの後継規定に従って定義されるものとする。即ち、

(a) 「収益の一部」は下記のように定義される。

選択肢 1 : ある事業活動に対して発行される CERs の〔件数〕〔金額〕の一定比率。

選択肢 2 : ある事業活動に参加している附属書 に含まれる締約国へ発行される CERs の件数の一定比率。

選択肢 3 : 当該 CDM 事業〔活動〕の価値の〔一定比率〕〔\_\_%〕。〔これによって、運営費用と適応基金への拠出金は初めから確保される。〕

選択肢 4 : 附属書 に含まれる締約国が附属書 に含まれない締約国における事業活動を通じて温室効果ガスの排出を削減する際に発生するコストと、当該事業活動へ資金供与を行う附属書 に含まれる締約国自体で温室効果ガス排出削減活動を行うとした場合の予想コストとの差。

選択肢 5 : ある CDM 事業に参加している附属書 に含まれる締約国が取得する当該事業の CERs の金額を根拠に賦課され、附属書 に含まれる当該締約国が支払わなければならない課徴金。

(b) 「収益の一部」の水準は\_\_%とする。

(c) 選択肢 1 : 運営経費に充当される「収益の一部」は、その金額の\_\_%を上回らないものとする。収益の一部の残る金額は、気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国が適応化のコストを満たすのを支援するために使われ、COP/ MOP が設置する適応基金に移転されるものとする。

選択肢 2 : 「収益の一部」の金額の 10% は運営経費に、20% は適応基金に、30% は当該事業活動のホスト締約国がその持続可能な開発の目標達成を支援するために、それぞれ使われるものとする。

＞ 附則 E（クリーン開発メカニズムに関する決議第 B/CP.6 号附属書に対する）  
適応基金に関する決議第 X/CP.6 号

締約国会議は、

...（UNFCCC 4.4/KP 適応化諸規定）... を念頭に置き、

...（適応化に関する諸決議）... も念頭に置き、

1．選択肢 1：〔第 6 条<sup>9</sup> 及び〕クリーン開発メカニズムに基づく事業活動から〔及び第 17 条に基づく取引から〕の収益の一部を、気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国<sup>10</sup> が適応化のコストを満たすのを支援するために使えるように、適応化の事業と対策へ資金的支援を配分するための適応基金を設置することを決議する。

選択肢 2：条約第 4 条 8 項にリストアップされているように、特に脆弱な発展途上の締約国が適応化のコストを満たすのを支援するための適応基金を設置することを決議する。この適応基金は、第 6 条に基づく事業活動、第 12 条に基づき認証された事業活動、及び第 17 条に基づく割当量の一部の移転と取得、による収益の一部を根拠にするものとする。

2．更に、この適応基金は〔京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が定める既存の機関〕〔条約の資金的メカニズムの運営を委任される組織〕によって管理されることを決議する。

3．選択肢 1：また、附属書 に含まれない締約国は、資金援助を必要とするその適応化の事業と対策について適応基金へ提案書を提出すべきことを決議する。

選択肢 2：また、附属書 に含まれない締約国は、適応化事業明確化プロセスに従って資金供与を必要とする適応化事業を明確にし、適応基金へ資金援助の申請書を提出すべきことを決議する。

4．更に、適応基金から適応化事業への資金供与は、条約に基づいて行われている適応化に関する作業と整合性を持たせるべきことを決議する。附属書 に含まれない締約国は、これら活動を実行できるようにあらゆる段階で能力向上の支援を受けるものとする。

5．また、適応基金から資金援助を受ける適応化の事業と対策は、

(a) 国が推進し、

(b) 関係締約国の持続可能な開発のための国家戦略及び優先課題と適合性を持ち、締約国の国別報告書で見いだされた具体的な脆弱性に対して、条約に基づく適応化関連作業と整合した方法で対処し、

(c) 持続可能な開発のための国際的取決め及び国際的に合意された行動計画と整合性

.....  
9 「条」とは、別途指定しない限り京都議定書の条項を意味する。

10 「締約国」とは、別途指定しない限り京都議定書の締約国を意味する。

を保ち、



- (d) 社会的及び環境的影響評価の対象となり、
- (e) 決議第 11/CP.1 号 1(d)( )項及び( ) (FCCC/CP/1995/7/Add.1) を考慮に入れて立案され、
- (f) 費用効果の高い方法で実施され、
- (g) クリーン開発メカニズムの事業と同じ水準のモニタリングと報告の対象となるものとすることを決議する。

6. 更に、適応基金が資金援助を行う適応化の事業と対策は、主として京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議によって設定され管理され、〔適応化の事業と対策〕〔気候変動の有害な影響を特に受けやすい附属書 に含まれない締約国〕に優先権を与える「脆弱性指標」に従い、また〔気候変動の有害な影響を特に受けやすいことに加えて、クリーン開発メカニズムに基づく認証排出削減量を生み出している附属書 に含まれない締約国を更に優先して〕選定することを決議する。

(注釈：適応基金の管理と配分については更に洗練化が必要であり、また京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議による追加の決議を必要とする。) <

### 第三部：京都議定書第17条

#### 【決議案〔第C/CP.6号〕：排出量取引に関する原則、方法、規則、指針

締約国会議は、

京都議定書第17条を想起し、

決議第1/CP.3号、特にその5(b)項を想起し、

また、主として京都議定書第17条に基づく排出量取引の検証、報告及び説明責任に関する原則、方法、規則、指針について、適宜「京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」第1回会合に対する勧告も含めて、その第6回会合において京都議定書第6、12、17条に基づくすべてのメカニズムについて決議を行えるように、クリーン開発メカニズムを中心とするこれらメカニズムについて実施される作業計画を定めたその決議第7/CP.4号も想起し、

また、その決議第8/CP.4号も想起し、

更に、その決議第14/CP.5号も想起し、

京都議定書第3条と第17条に含まれる諸規定を考慮に入れ、

第17条<sup>1</sup>に従って、附属書Bに含まれる締約国<sup>2</sup>が第3条に基づくその約束を履行する目的で排出量取引に参加できること、及びこれらいかなる取引も第3条に基づき〔また本決議附属書に対する附則Xに含まれる諸規定を反映して〕、排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を満たすことを目的とする国内の行動を補足するものであることを念頭に置き、

また、〔第3条10項及び11項〕〔京都議定書第3条10項に従って、一の締約国が他の締約国から第6条又は第17条の規定に基づき取得するいかなる排出削減単位又はいかなる割当量の一部も、取得する締約国の割当量に追加されること、及び京都議定書第3条11項に従って、一の締約国が他の締約国に対して第6条又は第17条の規定に基づき移転するいかなる排出削減単位又はいかなる割当量の一部も、移転する締約国の割当量から差し引かれること〕を念頭に置き、

〔また、排出量取引の目的は、附属書Bに含まれる一の締約国がその割当量の一部を附属書Bに含まれる他の締約国へ移転することができる、即ち、移転する締約国がその約束の達成において、その排出量を〔国内の政策と措置を通じて〕排出の抑制及び削減に関するその約束を越える規模で抑制又は削減することができ、それによってその割当量の一部が使われなくなった場合に、割当量を超える国内排出量を相殺するために割当量の一部を取得しようとしている附属書Bに含まれる他の締約国に対してそれを移転することができる

---

<sup>1</sup> 「条」とは、別途指定しない限り京都議定書の条項を意味する。

<sup>2</sup> 「締約国」とは、別途指定しない限り京都議定書の締約国を意味する。

ようにすることにあることを念頭に置き、

排出量取引の目的を達成するための行動において、締約国は条約第3条、特に下記の事項を指針とすることを確認し、即ち、

> 衡平性：先進締約国と発展途上の締約国との間の衡平性。これには人口一人あたりの温室効果ガス排出量に関する衡平性も含まれ、附属書 に含まれる締約国とそれに含まれない締約国との間に永続的に存在する不衡平性を回避できるように、先進国は人口一人あたりの排出水準が先進国と発展途上国との間で収束経路に到達する水準までその温室効果ガス排出量を縮小するものとする。

> 議定書は条約附属書 及び附属書 B に含まれる締約国に対していかなる権利、所有権又は資格も作り出し或いは付与しておらず、また国際的な市場制度又は市場体制も作り出していないことを認識して、<

〔排出量取引は、附属書 B に含まれる締約国が第3条に基づくその約束を履行するために、それら締約国の間で割当量の一部の移転と取得を計上するためだけのものである。〕

透明性。

〔気候変動への有効性：気候変動の緩和に関連する実質的、測定可能かつ長期的な利益を達成するものとする。〕〔全体的な排出削減量は、他の場合より少なくてはならない。〕

ファンジビリティ/ノンファンジビリティ：締約国は排出削減単位〔、認証排出削減量〕及び〔割当量単位〕を〔同等な環境的有效性を確保する目的で COP/MOP が設定する規則と手続きに従って〕取引すること〔ができる〕〔はできない〕。

1. 上記の諸原則及び本決議の附属書に含まれる〔京都議定書第17条に基づく〕排出量取引に関する〔検証、報告及び説明責任を中心とする〕方法、規則及び指針を採択することを決議する。

2. 〔更に、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、排出量取引に参加している締約国が報告した割当量の一部の取得及び移転を承認又は却下する権限を持つことを決議する。〕

3. 関係締約国に対して、附属書 に含まれる移行期経済の締約国の排出量取引への参加を容易にするように要請する。

4. 〔第12条8項に従って使われる「収益の一部」は第17条の取引にも適用されて〔yのx%〕とし、そのうち運営経費に割り当てられるのは〔z%未満〕、適応基金に割り当てられるのは〔100-z%以上〕とすることを決議する。適応化の経費を満たすのを支援するための「収益の一部」は、条約及び議定書の他の規定に基づく適応化活動に対する附属書に含まれる締約国による資金供与に追加されるものでなければならない。〕

5. 〔また、京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に代わって理事的機能を行う権限を付与される機関は、〔締約国会議のビューローなど〕締約国の慣行によって設定された独自の代表制のバランスを反映させた理事構成にするものとする〕ことを決議する。

議する。

6. 下記を念頭に置いて、〔[排出量取引制度][第 17 条に基づく排出量取引] の運営の基準となる方法、規則及び指針を見直すこと、〕〔及び締約国の関連する経験を考慮に入れて、将来これら方法、規則及び指針の改訂を検討できること〕を決議する。即ち、

(a) 初回の改訂は〔2005 年〕〔2012 年〕〔2013 年〕以前に行われるものとする。

(b) その後の改訂は〔それ以降定期的に〕〔3 年間隔又は...の要請があり次第〕行われるものとする。

(c) 〔方法、規則、指針の変更は、それらが採択された約束期間の次の期間に発効するものとする。〕

7. 〔条約の事務局に対して〕本決議の附属書に含まれる、それに割り当てられた職務を遂行し<sup>3</sup>、特に第 17 条に基づく排出量取引に参加する適格性を〔持たない〕〔持たないと判定された〕締約国の公表可能なリストを維持することを要請する。

8. 〔締約国会議が〔その第\_\_回会合で〕下記の決議を行うように要請する。即ち、

(a) 民間部門の組織を含む検証組織及び検査組織の役割を定める。

(b) 法人を対象とする国内の割当及び説明責任手続に関する指針を発表する。

(c) 競争の歪曲の可能性を追跡し、指針に標準的検査を含める。〕〕

---

<sup>3</sup> 運営に関する本項に関連する資源の問題を明確にする必要がある。

## ・ 附属書：排出量取引に関する方法、規則及び指針

(注釈：以下の各項目は参加に関するものである。)

選択肢 A：(1 項)

1. 条約附属書及び議定書附属書 B の締約国<sup>11</sup>は、下記の場合に第 17 条<sup>2</sup>に基づく排出量取引に参加することができる。

(a) 議定書を批准している。

(b) 〔排出目録と割当量の説明に関する〕議定書第〔3〕、5、7 条〔と条約第 12 条〕に基づく約束〔並びに排出量取引について設定される規則と指針及び議定書の関連規定〕に〔準拠している〕〔対する不遵守を立証されていない〕。

(c) >COP/MOP によって採択された遵守体制に拘束されており、第 17 条に基づく排出量取引への参加から、その手続とメカニズム> 特に第 2 条 1 項及び 3 項、第 3 条 2 項及び 14 項、第 6、11、12、17 条に関する諸規定< に従って、除外されていない<。<

(d) 決議第 D/CP.6 号に含まれる登録簿に関する諸規定〔を履行している〕〔に準拠している〕。

(e) 〔COP/MOP で合意された国際的基準に従って、その目録が認定された独立機関によって認証されている。〕

(f) 〔国内的な〔行動〕〔政策及び措置〕を通じて十分な排出削減を達成している。〕

選択肢 2：(2 ~ 3 項)

2. 第一約束期間の開始に先立ち、第 8 条に基づき設置される専門家による検討班は、第 3 条の諸規定に基づく移転と取得に関する下記の適格規準の締約国による遵守状況を検討するものとする。

(a) 議定書の批准。

(b) >COP/MOP によって採択された遵守体制に拘束されており、第 17 条に基づく排出量取引への参加から、その手続とメカニズム> 特に第 2 条 1 項及び 3 項、第 3 条 2 項及び 14 項、第 6、11、12、17 条に関する諸規定< に従って、除外されていない<。<

(c) 決議第 D/CP.6 号で設定される指針に従って、発生源による人為的な排出及び吸収源による除去について見積りを行うための国内制度の実施。

(d) 決議第 D/CP.6 号で設定される指針に従って、第 3 条 10、11、12 項の諸規定に基づき移転又は取得される割当量の一部、認証排出削減、排出削減単位を追跡する国内登録制度の設定。

---

<sup>11</sup> 「締約国」とは、別途指定しない限り議定書の締約国を意味する。

<sup>2</sup> 「条」とは、別途指定しない限り京都議定書の条項を意味する。

(e) COP/MOP の決議によって設定される〔予定の〕基準に対する基準年温室効果ガス排出目録と温室効果ガス目録報告書の完全性と正確性。

(f) COP/MOP の決議によって設定される〔予定の〕基準に対する入手可能な最新の年間温室効果ガス排出目録と温室効果ガス目録報告書の期限までの提出、完全性及び正確性。

(g) 決議第 4/CP.5 号で指定された、又はその後の〔COP〕〔及び / 又は〕〔COP/MOP〕の決議によって改訂される指針に従って義務づけられる最新の定期的国別報告書の提出。

3 . 第一約束期間の開始後、遵守機関は専門家による検討班が提出する情報に基づいて、下記の適格規準の継続的な遵守状況を検討し、それに関する決議を行うものとする。

(a) COP/MOP が定める期日までに年間温室効果ガス目録と温室効果ガス目録報告書の提出。

(b) COP/MOP の決議によって設定される〔予定の〕基準に対する年間温室効果ガス目録と温室効果ガス目録報告書の完全性と正確性。

(c) 決議第 D/CP.6 号に含まれる指針に従って国内登録制度の維持。

(d) 決議第 4/CP.5 号で指定された、又はその後の〔COP〕〔及び / 又は〕〔COP/MOP〕の決議によって改訂される指針に従って定期的国別報告書の提出。

4 .〔第 4 条に基づき事業を運営している締約国は、同じ第 4 条の取決めに基づき運営している他の締約国又は当該締約国が所属しそれ自体が議定書の締約国となっている地域的な経済統合のための機関が、第 5 条及び第 7 条に基づくその義務を履行していない場合、第 17 条に基づく割当数量の一部を〔第 3 条によるその約束を履行する一助として〕〔取得〕〔移転〕〔使用〕することが〔できる〕〔できない〕。〕

5 .〔地域的な経済統合のための機関内部を含めて、一部の締約国間の取決めは、COP/MOP による監督とそれに対する説明責任の対象になるものとする。〕

6 . 締約国の排出量取引へ参加する適格性の変更、又は適格基準に合致する新規参入者に関する変更は、その時点の約束期間中に行うことができる。

7 . 条約附属書 及び議定書附属書 B の、排出量取引に参加する適格性を持つ締約国は、〔当該締約国が附則 A に従って正確な監視、検証、説明責任及び法人への〔AAUs〕〔PAAs〕の割当、並びに取引が当該締約国の割当量に与える影響の管理に関する国内制度を設定し維持していれば、〕その法人に対して第 17 条に基づく ERUs<sup>3</sup>〔、CERs<sup>4</sup>〕及び〔AAUs〕

---

<sup>3</sup> 「排出削減単位 (ERU)」は、決議第 D/CP.6 号に従って定義される。

〔PAAs〕<sup>5</sup>の移転又は取得を承認することができる。

8．法人が第 17 条に基づく排出量取引へ参加することを承認する締約国は、議定書に基づくその義務の履行に対する責任を負い、これら移転及び取得が〔各締約国へ適用される排出量取引に関する原則、方法、規則及び指針〕〔法人に対する国際的指針〕と首尾一貫するようにするものとする。

9．排出量取引に参加している締約国は、附則 B に従って報告を行うものとする。

10．法人が第 17 条に基づく排出量取引へ参加することを承認する締約国は、第 17 条に基づく排出量取引へ参加することを承認された当該締約国の居住者である〔、又はそこで運営している〕法人に関する最新のリストを維持し、〔その国内登録簿を通じて〕当事務局及び一般が入手できるようにするものとする。

（注釈：以下の各項目は運営の方法に関するものである。）

11．ERUs〔、CERs〕及び〔AAUs〕〔PAAs〕の移転と取得は、〔附属書 の締約国の間の二国間及び多国間取決め〕〔二国間と多国間の取決め及び市場取引〕〔取引〕を通じて行われるものとする〕〔うことができる〕。 > ERUs〔、CERs〕及び〔AAUs〕〔PAAs〕の移転又は取得を希望する締約国〔又は法人〕は、移転の前に移転されるべき数量を公表するものとする。 <

12．〔移転と取得は、〔COP〕〔COP/MOP〕によって採択される規則、方法及び指針に従って、〔COP〕〔COP/MOP〕の指定する独立機関によって認証されるものとする。〕

13．選択肢 1：〔各約束期間の終了時から履行期限終了までの\_\_〔日間〕〔か月間〕の〕〔約束期間の最後の年度について専門家による検討班が最後の締約国の目録に関する最終報告書を発表してから\_\_日後に終了する〕〔調整〕期間を設定し、その間に締約国は割当量を上回る排出量を消去する目的で ERUs〔、CERs〕及び〔AAUs〕〔PAAs〕を取得できるものとする。第 3 条に従って計算される ERUs〔、CERs〕及び〔AAUs〕〔PAAs〕の移転と取得を考慮に入れても、約束期間の終了時に排出量はその割当量を超過する締約国又は法人は、ERUs〔、CERs〕及び〔AAUs〕〔PAAs〕を移転することはできない。

---

<sup>4</sup> 「認証排出削減量（CER）」は、決議第 D/CP.6 号に従って定義される。

<sup>5</sup> 「割当量単位（AAU）」〔「割当量の一部（PAA）」〕は、決議第 D/CP.6 号に従って定義される。

選択肢 2 :〔 約束期間の最後の年度について専門家による検討班が最後の締約国の目録に関する最終報告書を公表してから 〕〔 約束期間の最後の年度に関する専門家による検討班による目録検討の終了日として COP/MOP が定める日付から 〕〔 1 か 〕月間、各締約国は当該期間に対する第 3 条 1 項に基づくその約束を履行するために、当該約束期間の〔 AAUs 〕〔 PAAs 〕を取得又は移転できる。

( 以下の各項は「収益の一部」に関するものである。 )

14 .〔〔 移転される〔 AAUs 〕〔 PAAs 〕 〕〔 各排出量取引の価格 〕の一定比率と定義される「収益の一部」は、運営経費を支弁するため及び気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための費用の支払いを支援するために用いられるものとする。 〕

15 .〔 選択肢 1 : 運営経費を支弁するために用いられる収益の一部の金額は〔 YYY 〕によって評価され、〔 ZZZ 〕によって保有されるものとする。気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための費用の支払いを支援するために用いられる収益の一部の〔 残る 〕金額は、〔 COP 〕〔 COP/MOP 〕が設置する適応化基金へ移転されるものとする。 〕

16 .〔 選択肢 2 : 適応するための費用の支払いを支援する収益の一部は、第 12 条 8 項のものと同じとする。 〕

( 注釈 : 以下の各項は遵守の問題に関するものである。「無効とされる」( *invalidated* ) という用語は更に検討する必要がある。 )

17 . 選択肢 1 : 発生締約国の責任 : 遵守期限を過ぎた約束期間の実際の排出量が、第 3 条に従って計算される ERUs〔、 CERs 〕及び〔 AAUs 〕〔 PAAs 〕の移転と取得を考慮に入れてもその割当量を超える締約国は、COP/MOP が採択する遵守体制に関する諸規定の対象になるものとする。

選択肢 2 : 共同責任 : 一の締約国が第 3 条に基づく約束において不遵守を起こした場合、第 17 条の規定に基づき他の締約国へ移転されたその〔 AAUs 〕〔 PAAs 〕は無効とされ、第 3 条に基づく約束を履行する目的で使用することも更に取引の対象とすることもできないものとする。無効とされる部分は不遵守の率の倍数とする。不遵守の率とは、第 3 条に従って算定される ERUs〔、 CERs 〕及び〔 AAUs 〕〔 PAAs 〕の移転と取得を考慮に入れた、約束期間の排出量と割当量との差の比率である。

選択肢 3 : 取得締約国の責任 : 附属書 の締約国が第 3 条に基づくその約束で不遵守を起こした場合、それに該当する、第 17 条に従って移転された割当量の一部は無効とさ



れるものとする。

選択肢 4 : 「誘因」: 第 3 条に基づく約束に対する締約国の遵守状況について疑念が提起され、その後当該締約国の不遵守が判明した場合、疑念が提起された時点以後に第 17 条の規定に基づき他の締約国へ移転された〔AAUs〕〔PAAs〕は無効とし、第 3 条に基づく約束を満たす目的で使うことも更に取り引の対象とすることもできないものとする。かかる疑念は、追って定義する特定の状況でのみ提起できる。

選択肢 5 : 遵守用留保: 第 17 条に基づく〔AAUs〕〔PAAs〕の移転の都度、その一部〔x%〕を遵守用留保口座に組み入れるものとする。これら〔AAUs〕〔PAAs〕は使用することも取引することもできない。約束期間の終了時に、これら〔AAUs〕〔PAAs〕は、その発生締約国が第 3 条に基づく約束を履行している場合、発生締約国へ返却され、この場合に当該〔AAUs〕〔PAAs〕は移転あるいは将来の約束期間のためにバンキングできる。約束期間の終了時に、締約国が第 3 条に基づくその約束を履行していなかった場合、留保口座に供託された単位のうち該当する件数は無効とされ、この場合はそれ以後使用も取引もできないものとする。

選択肢 6 : 約束期間の留保: 附属書 の各締約国の割当量の一部を約束期間の留保口座に組み入れるものとする。この部分は、第 5 条と第 8 条に基づく検討と検証による 2000 ~ 2006 年の排出量をベースに附属書 B の各締約国の 2008 ~ 2012 年の排出量を予測することによって決定される。附属書 B の各締約国で約束期間の留保口座に組み入れられる割当量の一部は 2008 ~ 2012 年の予想排出量に等しいものとし、使用も取引もできないものとする。約束期間の終了時に、第 3 条に基づくその約束を遵守した締約国は、約束期間の留保口座にある PAAs を移転或いはバンキングできる。

選択肢 7 : 割当計画で余剰となる単位: 第 17 条に基づく排出量取引は、締約国の割当計画で余剰と判定される〔AAUs〕〔PAAs〕に限定された年間ベースの検証後取引制度である。第 17 条に基づいて移転を行おうとする各締約国は、その合計割当量を約束期間の 5 年間に割り振り、約束期間の始まる前に事務局へそれを通知するものとする。締約国はいつの時点でも、約束期間の残る年度に対する年間割当量を調整することができ、対象年度が始まる前にそれを事務局へ通知するものとする。ある年度へ割り振る割当量は、合計割当量を 5 で割ったものの  $\pm 20\%$  を越えてはならない。

ある年度の超過〔AAUs〕〔PAAs〕は下記によって計算される。即ち、

- (a) 約束期間の開始から当該年度までの累計割当量、
- (b) マイナス) 約束期間の開始から当該年度までの累計排出量、

(c) マイナス) 約束期間のそれまでの年度に発行された超過〔AAUs〕〔PAAs〕認証書の数量及び第 6 条に基づき移転された ERUs の累計数量( ERUs と CERs の保有量はこの計算に含めないものとする)。

事務局は超過〔AAUs〕〔PAAs〕の有無を検証し、それらに対する認証書を発行する。発行されたすべての認証書は、いかなる責任又は取引に関する遵守規則とも無関係に市場で有効性を持つものとする。

選択肢 8 : 余剰単位 : 第 17 条に基づき、超過削減量だけが移転或いは取得できる。割当量は先進締約国の排出削減の約束を意味するものである。条約附属書 A 及び附属書 B の締約国は、第 3 条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束の達成において、国内的な政策及び措置を通じてその温室効果ガスの排出を排出の抑制と削減に関する約束を上回って抑制又は削減することができ、排出割当量の一部が使用されなかった場合に、第 17 条に基づきその割当量の一部を別の条約附属書 A 及び附属書 B の締約国へ移転することができる。それ以外のものは第 17 条に基づいて移転も取得もできないものとする。

18. > 第 8 条に基づく検討作業により、第 17 条に基づく排出量取引の適格基準の遵守についてある締約国に疑念が提起された場合、疑念が提起された後も〔AAUs〕〔PAAs〕の移転及び取得を継続できるが、遵守の問題が当該締約国に有利に解決されるまで、いかなる締約国も当該単位を第 3 条に基づく約束を履行するために使用することはできないものとする。この問題は〔議定書に適用される一般的な手続を通じて〕〔それ専用の手続を通じて〕迅速に解決されるものとする。 <

附則 X ( 排出量取引に関する決議第 C/CP.6 号附属書に対する )  
補足性

取得に対する制限

19. 選択肢 1 : 「補足性」という用語についての検討は行わない。

選択肢 2 : 附属書 の締約国は、第 3 条に基づく義務の達成において、領土外での手段を主として用いてはならない。第 2 条に基づく政策及び措置、及び第 3 条 2 項に基づく明らかな前進という枠組みにおいて、議定書の報告、詳細な検討及び不遵守手続に従って、排出の抑制と削減に関する数量化された約束を達成する主要な手段が国内での努力であることを立証できなかった締約国の、第 6、12、17 条に基づくメカニズムへアクセスする権利を停止できる権限を付与する数量的又は質的な規則と指針を立案するものとする。

選択肢 3 ( ) : 附属書 の締約国の純取得量は、第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを合わせて下記のいずれか高い方を越えてはならない。即ち、

- 基準年の排出量 × 5 + 割当量
- (a)  $5\% \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2}$
- (ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。)
- (b) 1994 年から 2002 年までのいずれかの年度における実際の年間排出量の 5 倍と割当量の差の 50%。

但し、附属書 の締約国が 1993 年以降に行われた国内的な行動を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第 8 条に基づく専門家の検討を経て立証されれば、その範囲内で純取得量の上限を引き上げることができる。

選択肢 3 ( ) : 第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを使用する場合の全体的な「上限」は、25 ~ 30% を越えてはならない。

選択肢 4 : 附属書 の締約国の第 17 条へのアクセスは、第 3 条に基づき〔約束の履行で指定された国内努力を達成すること〕〔排出の抑制と削減に関する数量化された約束を達成する主要な手段が国内的な政策及び措置であること〕を条件とする。〔第 17 条に基づく排出量取引から取得できる合計割当量の具体的な上限は、公正な基準に基づいて数量的及び質的に定めるものとする〕〔第 6、12、17 条に基づくメカニズムを通じて抑制及び

削減される排出量に関する数量化された上限を定めるものとする。同一基準による不遵守処理規程を定める必要がある。]

第 17 条に基づき、附属書 B の締約国はその割当量の一部を他の附属書 B の締約国へ移転することができる、それは、移転を行う締約国が第 3 条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束の達成において、その温室効果ガスの排出量を国内的な政策及び措置を通じて排出の抑制と削減に関する約束を越える規模で抑制又は削減することができ、それによって割当量の一部が使われなくなった場合である。排出量が排出割当量を下回る水準へ抑制或いは削減されたために使わなかった割当量の一部は、当該締約国の割当量と国内排出量の差である。第 17 条の「排出量取引」に基づく移転と取得は、排出量が排出割当量を下回る水準へ抑制或いは削減されたために使用されなかった割当量の一部のみを対象としている。附属書 B の締約国の排出の抑制と削減によって、排出割当量の一部が使用されなかった場合に、その未使用分のみが第 17 条に基づく移転と取得の対象となり、それ以外のものを第 17 条に基づく移転及び取得の対象とすることはできない。

選択肢 5：第一約束期間の排出目標を達成するための第 6、12、17 条に基づくメカニズムの使用には、制限を設ける必要がある。但し、暑気を防止するための客観的な基準が設定されれば、第二及び第三約束期間には制限を撤廃するのが妥当であろう。

#### > 移転に対する制限

20. 附属書 1：附属書 の締約国は、第 3 条に基づく義務を主として領土外的手段によって履行してはならない。第 2 条に基づく政策及び措置、及び第 3 条 2 項に基づく明らかな前進という枠組みにおいて、議定書の報告、詳細の検討、不遵守手続に従い、排出の抑制と削減に関する数量化された約束を達成する主要な手段が国内での努力であることを立証できなかった締約国の第 6、12、17 条に基づくメカニズムへアクセスする権利を停止できる権限を付与することが可能な数量的又は質的な規則と指針を立案するものとする。

選択肢 2 ( )：附属書 に含まれる締約国の純移転量は、第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを合わせて下記を越えてはならない。即ち、

$$(c) \quad 5\% \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2}$$

(ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。

但し、附属書の締約国が 1993 年以降に行われた国内的な行動を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第 8 条に

基づく専門家の検討を経て立証されれば、その範囲内で純移転量の上限を引き上げることができる。

選択肢 2 ( ) : 第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを使用する場合の全体的な「上限」は、25～30%を越えてはならない。

選択肢 3 : 附属書 の締約国の第 17 条へのアクセスは、第 3 条に基づき〔約束の達成における指定された国内努力による履行〕〔排出の抑制と削減に関する数量化された約束を達成する主要な手段が国内的な政策及び措置であること〕を条件とする。第 6、12、17 条に基づくメカニズムを通じて抑制及び削減される排出量の数量化された上限を定めるものとする。同一基準による不遵守処理規程を定める必要がある。

第 17 条に基づき、附属書 B の締約国はその割当量の一部を他の附属書 B の締約国へ移転することができ、それは、移転を行う締約国が第 3 条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束の達成において、温室効果ガスの排出量を国内的な政策及び措置を通じて排出の抑制と削減に関する約束を越える規模で抑制又は削減することができ、それによってその割当量の一部が使用されなくなった場合である。排出量が排出割当量を下回る水準に抑制或いは削減されたために使用されなかった割当量の一部は、当該締約国の割当量と国内排出量の差である。第 17 条の「排出量取引」に基づく移転と取得は、排出量が排出割当量を下回る水準に抑制或いは削減されたために使用されなかった割当量の一部のみを対象としている。附属書 B の締約国の排出の抑制と削減によって、排出割当量の一部が使用されなかった場合に、その未使用分のみが第 17 条に基づく移転と取得の対象となり、それ以外のものを第 17 条に基づく移転及び取得の対象とすることはできない。

選択肢 4 : 第一約束期間の排出目標を達成するための第 6、12、17 条に基づくメカニズムの使用には、制限を設ける必要がある。但し、暑気を防止するための客観的な基準が設定されれば、第二及び第三約束期間には制限を撤廃するのが妥当であろう。〕 <

〔第 4 条に関連する問題点〕

21 .〔第 17 条に基づく割当量の移転又は取得に対するいかなる制限も、第 4 条に基づく排出水準の割当に適用されるものとする。〕

22 .〔第 17 条に基づく割当量の移転又は取得に対するいかなる制限も、第 4 条に基づき操業するそれぞれの締約国に適用されるものとする。〕

23 .〔第 4 条に基づく再割当は、上記 20 項で述べた制限を考慮して行われるものとする。〕

## 附則 A (排出量取引に関する決議第 C/CP.6 号附属書に対する)

### 国内制度

(注釈：一部の締約国は、正確な監視、検証、説明責任及び〔AAUs〕〔PAAs〕の法人への割当を対象とする国内制度の設定、維持、及び国際的適合性について指針を作成する必要があると提案している(文書 FCCC/SB/1999/8 の 155 項、選択肢 1 を参照のこと)。他の一部の締約国はこの提案を支持せず、この附則は不要と判断している(文書 FCCC/SB/2000/MISC.1 を参照のこと)。

## 附属 B（排出量取引に関する決議第 C/CP.6 号附属書に対する）

### 締約国による報告

（注釈：この附則はすべてのメカニズムに関するものであり、従って各メカニズムの決議で反復される。これは第 7 条に基づいて採択される指針に組み込むこともできる。）

24. 第 7 条〔及び第 5 条 2 項〕に基づく指針に従い、附属書 の各締約国は、発生源による人為的な排出量及び吸収源による除去量の年間目録に、下記の情報を組み込むものとする。

(a) 当該年度の〔開始時〕〔終了時〕のその登録簿における ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の保有状況（シリアル番号で示す）

(b) 当該年度の登録簿における当初の ERUs の移転及び CERs と〔AAUs〕〔PAAs〕の発行（シリアル番号と取引番号によって示す）

(c) 当該年度の登録簿における ERUs〔、CERs〕及び〔AAUs〕〔PAAs〕の移転と取得（シリアル番号と取引番号によって示す）

(d) 当該年度における登録簿からの ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の償却（シリアル番号と取引番号によって示す）

(e) 以後の約束期間のためにバンキングされる ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕（シリアル番号で示す）

(f) 第 6、12、17 条に基づくメカニズムへの参加を認可又は承認されている、当該締約国の管轄区域内の居住者である法人、民間の及び公的な組織の名称と連絡先について最新の情報をダウンロードできるインターネットの URL。

25. 第 7 条の指針に従って、附属書 の各締約国は下記に関する情報をその国別報告書に組み込むものとする。

(a) 第 6 条と第 12 条に基づく事業活動、

(b) その CDM 事業活動が、附属書 に含まれない締約国が持続可能な開発を達成し、条約の最終的目標に貢献することをどの程度支援しているか、

(c) 取得した CERs が第 3 条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束の履行に対して予想される貢献度及び国内対策の予想される貢献度に関する見積り、

26. 附属書 に含まれない締約国は、受け容れている CDM 事業活動について、条約第 12 条に基づく報告の約束の枠内で報告するものとする。この報告には附属書 の締約国が第 3 条に基づく約束を達成するのを、どのように支援したかを含めるものとする。

附則 C (第 17 条に関する決議第 C/CP.6 号附属書に対する)

〔「収益の一部」の決定と配分

27. 「収益の一部」は下記の諸規定又は COP/MOP によって採択される後継規定に従って定義されるものとする。即ち、

(a) 「収益の一部」は第 17 条に基づき附属書 B の締約国の間で移転される〔AAUs〕〔PAAs〕の移転件数の比率として定義される。

(b) 「収益の一部」の水準は\_\_%とする。

(c) 選択肢 1：運営経費を支弁するために用いられる「収益の一部」は、その金額の\_\_%を上回らないものとする。収益の一部の残る金額は、気候変動の悪影響を特に受けやすい開発途上締約国が適応するための費用の支払いを支援するために用いられ、COP/MOP が設置する適応化基金に移転されるものとする。

選択肢 2：「収益の一部」の金額の 10%は運営経費に、20%は適応化基金に、30%は当該事業活動の受入締約国がその持続可能な開発の目標を達成するのに支援するために、それぞれ用いられるものとする。〕



#### 第四部：登録簿

##### ・【決議案（第D/CP.6号）：登録簿に関する規則と指針

締約国会議は、

メカニズムの作業計画に関するその決議第7/CP.4号を想起し、  
議定書発効後の「この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」第1回会  
合が下記の決議を採択するように勧告する。

##### 決議 / [CMP.1]：登録簿に関する規則及び指針

京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、

京都議定書第3条3、4、7、10、11、12、13項を念頭に置き、

また、その決議第9/CP.4号を念頭に置き、

第6、12、17条<sup>1</sup>に基づく活動が正確で検証可能な算定システムの対象にならなければな  
らないことを確認し、

決議第D/CP.6号を検討し、

1. 本決議の附属書に含まれる登録簿に関する規則と指針を採択することを決議する。
2. [条約事務局]に対して、本決議の附属書に含まれる、割り当てられた職務を実行する  
ように要請する<sup>2</sup>。】

---

<sup>1</sup> 「条」とは、別途指定しない限り京都議定書の状況を意味する。

<sup>2</sup> 運営に関する本項に関連する資源の問題を明確にする必要がある。

## ・ 附属書：登録簿に関する規則及び指針

1 .〔附属書 B に排出の抑制と削減に関する数量化された約束を登録しており〕、メカニズムに参加している附属書 の各締約国は、〔割当量〕〔ERUs<sup>1</sup>、CERs<sup>2</sup> 及び〔AAUs<sup>3</sup>〕〔PAAs<sup>4</sup>〕〕を正確に算定できるように国内登録簿を作成し、維持していなければならない。

2 . > 選択肢 1 : CDM に参加している附属書 に含まれない各締約国のために、〔当該締約国が保有する〕 CERs を正確に算定できるように〕〔それが受入国となっている CDM 事業活動に関連する CERs の発行を記録する目的で〕〔登録簿〕〔データベース〕を作成し維持するものとする。 > かかる締約国はそれら〔登録簿〕〔データベース〕を独自に作成及び維持し、或いは〔理事会〕〔事務局〕〔システム登録簿〕に対して代わりにそれを行うように要請することができる。 < <

選択肢 2 : 理事会は、CERs の生成、〔移転〕及び償却を追跡する目的で、中央登録簿を作成しなければならない。

3 . 二又はそれ以上の締約国は、それぞれの国内登録簿を法律的に区別できる形で、自主的に国内登録簿を統合し、維持することができる。

4 .〔〔事務局は〕すべての国内登録簿と電子的に連結したシステム登録簿を作成し維持するものとする。〕

(注釈：考えられるシステム登録簿の機能については 18 項を参照のこと。)

5 . 各締約国は、それに代わって国内登録簿を維持し、必要な職務を遂行する組織（登録簿の「管理者」）を明確にするものとする。

---

<sup>1</sup> 「排出削減単位 (ERU)」は、第 6 条の事業を通じて削減又は隔離され、決議第 2/CP.3 号で定義された又はその後第 5 条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される二酸化炭素換算排出量 1 トンに等しいものとする。

<sup>2</sup> 「認証排出削減量 (CER)」は、CDM 事業を通じて削減〔又は隔離〕され、決議第 2/CP.3 号で定義された又はその後第 5 条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される二酸化炭素換算排出量 1 トンに等しいものとする。

<sup>3</sup> 「割当量単位 (AAU)」は、決議第 2/CP.3 号で定義された又はその後第 5 条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される二酸化炭素換算排出量 1 トンに等しい〔附属書 B の締約国がその認可された法人に割り当てる〕割当量の一部を言う。

<sup>4</sup> 「割当量の一部 (PAA)」は、第 3 条 7 項で定義される附属書 B に含まれる締約国の割当量の一部で、決議第 2/CP.3 号で定義された又はその後第 5 条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される二酸化炭素換算排出量 1 トンに等しい。

6. 登録簿はコンピューター・データベースの形で維持するものとする。登録簿の組立は互換性を持つようにし、そのフォーマットは附則W {追って作成する} に含まれる指針に準拠するものとする。それぞれの ERU、CER 及び〔AAU〕〔PAA〕は、ある時点では一つの登録簿における一つの口座のみで保有するようにするものとする。

7. > 各締約国は国内登録簿の中に保有口座を持つものとする。締約国がその責任において自国の国内登録簿の中で法人が ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕を保有することを承認している場合、そうした ERUs、CERs 又は〔AAUs〕〔PAAs〕の各保有者は、当該締約国の国内登録簿の中で別々の保有口座を持つものとする。口座番号と口座に関する情報は、本附属書の附則 A 項に従って国内登録簿の各口座に割り振られるものとする。 <

8. シリアル番号はそれぞれの ERU、CER 及び〔AAU〕〔PAA〕が一意であるようにするため、本附属書の附則 B 項に従って組み立てられるものとする。シリアル番号は下記のように割り当てられる。

(a) 〔AAU〕〔PAA〕の場合、シリアル番号は第 3 条 3、4、7 項に基づき締約国の割当量とその国内登録簿に記入される時点で割り振られる。この割当量は附則 X {追って作成する} で詳しく述べる指針に従って登録簿に記入される。

(b) ERU の場合、> 別の〔国内〕登録簿の別の口座に < 最初に移転する時点で、シリアル番号は受入締約国の登録簿管理者によって指定される事業識別子を〔AAU〕〔PAA〕のシリアル番号に追加することによって割り当てられる。

(c) CER の場合、〔CER を発行する決定がなされる時点で〕〔発行手続の一環として〕シリアル番号は〔理事会の権限に基づいて作業するシステム管理者により〕〔システム登録簿により〕割り当てられる。

9. 〔附属書 B の締約国の各国内登録簿は、当該締約国が保有する認証された超過 [AAUs] [PAAs] 専用の口座を含めるものとする。超過 [AAUs] [PAAs] の有効性が検証され、それに対する認証書が事務局によって発行され次第、超過 [AAUs] [PAAs] は当初の口座からこの超過 [AAUs] [PAAs] 口座へ移転されるものとする。〕

10. 第 6 条に基づく事業に起因する ERUs の最初の移転により、該当する口座の保有状況は変動する（移転する口座では〔AAUs〕〔PAAs〕の借方、取得する口座では ERUs の貸方）。これは〔AAUs〕〔PAAs〕のシリアル番号に事業識別子を追加して〔AAUs〕〔PAAs〕を ERUs へ転換し、事業参加者の間の配分取決めに基づきその ERUs を他の口座へ移動することによって行われる。この ERUs の最初の移転は事業の受入締約国によって開始される。また、受入締約国はどの〔AAUs〕〔PAAs〕を ERUs へ転換するかを指定するものと

する。

11．第 12 条に基づく事業に起因する CERs の発行により、取得する口座の保有状況は変動する（CERs の貸方）〔この発行は事業参加者間の配分取決めに基づいて理事会が直接取得する口座へ行う。〕〔理事会の権限に基づいて作業するシステム管理者は、ある事業に基づく一定量の CERs の認証を確認する最終報告書を受け取り次第、下記を行うものとする。〕

(a) それぞれの CER に一意のシリアル番号を付与する。

(b) CERs を該当する事業参加者の登録簿の口座へ移転する（検証 / 認証報告書に反映される配分取決めに基づく）。

(c) CERs を「収益の一部」が保有される登録簿へ移転する。〕

12．口座間の〔ERUs、CERs 及び〕〔AAUs〕〔PAAs〕の移転により、該当する口座の保有状況が変動する（移転する口座では借方、取得する口座では貸方）。これはそれぞれシリアル番号を付した〔ERUs、CERs 又は〕〔AAUs〕〔PAAs〕を一の口座から他の口座へ移動することによって行われる。〔〔ERUs、CERs 及び〕〔AAUs〕〔PAAs〕の移転は、国内登録簿の管理者に対して当該〔ERUs、CERs 及び〕〔AAUs〕〔PAAs〕を別の口座へ移転するように指示する現在の保有者によって開始される。〕〔事務局は超過〔AAUs〕〔PAAs〕の有無を検証しそれらの認証書を発行して、その移転を行うものとする。〕

13．〔共同で約束を履行するという第 4 条に基づく複数締約国間の取決めは、第 4 条の取決めに参加している締約国の登録簿間における割当量の移転を通じて行われるものとする。〕

14．取引は〔ほぼリアルタイム（1 就労日以内）で行われる〕〔直ちに（1 就労日以内）関連登録簿に記録される〕ものとする。

15．選択肢 1：取引番号は附則 C 項に従って〔移転する登録簿の登録簿管理者〕〔システム登録簿〕により各取引に自動的に割り振られるものとする。更にそれぞれの国内登録簿は、その口座に関連するすべての取引について、附則 C 項で指定する情報を記録するものとする。

選択肢 2：事務局は、それぞれの割当量の発行、登録簿間の移転、及び償却を記録する電子式「取引ログ」を維持するものとする。締約国は、取引の一環として、その登録簿が「取引ログ」に対してそれぞれの割当量の発行、登録簿間の移転と取得、及び償却の記

録を送るようにするものとする。国内登録簿間の移転の場合、

(a) 移転する締約国は、提案された移転が開始され次第、その記録を取引ログと取得する登録簿の双方へ送るものとする。

(b) 取引ログは、自動化された電子式チェックに基づき、移転される割当量の一部について不一致があれば（即ち、以前に償却された単位、重複する単位、以前に発行したと報告されなかった単位）それを移転する登録簿と取得する登録簿の双方へ通知するものとする。

(c) 取引ログの通知に何の不一致もない場合、取得する締約国は移転が完了次第その記録を取引ログと移転する登録簿の双方へ送るものとする。

16. 附属書 B に排出の抑制と削減に関する約束を登録しており、〔メカニズムに参加している〕附属書 の各締約国は、第 3 条 1 項に基づく約束の履行を立証する目的で ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕を専用の償却口座へ回収するものとする。これら単位は以後移転も取得もできない。〔附属書 の締約国のそれぞれの国内登録簿は、それぞれの約束期間についてこの償却口座を含めるものとする〕〔この償却口座はそれぞれの約束期間について〔事務局によって償却登録簿の中で〕〔システム登録簿の中で〕設定され維持されるものとする。〕

17. >いかなる口座保有者も ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕を専用の取消口座へ移転することができる。この場合、締約国は第 3 条に基づくその約束を履行する目的で、これら単位を移転することも使用することもできない。〔附属書 の締約国のそれぞれの国内登録簿は、それぞれの約束期間についてこの取消口座を含めるものとする〕〔この取消口座はシステム登録簿の中で設定され維持されるものとする〕。<

18. それぞれの国内登録簿は、第 6 条 > 及び第 12 条 < に基づきそれが受け入れているすべての事業について、附則 D 項で指定する情報を記録するものとする。

19.〔システム登録簿を含む〕それぞれの登録簿は、関心を持つ者が登録簿に含まれる守秘義務のない情報について調査し或いは閲覧できるように、閲覧し易く、一般がアクセスできるものとする。登録簿は、関心を持つ者が下記を含む（それだけに限定されない）〔報告書〕〔情報〕を検索できるようにするものとする。

(a) 口座番号ごとの口座情報、

(b) 登録簿へ〔AAUs〕〔PAAs〕として〔発行された〕〔移転された〕割当量のシリアル番号によるリスト、

(c) 第 6 条に基づく事業に起因して登録簿へ移転された ERUs のシリアル番号による

リスト、

(d) 第 12 条に基づく事業に起因して登録簿へ〔発行された〕〔移転された〕 CERs のシリアル番号によるリスト、

(e) 当該締約国が受け入れている事業から移転された ERUs> 又は発行された CERs < のリスト、

(f) 登録簿の各口座における ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の現在の口座帳尻と保有状況（シリアル番号による）

(g) 登録簿にある償却の対象でない ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の数量、

(h) 各約束期間における遵守目的で償却された ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕のシリアル番号によるリスト、

(i) ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の保有状況の変動及び変動の理由に関するリスト、

(j) 〔AAUs〕〔PAAs〕の取引価格。

20. 第 8 条に基づく専門家による検討は、国内登録簿の完全性を検討するものとする。国内登録簿の完全性は、本附則の関連諸規定の実施を管理するための規定を通じて達成できる。

21. 〔システム登録簿は下記の機能を遂行するものとする。〕

(a) 〔CDM への参加を希望する附属書 に含まれない締約国に代わって CERs を正確に算定するため〕〔CERs の発行を記録するため〕の〔登録簿〕〔データベース〕の設定と維持。

(b) 附属書 の各締約国に代わって各約束期間の償却口座の維持。

(c) 各約束期間の取消口座の維持。

(d) 附属書 B の各締約国に代わって約束期間の留保の維持。

(e) 理事会の要請による CERs へのシリアル番号の付与。

(f) 取引開始時における取引番号の自動的な付与。

(g) すべての国内登録簿における ERUs、CERs 及び〔AAUs〕〔PAAs〕の全体的な保有状況に関する最新の情報の提供。

(h) 適宜事業設計文書、適格性確認報告書、登録通知書、モニタリング報告書、検証報告書、認証通知書、ERUs と CERs の発行通知書を含めて、附則 D 項で指定する第 6 条の事業又は CDM 事業に関するダウンロード可能な情報の維持。

(i) 国内登録簿を含む全体的な登録簿制度の完全性の監視、及び関連情報に一般がアクセスできるようにすること。〕

附則（登録簿に関する決議第D/CP.6号附属書に対する）

締約国の国内登録簿に含まれる公表可能な情報

**A . 口座情報**

22 . 口座番号は下記のように組み立てられるものとする。

(a) 締約国識別子：これは口座がどの締約国の登録簿に維持されているかを識別するもので、国際標準化機構（ISO）が定義し維持している2文字のコードを使用する（ISO 3166）。

(b) 〔口座の種類：これは下記のように口座の種類を識別する。

（ ） ‘ PTY ’ は、締約国が保有する口座を示す。

（ ） ‘ ENT ’ は、法人が保有する口座を示す。

（ ） ‘ CAN ’ は、取消口座を示す。

（ ） ‘ Rxx ’ は、償却口座を示し、‘ xx ’ は口座に保有されている単位が使われる遵守期間を示す。〕

（注釈：一部の締約国は、口座の種類に関する情報を口座番号に含めるべきでないと提案している（下記の23項(b)と(c)を参照のこと））

(c) 一意の番号：これは登録簿の中の口座に付与される一意の番号を使って、当該口座を識別する。

23 . 各口座に付与される口座情報には下記を含めるものとする。

(a) 口座の名称。これは口座の保有者を識別する。

(b) 〔口座の種類。これは下記のように口座の種類を識別する。

（ ） ‘ R ’ は、償却口座を示す。

（ ） [ ‘ C ’ は、取消口座を示す。 ]

（ ） ‘ O ’ は、償却 [又は取消] 口座以外の口座を示す。〕

(c) 口座の約束期間。各償却口座はそれに関連する約束期間を識別する。他の口座では、これは空白になる。

(d) 代表者名。これは口座の保有者を代表する者を識別し、代表者のフルネームを含める。

(e) 代表者識別子。これは2文字のISO国別コード（ISO 3166）と当該登録簿における代表者の一意の番号を使って、口座保有者の代表者を識別する。

(f) 代表者への連絡先。これは口座の代表者の郵送宛先住所、電話番号、ファックス番号及び〔/又は〕Eメールアドレスを識別する。

**B . シリアル番号の情報**

24.〔各単位の〕〔各単位ブロックの〕シリアル番号は下記のように組み立てられるものとする。

(a) 発生国。〔AAUs〕〔PAAs〕及び ERUs の場合に、これは当該単位に関連する割当量をその登録簿の中で発行した締約国を識別する。CERs の場合に、これは事業の受入締約国を識別する。発生国は 2 文字の ISO コード (ISO 3166) を使って識別される。

(b) 約束期間。これは〔単位〕〔単位ブロック〕発行の対象となる約束期間を識別する。

(c) 種類。これは単位が ERU、CER 又は〔AAU〕〔PAA〕のいずれであるかを識別する。

(d) 選択肢 1：一意の番号。これはそれぞれの約束期間及びそれぞれの発生国の ERU、CER 又は〔AAU〕〔PAA〕に一意の番号を使って、個々の単位を識別する。〔シリアル番号は開始と終了の番号によってブロックで記憶される〕。

選択肢 2：一意の開始と終了の番号。これらはそれぞれの約束期間及びそれぞれの発生国の、ブロックに含まれる ERUs、CERs 又は〔AAUs〕〔PAAs〕に一意の番号を使って、ERUs、CERs 又は〔AAUs〕〔PAAs〕のブロックの最初と最後の番号を識別する。単一の ERU、CER 又は〔AAU〕〔PAA〕の場合、開始と終了の番号は同じとなる。

(e) 事業識別子。該当する場合に、これは発生国の第 6 条の事業又は CDM 事業に一意の番号を使って、ERUs が最初に移転された又は CERs が最初に発行された事業を識別する。〔事業からの移転又は発行には、年度によって異なる事業識別子が付与される。〕

## C. 取引情報

25. 各取引の取引番号は下記のように組み立てられ、登録簿に記録される。

(a) > 約束期間。これは取引が行われる約束期間を識別する。 <

(b) 〔取引の種類。これは下記のように取引の種類を識別する。〕

( ) ‘ IA ’ は、割当量の登録簿への発行を示す。

( ) > ‘ IS ’ は、第 3 条 3 項と 4 項の活動に基づく割当量の登録簿への発行を示す。 <

( ) ‘ JI ’ は、第 6 条に基づく ERUs の最初の移転を示す。

( ) ‘ IC ’ は、第 12 条に基づく CERs の発行を示す。

( ) ‘ TR ’ は、口座間及び / 又は登録簿間の単位の移転を示す。

( ) ‘ RT ’ は、償却口座への移転を示す。

( ) > ‘ CA ’ は、取消口座への移転を示す。 <〕

(注釈：一部の締約国は、取引の種類に関する情報を口座番号に含めるべきでないと提案している (下記の 26 項(c)を参照のこと) )

(c) 発生国。これは取引を開始する登録簿を識別する。発生国は 2 文字の ISO コード (ISO 3166) を使って識別される。



(d) 選択肢 1：一意の番号。これはそれぞれの約束期間及び移転する締約国のそれぞれの取引に一意の番号を使って、取引を識別する。この一意の番号は移転する締約国によって付与される。

選択肢 2：一意の番号。これはそれぞれの約束期間の取引に一意の番号を使って、取引を識別する。この一意の番号は専用のデータベースによって連続番号で付与される。

26. 各取引番号に関する取引情報には、下記を含めるものとする。

(a) 開始と終了のシリアル番号。これは取引されるブロックの開始と終了のシリアル番号を含めて、取引の対象とするシリアル番号を識別する。単一の ERU、CER 又は〔AAU〕〔PAA〕の場合、開始と終了の番号は同じとなる。

(注釈：連続的なシリアル番号を使わないと、取引と取引番号を複数の範疇に分ける必要が生ずる可能性がある。)

(b) 〔取引の種類。これは下記のように取引の種類を識別する。〕

( ) ‘ IA ’ は、割当量の登録簿への発行を示す。

( ) > ‘ IS ’ は、第 3 条 3 項と 4 項の活動に基づく割当量の登録簿への発行を示す。 <

( ) ‘ JI ’ は、第 6 条に基づく ERUs の最初の移転を示す。

( ) ‘ IC ’ は、第 12 条に基づく CERs の発行を示す。

( ) ‘ TR ’ は、口座間及び / 又は登録簿間の単位の移転を示す。

( ) ‘ RT ’ は、償却口座への移転を示す。

( ) > ‘ CA ’ は、取消口座への移転を示す。 < )

(c) 移転する口座番号と取得する口座番号。これは単位の移転と取得を行う口座を識別する。

(d) 取引の日時。これは単位が移転される〔及び取得される〕日時を識別する。

(e) 取引の状況。これは下記のように取引の状況を識別する。

( ) ‘ P ’ は、取引が未決定であることを示す。

( ) ‘ A ’ は、受取口座が取引を認めたことを示す。

(f) 取引価格。これは単位が取引される価格を識別する。

#### **D . 事業情報**

27. ある締約国が受け入れている、事業識別子で識別される第 6 条と第 12 条に基づく各事業に関する事業情報には、下記が含まれる。

(a) 事業の名称。これは一意の名称で事業を識別する。

(b) 事業の立地場所。これは事業の立地する国及び都市または地域を識別する。

(c) 移転 / 発行の年度。これは当該事業に起因して最初に ERUs が移転された或いは CERs が発行された年度を識別する。〔事業からの移転又は発行には、年度によって異なる事業識別子が付与される。〕

(d) 報告リンク。これは > 適宜事業設計文書、適格性確認報告書、登録通知書、モニタリング報告書、検証報告書、認証通知書、ERUs と CERs の発行通知書を含めて <、事業活動に関する報告書をダウンロードできるインターネットの URL を識別する。

(e) 登録年度。これは事業が > 理事会へ < 登録された年度を識別する。

(f) > 適格性確認を行う < 独立 / 運営組織。これは事業の > 適格性確認 < に従事する独立の又は運営の〔組織（単数）〕〔組織（複数）〕を識別する。

(g) > 検証を行う独立 / 運営組織。これは事業の検証に従事する独立の又は運営の組織を識別する。 <

(h) > 認証を行う独立 / 運営組織。これは事業の検証に従事する独立の又は運営の組織を識別する。 <